

# 広島市報

定期第1115号  
令和5年5月1日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 条 例

- 広島市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例(第1号).....12
- 広島市精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例(第2号).....12
- 広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第3号).....12
- 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例(第4号).....13
- 広島市情報公開条例の一部を改正する条例(第5号).....15
- 広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(第6号).....16
- 広島市職員定数条例の一部を改正する条例(第7号).....17
- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例(第8号).....17
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(第9号).....18
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例(第10号).....19
- 広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例(第11号).....22
- 広島市湯の山温泉館条例の一部を改正する条例(第12号).....23
- 広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例(第13号).....24
- 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例(第14号).....24
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例(第15号).....25
- 広島市精神障害者通院医療費補助条例の一部を改正する条例(第16号).....25
- 広島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第17号).....25
- 広島市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例(第18号).....26
- 広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例(第19号).....26
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条

- 例(第20号).....26
- 広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例(第21号).....26
- 広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例(第22号).....27
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第23号).....27
- 広島市議会の個人情報の保護に関する条例(第24号).....27
- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(第25号).....36
- 広島市市税条例の一部を改正する条例(第26号).....38

### 規 則

- 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則及び広島市都市整備局指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則(第7号).....39
- 広島市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第8号).....39
- 広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則(第9号).....40
- 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則(第10号).....40
- 広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則(第11号).....43
- 広島市旧住宅地造成事業に関する法律施行細則を廃止する規則(第12号).....44
- 広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則(第13号).....44
- 土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則(第14号).....45
- 広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則(第15号).....45
- 広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第16号).....45
- 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(第17号).....46
- 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(第18号).....47	則の一部を改正する規則(第39号).....65
○広島市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則(第19号).....47	<b>告 示</b>
○広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則(第20号).....48	○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....65
○広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第21号).....48	○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....65
○広島市事務組織規則の一部を改正する規則(第22号).....49	○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....66
○広島市廃棄物処理事業審議会規則の一部を改正する規則(第23号).....50	○介護保険法による指定事業者の指定.....66
○広島市児童相談所長に対する事務委任規則及び広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(第24号).....51	○介護保険法による介護老人福祉施設の指定.....66
○広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則(第25号).....51	○公印の印影印刷の廃止.....66
○広島市会計規則の一部を改正する規則(第26号).....51	○公印の印影印刷.....66
○広島市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則(第27号).....53	○河川工事の施行.....66
○広島市文化創造センター条例施行規則の一部を改正する規則(第28号).....54	○開発行為に関する工事の完了.....67
○広島市阿戸認定子ども園条例施行規則の一部を改正する規則(第29号).....54	○市営店舗の使用料の変更.....67
○広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第30号).....55	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....67
○広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則(第31号).....55	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出.....67
○広島市職員席次規則等の一部を改正する規則(第32号).....55	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....67
○公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(第33号).....57	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止の届出.....67
○地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則(第34号).....57	○広島市公共下水道築造事業計画の変更.....68
○一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第35号).....58	○広島市流域関連公共下水道築造事業計画の変更.....68
○広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則(第36号).....61	○地方税法による土地及び家屋に関する令和5年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧.....68
○広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則(第37号).....62	○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止.....69
○消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第38号).....62	○都市公園法による公募設置等計画の認定.....69
○広島市消防団員等公務災害補償条例施行規	○地方自治法による広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園の指定管理者の指定.....69
	○子ども・子育て支援法の確認.....70
	○地方自治法による広島市豪雨災害伝承館の指定管理者の指定.....70

○地方自治法による中央公園の指定管理者の指定.....70	国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....80
○地方自治法による広島サッカースタジアムの指定管理者の指定.....70	○開発行為に関する工事の完了.....80
○道路法による市道の路線の廃止.....70	○地方自治法による広島市収納代理金融機関の指定に関する告示の一部の改正及び施行.....80
○道路法による市道の路線の認定.....71	○地方公営企業法による広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正及び施行.....80
○道路の区域決定.....71	○自転車等の所有権の取得.....80
○道路の供用開始.....71	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 4件.....80
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件.....71	○広島農業振興地域整備計画の変更.....83
○地方自治施行令による「広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務（単価契約）」の委託.....72	○地方自治法による広島市大町東庭球場の指定管理者の指定.....83
○車両制限令による通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定.....73	○開発行為に関する工事の完了.....83
○車両制限令による通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法の決定.....73	○公共下水道の供用開始.....83
○道路法による道路の占用を制限する区域の指定.....73	○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....83
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出.....77	○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の決定.....83
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退の届出.....77	○改正前の介護保険法による指定介護療養型医療施設の辞退の届出.....84
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....77	○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....84
○広島市市営住宅等条例による特賃住宅を除く市営住宅の令和5年4月から令和6年3月までの家賃.....77	○介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出.....84
○新たに生じた土地の確認及び当該土地を町の区域に編入.....77	○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....84
○公共下水道の供用開始.....77	○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....84
○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....78	○車両制限令による通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定.....84
○開発行為に関する工事の完了.....78	○地方自治法による広島市と次の市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更.....84
○行旅病人及び行旅死亡人取扱法による告示.....78	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる精神科病院の認定.....84
○広島市私道整備工事費補助金交付規則による私道整備工事に要する経費認定の上限額の決定.....79	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定.....85
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰	○路上駐車場の休止.....85
	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる精神科病院の指定.....85
	○道路の区域変更（中区）.....85
	○道路の供用開始（中区）.....85

○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	86	よる電線共同溝を整備すべき道路の指定（西区）.....	90
○放置自転車等の撤去（中区）.....	86	○道路の区域変更（西区）.....	91
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	86	○道路の供用開始（西区）.....	91
○放置自転車等の撤去（中区）.....	86	○放置自転車等の撤去（西区）.....	91
○道路の区域変更（中区）.....	86	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....	91
○放置自転車等の撤去（中区）.....	86	○道路の供用開始（安佐南区）.....	91
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	86	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	91
○放置自転車等の撤去（中区）.....	87	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）.....	91
○広島市中区地域福祉センターの使用料収納事務の委託（中区）.....	87	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	92
○広島市吉島福祉センターの使用料収納事務の委託（中区）.....	87	○道路の区域変更（安佐南区）.....	92
○放置自転車等の撤去（中区）.....	87	○道路の供用開始（安佐南区）.....	92
○放置自転車の撤去（東区）.....	87	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....	92
○住居表示実施区域内の街区の区域変更（東区）.....	87	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....	92
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（東区）.....	87	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区） 2件.....	92
○長期間駐車されていた自転車の移動（東区） 2件.....	87	○道路の区域変更（安佐南区）.....	93
○放置自転車の撤去（東区）.....	88	○道路の供用開始（安佐南区）.....	93
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....	88	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	93
○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	88	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....	93
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	88	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....	93
○放置自転車等の撤去（南区）.....	88	○道路の区域変更（安佐北区）.....	93
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	88	○道路の供用開始（安佐北区）.....	93
○放置自転車等の撤去（南区）.....	88	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....	94
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	89	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....	94
○放置自転車等の撤去（南区） 4件.....	89	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....	94
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	89	○道路の区域変更（安佐北区）.....	94
○放置自転車等の撤去（南区）.....	89	○道路の供用開始（安佐北区）.....	94
○放置自転車等の撤去（西区）.....	89	○道路の区域変更（安佐北区）.....	94
○建築基準法による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（西区）.....	89	○道路の供用開始（安佐北区）.....	95
○広島市屋外広告物条例による広告物の除却（西区）.....	89	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....	95
○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....	90	○放置自転車等の撤去（安芸区） 2件.....	95
○道路の区域変更（西区）.....	90	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....	95
○放置自転車等の撤去（西区） 3件.....	90	○放置自転車等の撤去（安芸区）.....	95
○路線名等を定める法定外公共物の廃止（西区）.....	90	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安	
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に			

芸区).....95

○道路の供用開始(安芸区).....95

○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 2件.....96

○道路の供用開始(安芸区).....96

○道路の区域変更(佐伯区).....96

○放置自転車等の撤去(佐伯区).....96

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....96

○放置自転車等の撤去(佐伯区) 4件.....97

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....97

**公 告**

○令和5年5月28日執行の広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員の選挙に使用する選挙人名簿の縦覧.....97

○土地区画整理法による広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員の選挙期日の決定.....97

○広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の事業計画の変更.....97

**選 管 告 示**

○令和5年3月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....98

○広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の決定.....98

○広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程の決定.....102

○広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程の決定.....102

○広島市選挙委員会規程の一部を改正する規程.....102

○令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙において候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日.....102

○令和5年3月25日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....103

○広島市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の決定.....103

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任.....103

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙において候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額.....103

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における選挙会の場所及び日時.....103

○広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例による令和5年4月9日執行の広島市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....104

○令和5年4月9日執行予定の広島市議会議員一般選挙において候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日.....104

○令和5年3月30日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....104

○令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙において候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額.....104

○令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任.....104

○令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時.....105

○令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における開票の事務.....105

○広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例による令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....105

**区 選 管 告 示**

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間(中区).....105

○令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置(中区).....105

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置(中区).....105

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(中区).....105

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(中区).....105

- 令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（中区）.....106
- 令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置（中区）.....106
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（中区）.....106
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（中区）.....106
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....106
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....106
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中区）.....107
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（中区）.....107
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....107
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（中区）.....107
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（東区）.....108
- 令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（東区）.....108

- 令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（東区）.....108
- 令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....108
- 令和5年4月9日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（東区）.....108
- 令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）.....108
- 令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置（東区）.....109
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（東区）.....109
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....109
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（東区）.....109
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....109
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（東区）.....109
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....109
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（東区）.....110
- 令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお

る開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときにくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときにくじを行う場所及び日時（東区）.....110

○令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（南区）.....110

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（南区）.....110

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）.....110

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（南区）.....111

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関する候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時（南区）.....111

○令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置（南区）.....111

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（南区）.....111

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（南区）.....111

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の開閉時刻の繰り上げ（南区）.....111

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）.....112

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）.....112

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（南区）.....112

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一

般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（南区）.....112

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）.....112

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関する候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時（南区）.....112

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（西区）.....113

○令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（西区）.....113

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（西区）.....113

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....113

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（西区）.....113

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときにくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときにくじを行う場所及び日時（西区）.....114

○令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置（西区）.....114

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（西区）.....114

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....114

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（西区）.....114

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務

を代理すべき者の選任（西区）.....114

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（西区）.....114

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....115

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（西区）.....115

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（西区）.....115

○令和5年4月9日執行の統一地方選挙における中広投票区の投票管理者の変更（西区）.....115

○令和5年4月9日執行の統一地方選挙における三篠第二投票区の投票管理者の変更（西区）.....115

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐南区）.....116

○令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）.....116

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）.....116

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....116

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....116

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....116

○令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に

におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）.....117

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の辞任に伴う選任（安佐南区）.....117

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....117

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（安佐南区）.....117

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....117

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）.....117

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....118

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....118

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....118

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（安佐南区）.....118

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐北区）.....118

○令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐北区）.....119

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（安佐北区）.....119

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....119

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時



(安佐北区).....	119	ける期日前投票所の設置 (安芸区).....	121
○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (安佐北区).....	119	○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任 (安芸区).....	122
○令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置 (安佐北区).....	120	○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (安芸区).....	122
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置 (安佐北区).....	120	○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (安芸区).....	122
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置 (安佐北区).....	120	○令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置 (安芸区).....	122
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任 (安佐北区).....	120	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任 (安芸区).....	122
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任 (安佐北区).....	120	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時 (安芸区).....	122
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (安佐北区).....	120	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任 (安芸区).....	123
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時 (安佐北区).....	121	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置 (安芸区).....	123
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任 (安佐北区).....	121	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の設置 (安芸区).....	123
○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時 (安佐北区).....	121	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任 (安芸区).....	123
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間 (安芸区).....	121	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (安芸区).....	123
○令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置 (安芸区).....	121	○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開	

票立会人となるべき者が 10 人を超えると  
 きのくじ又は同一の政党その他の政治団  
 体に属する候補者の届出に係るものが 3 人  
 以上あるときのくじを行う場所及び日時（安  
 芸区）.....123

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録  
 の移替えをしない期間（佐伯区）.....124

○令和 5 年 4 月 9 日執行予定の広島市長選挙  
 におけるポスター掲示場の設置（佐伯区）.....124

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける期日前投票所の設置（佐伯区）.....124

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける期日前投票所の投票管理者及びその職  
 務を代理すべき者の選任（佐伯区）.....124

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける投票記載所の候補者の氏名等の掲示の  
 掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時  
 （佐伯区）.....124

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける開票に関し、候補者から届出のあった  
 開票立会人となるべき者が 10 人を超え  
 るときのくじ又は同一の政党その他の政治団  
 体に属する候補者の届出に係るものが 3 人  
 以上あるときのくじを行う場所及び日時  
 （佐伯区）.....125

○令和 5 年 4 月 9 日執行予定の広島県議会議  
 員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に  
 おけるポスター掲示場の設置（佐伯区）.....125

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島  
 市長選挙における投票所の開閉時刻の繰り  
 上げ（佐伯区）.....125

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島  
 市長選挙における投票区の投票管理者及び  
 その職務を代理すべき者の選任（佐伯区）.....125

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島  
 市長選挙における開票の場所及び日時（佐  
 伯区）.....125

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島  
 市長選挙における開票管理者及びその職務  
 を代理すべき者の選任（佐伯区）.....125

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島  
 市長選挙における投票所の設置（佐伯区）.....126

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお

ける期日前投票所の設置（佐伯区）.....126

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島  
 市長選挙における期日前投票所の投票管理  
 者及びその職務を代理すべき者の選任（佐  
 伯区）.....126

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲  
 載順序を定めるくじを行う場所及び日時  
 （佐伯区）.....126

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける開票に関し、候補者から届出のあった開  
 票立会人となるべき者が 10 人を超えと  
 きのくじを行う場所及び日時（佐伯区）.....126

**区選管委員長告示**

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（中区）.....127

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（中区）.....127

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（東区）.....127

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（東区）.....127

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（南区）.....127

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（南区）.....127

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（西区）.....128

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（西区）.....128

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（安佐南区）.....128

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（安佐南区）.....128

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（安佐北区）.....128

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一  
 般選挙及び広島市議会議員一般選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（安佐北区）.....128

○令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙にお  
 ける不在者投票の投票記載場所（安芸区）.....129

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（安芸区）……………129

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（佐伯区）……………129

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（佐伯区）……………129

**人事委員会規則**

○広島市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（第1号）……………129

○職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（第2号）……………130

○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（第3号）……………131

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第4号）……………131

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第5号）……………131

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第6号）……………131

○職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（第7号）……………133

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第8号）……………133

○広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（第9号）……………133

**農業委員会規程**

○広島市農業委員会事務局規程の一部を改正する規則（第1号）……………133

**教育委員会規則**

○広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（第1号）……………134

○広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（第2号）……………134

○広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（第3号）……………134

○広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（第4号）……………135

○広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第5号）……………135

○広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（第6号）……………135

○広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則（第7号）……………135

○博物館の登録に関する規則（第8号）……………135

**教育委員会告示**

○広島市教育委員会議（定例会）の開催……………136

○公印の印影印刷……………136

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催……………136

**水道局規程**

○広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（第1号）……………136

○広島市水道局幹部会議規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程（第2号）……………137

○広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程（第3号）……………137

○広島市水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程（第4号）……………139

○広島市水道局就業規則の一部を改正する規程（第5号）……………139

○広島市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（第6号）……………140

○水道事業管理者が保有する保有個人情報の開示に関する規程（第7号）……………140

○広島市水道局事務分掌規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程（第8号）……………141

**監査公表**

○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表……………142

○監査の結果（指摘事項）に対する措置の内容の公表 2件……………152

○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表……………154

条 例

広島市条例第 1 号  
令和5年3月16日

広島市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

広島市社会福祉審議会条例（平成12年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

広島市条例第 3 号  
令和5年3月16日

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「の諮問に応じ、公共施設」を「又は教育委員会の諮問に応じ、公共施設」に改め、

「 広島市南工場建 替え等事業者選 定審議会	市長の諮問に応じ、南工場の建替え等に係る 事業者の選定に関する事項を審議すること。」
---------------------------------	-----------------------------------------------

「旧広島市民球場跡地イベント広場及び」及び

「 旧広島市民球場 跡地整備等事業 者選定審議会	市長の諮問に応じ、旧広島市民球場の跡地等 の整備及び整備後の当該跡地等の管理に係る 事業者の選定に関する事項を審議すること。」
-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表市長の項の改正規定（「の諮問に応じ、公共施設」を「又は教育委員会の諮問に応じ、公共施設」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

広島市条例第 2 号  
令和5年3月16日

広島市精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

広島市精神保健福祉審議会条例（平成8年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第174条の36の2第2項」を「第174条の36第2項」に改める。

第2条第3項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市条例第4号  
令和5年3月16日

広島市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者、本市に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項に規定する財産区の機関（議会を除く。）並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合であつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、法第82条第2項の決定があつた場合及び開示の方法が閲覧である場合は無料とし、開示の方法がそれ以外の方法である場合は別表に定

める額とする。

2 前項の手数料は、法第87条第3項に規定する申出の際、納めなければならない。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 手数料は、特別の理由があると認められるときは、これを減免することができる。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合であつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合であつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第 119 条第 4 項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 3 項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

（広島市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第 11 条 実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。第 3 号において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合その他の個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる場合は、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 26 年広島市条例第 7 号）第 3 条に規定する広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第 12 条 市長は、毎年 1 回、法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、

これを公表するものとする。

（委任規定）

第 13 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（広島市個人情報保護条例の廃止）

2 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（旧条例の廃止に伴う経過措置）

3 次に掲げる者に係る旧条例第 3 条第 2 項又は第 7 条第 3 項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は施行日前において旧実施機関の職員であった者（本市が設立した地方独立行政法人の役員であった者を含む。以下同じ。）のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いを伴う事務に従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱い

を伴う事務（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行う当該旧個人情報の取扱いに係る事務を含む。）に従事していた者

4 施行日前に旧条例第 9 条、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 28 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定による請求がされた場合における旧条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止並びに旧条例第 21 条の規定による開示の請求に係る写しの交付の手数料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 4 条第 1 項に規定する個人情報ファイルであって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにされたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第 3 項第 2 号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

7 前 2 項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 施行日前にした行為及び附則第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされている場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（広島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

9 広島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書 広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。

(2) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）第 2 条第 1 項及び広島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年広島市条例第 24 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

(3) 保有個人情報 保護法第 60 条第 1 項及び議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。

第 3 条第 1 項中「、実施機関の諮問に応じて」を削り、同項各号を次

のように改める。

- (1) 情報公開条例第17条第1項の規定による諮問に係る事項
  - (2) 保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る事項
  - (3) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）第11条の規定による諮問に係る事項
  - (4) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に係る事項
  - (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に係る事項
- 第3条第2項中「又は個人情報の保護」を削る。
- 第9条第1項中「第3条第1項各号」を「第3条第1項第1号、第2号又は第4号」に、「実施機関（以下「諮問実施機関」を「もの（以下「諮問をしたもの」に、「情報公開条例第11条第1項の」を「これらの規定に掲げる事項に関する」に改め、「個人情報保護条例第15条第1項、第25条第1項若しくは第31条第1項の決定に係る」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問をしたもの」に改める。

広島市条例第5号

令和5年3月16日

広島市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市情報公開条例の一部を改正する条例

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公営企業管理者及び議会並びに広島市（以下「市」という。）」を「消防長、公営企業管理者及び議会、広島市（以下「市」という。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項に規定する財産区の機関並びに市」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第7条第1号中「記述等」の右に「（文書、図画若しくは電磁的記録に

記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加え、同号ア中「、何人でも閲覧することができる」とされている情報を「又は償行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条第4号を同条第7号とし、同条第3号中「（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供され

別表（第5条関係）

(1) 文書又は図画

区 分	単 位	手 数 料 の 額
カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）
その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）

備考 用紙の規格は、規則で定める。

(2) 電磁的記録 280円を限度として、電磁的記録の種別に応じ、実費の範囲内において規則で定める額

たものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第9条中「第7条第4号」を「第7条第2号及び第7号」に改める。  
 第11条第3項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第5項中「起算して45日」を「44日」に、「すべて」を「全て」に改める。  
 第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

第15条第3項中「市長及び公営企業管理者」を「手数料」に、「認める」を「認められる」に、「手数料」を「これ」に改める。

第19条第1項中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律及び広島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年広島市条例第24号）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の広島市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後に開示請求があったものについて適用し、同日前に開示請求があったものについては、なお従前の例による。

広島市条例第 6 号  
令和5年3月16日

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
 広島市個人番号の利用に関する条例（平成27年広島市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）第2条第4号」を「法第2条第8項」に改める。

別表第1に次のように加える。

14 市 長	生活保護法（昭和25年法律第144号）の定めるところに準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護等に関する事務であって規則で定めるもの
-----------	---------------------------------------------------------------------

別表第2の1の項中「情報又は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は生活保護法の定めるところに準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護等に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって」に改め、同表の2の項から4の項までの規定中「情報又

は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の5の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の6の項中「情報又は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の7の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の8の項中「生活保護関係情報」の右に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の10の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の12の項及び13の項中「情報又は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の14の項中「介護保険給付等関係情報又は」を「介護保険給付等関係情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の15の項中「又は広島市保育園条例」を「、広島市保育園条例」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の16の項中「又は子ども・子育て支援法」を「、子ども・子育て支援法」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の17の項から19の項までの規定中「情報又は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の20の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の21の項中「情報又は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の22の項



中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表に次のように加える。

25 市長	生活保護法の定めるところに準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護等に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、特別児童扶養手当関係情報若しくは特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保
-------	-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

広島市条例第7号  
令和5年3月16日

広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市職員定数条例（昭和26年3月30日広島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6,014人」を「6,097人」に改め、同条中「14,925人」を「15,008人」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

		険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------

広島市条例第8号  
令和5年3月16日

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年広島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条のうち一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）附則第11項から第14項までを削り、附則に8項を加える改正規定中「）とする。」の右に「この場合において、当該職員には、この項前段の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

広島市条例第 9 号  
令和5年3月16日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年広島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「いう。」( )の右に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合であっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合であっては、当該末日とされた日。

以下この(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びビ以外の部分を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びビに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合であってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の右に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の右に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が

同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き任用される」を「引き続き特定職に採用される」に改め、「伴い、当該」の右に「育児休業に係る子について、その更新前の」を加え、「当該引き続き任用される日」を「その採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の5を削る改正規定及び第3条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

適合するかどうかの審査を受ける場合 19,000円

(b) (a)に掲げる場合以外の場合 37,000円

改め、同号ア(i)b中

(a) 共同住宅等の住戸部分 住戸部分の戸数が1戸のときは37,000円、1戸を超え5戸以下のときは75,000円、5戸を超え10戸以下のときは105,000円、10戸を超え25戸以下のときは148,000円、25戸を超え50戸以下のときは213,000円、50戸を超え100戸以下のときは305,000円、100戸を超え200戸以下のときは413,000円、200戸を超え300戸以下のときは541,000円、300戸を超えるときは635,000円

(a) 共同住宅等の住戸部分 次の(i)又は(ii)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める額  
 (i) 省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住戸部分の戸数が1戸のときは19,000円、1戸を超え5戸以下のときは36,000円、5戸を超え10戸以下のときは51,000円、10戸を超

広島市条例第10号  
 令和5年3月16日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第61号ア(4)中

a 一戸建ての住宅に係る申請の場合 37,000円 を

a 一戸建ての住宅に係る申請の場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(a)又は(b)に定める額

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年<sup>経済産業省</sup>国土交通省令第1号。以下この号、第65号、第68号及び第71号において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に

え25戸以下のときは74,000円、25戸を超え50戸以下のときは112,000円、50戸を超え100戸以下のときは169,000円、100戸を超え200戸以下のときは241,000円、200戸を超え300戸以下のときは311,000円、300戸を超えるときは354,000円

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 住戸部分の戸数が1戸のときは37,000円、1戸を超え5戸以下のときは75,000円、5戸を超え10戸以下のときは105,000円、10戸を超え25戸以下のときは148,000円、25戸を超え50戸以下のときは213,000円、50戸を超え100戸以下のときは305,000円、100戸を超え200戸以下のときは413,000円、200戸を超え300戸以下のときは541,000円、300戸を超えるときは635,000円

改め、同号ア(i)c中

(a) 共同住宅等の住戸部分 住戸部分の戸数に応じて、b(a)に規定する額

「  
 (a) 共同住宅等の住戸部分 次の(i)又は(ii)に掲げる場  
 合に応じて、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める額  
 (i) 省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に  
 適合するかどうかの審査を受ける場合 住戸部分 に  
 の戸数に応じて、b(a)(i)に規定する額  
 (ii) (i)に掲げる場合以外の場合 住戸部分の戸数に  
 応じて、b(a)(ii)に規定する額  
 」

改め、同表第 65 号ア(7)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める  
 省令(平成 28 年<sup>経済産業省</sup>国土交通省令第 1 号。以下この号、第 68 号及び第 7  
 1 号において「省令」という。)」を「省令」に改め、同表第 68 号ア

(4)中  
 「  
 a 一戸建ての住宅に係る申請の場合 床面積の合計が  
 200 平方メートル未満のときは 36,000 円、2 を  
 00 平方メートル以上のときは 40,000 円  
 」

「  
 a 一戸建ての住宅に係る申請の場合 次の(a)又は(b)に  
 掲げる場合に応じて、それぞれ当該(a)又は(b)に定める  
 額  
 (a) 省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適  
 合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計  
 が 200 平方メートル未満のときは 18,000 に  
 」

円、200 平方メートル以上のときは 20,000  
 円  
 (b) (a)に掲げる場合以外の場合 床面積の合計が 20  
 0 平方メートル未満のときは 36,000 円、20  
 0 平方メートル以上のときは 40,000 円  
 」

改め、同号ア(4)中  
 「  
 (a) 1 棟の建築物の住宅部分 住宅部分の床面積の合  
 計が 300 平方メートル未満のときは 73,000  
 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メー  
 ートル未満のときは 122,000 円、2,000 平方  
 メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは  
 208,000 円、5,000 平方メートル以上の  
 ときは 298,000 円  
 を  
 」

「  
 (a) 1 棟の建築物の住宅部分 次の(i)又は(ii)に掲げる  
 場合に応じて、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める額  
 (i) 省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に  
 適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分  
 の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき  
 は 35,000 円、300 平方メートル以上 2,  
 000 平方メートル未満のときは 60,000  
 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方

メートル未満のときは 109,000 円、5,0 に  
 00 平方メートル以上のときは 165,000 円  
 (ii) (i)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面積  
 の合計が 300 平方メートル未満のときは 73,  
 000 円、300 平方メートル以上 2,000 平  
 方メートル未満のときは 122,000 円、2,  
 000 平方メートル以上 5,000 平方メー  
 ートル未満のときは 208,000 円、5,000 平方  
 メートル以上のときは 298,000 円  
 」

改め、同号ア(4)中  
 「  
 c 複合建築物の住宅部分に係る申請の場合 住宅部分  
 の床面積の合計に応じて、b(a)に規定する額  
 を  
 」

「  
 c 複合建築物の住宅部分に係る申請の場合 次の(a)又  
 は(b)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(a)又は(b)に  
 定める額  
 (a) 省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適  
 合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床  
 面積の合計に応じて、b(a)(i)に規定する額  
 (b) (a)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面積の  
 合計に応じて b(a)(ii)に規定する額  
 に  
 」

改め、同表第 71 号イ(7) a 中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)(i)」を「第 1 条  
 第 1 項第 2 号イ(1)」に改め、同号イ(7) b 中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)」  
 を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)」に改め、同号イ(4) a (a)中「第 1 条第 1 項  
 第 2 号イ(1)(i)又は(ii)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)」に改め、同号イ(4)  
 a (b)中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)又は(ii)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ  
 (2)」に改める。

第 2 条 広島市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。  
 別表中第 99 号を第 104 号とし、第 89 号から第 98 号までを 5 号  
 ずつ繰り下げ、同表第 88 号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等  
 規制法」に改め、同号を同表第 93 号とし、同表第 87 号中「宅地造成  
 等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律  
 第 55 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとさ  
 れた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「昭和 36 年法律  
 第 191 号」の右に「。次号において「旧宅地造成等規制法」という。」  
 を加え、同号を同表第 92 号とし、同表中第 86 号を第 91 号とし、第  
 80 号から第 85 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同表第 79 号ア中「第 7  
 5 号ア」を「第 82 号ア」に改め、同号イ中「第 75 号イ(7)」を「第 8  
 2 号イ(7)」に改め、同号を同表第 84 号とし、同表中第 78 号を第 83  
 号とし、第 75 号から第 77 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同表第 74 号  
 ア中「第 72 号ア(7)」を「第 77 号ア(7)」に改め、同号イ中「第 72 号  
 ア(4) b」を「第 77 号ア(4) b」に改め、同号を同表第 79 号とし、同表  
 第 73 号ウ中「第 61 号ウ(7)」を「第 65 号ウ(7)」に改め、同号を同表  
 第 78 号とし、同表第 72 号ウ中「第 61 号ウ(7)」を「第 65 号ウ(7)」

に改め、同号を同表第77号とし、同表第71号ア中「第68号ア(7) a」を「第72号ア(7) a」に改め、同号ア(4) a中「第68号ア(7) b(a)」を「第72号ア(7) b(a)」に改め、同号ア(4) b中「第68号ア(7) b(b)」を「第72号ア(7) b(b)」に改め、同号イ(7) a中「第68号ア(4) a」を「第72号ア(4) a」に改め、同号イ(4) a(中)「第68号ア(4) b(a)」を「第72号ア(4) b(a)」に改め、同号イ(4) b(中)「第68号ア(4) b(b)(i)」を「第72号ア(4) b(b)(i)」に改め、同号イ(4) b(中)「第68号ア(4) b(b)(ii)」を「第72号ア(4) b(b)(ii)」に改め、同号を同表第75号とし、同号の次に次の1号を加える。

(76) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条の3第2項の規定に基づく特定都市道路内における建築の認定の申請に対する審査	特定都市道路内における建築認定申請手数料	1件につき	27,000円
----------------------------------------------------------------------	----------------------	-------	---------

別表中第70号を第74号とし、同表第69号ウ中「第61号ウ(7)」を「第65号ウ(7)」に改め、同号を同表第73号とし、同表第68号ア(7) a及びb中「第71号」を「第75号」に改め、同号ウ中「第61号

ウ(7)」を「第65号ウ(7)」に改め、同号を同表第72号とし、同表中第67号を第71号とし、第66号を第70号とし、同表第65号ア(7) a及び(4)中「第71号」を「第75号」に改め、同号を同表第69号とし、同表中第64号を第68号とし、第63号を第67号とし、第62号を第66号とし、同表第61号ア(7) c中「第68号」を「第72号」に改め、同号ア(4) a(中)「第65号、第68号及び第71号」を「第69号、第72号及び第75号」に改め、同号を同表第65号とし、同表中第60号を第64号とし、第25号から第59号までを4号ずつ繰り下げ、第24号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
-----------------------------------------------	--------------------------	-------	----------

別表中第23号を第26号とし、同表第22号中「第55条第3項」を「第55条第4項」に改め、同号を同表第25号とし、同表中第21号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建	第一種低層住居専用地域等	1件につき	160,000円
---------------------------	--------------	-------	----------

建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	における建築物の高さの特例許可申請手数料		
-----------------------	----------------------	--	--

別表中第20号を第22号とし、第19号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建築率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建築率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
------------------------------------------------------	-------------------	-------	----------

別表第18号の次に次の1号を加える。

(19) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	27,000円
------------------------------------------------------	-------------------	-------	---------

別表備考の3中「第53号、第55号、第57号」を「第57号、第59号、第61号」に、「第59号」を「第63号」に改め、同表備考の4中「第61号ウ(7)」を「第65号ウ(7)」に改め、同表備考の5中「第68号ウ又は第69号ウ(第70号)」を「第72号ウ又は第73号ウ(第74号)」に、「第61号ウ(7)」を「第65号ウ(7)」に改め、同表備考の6中「第72号ウ又は第73号ウ」を「第77号ウ又は第78号ウ」に、「第61号ウ(7)」を「第65号ウ(7)」に改め、同表備考の7中「第61号イ(4)、第62号イ(4)(第63号)」を「第65号イ(4)、第66号イ(4)(第67号)」に、「第68号イ(4)、第69号イ(4)(第70号)」を「第72号イ(4)、第73号イ(4)(第74号)」に、「第72号イ(4)、第73号ア」を「第77号イ(4)、第78号ア」に、「第75号」を「第80号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第2条中別表第87号の改正規定(同号を同表第92号とする部分を除く。)及び同表第88号の改正規定(同号を同表第93号とする部分を除く。)は同年5月26日から施行する。

広島市条例第 11 号  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市消防関係手数料条例（平成 12 年広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 36 号中「昭和 42 年法律第 149 号」の右に「。以下「液化石油ガス法」という。」を加え、「同法」を「液化石油ガス法」に改め、同表第 38 号中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「同法」を「液化石油ガス法」に改め、同表に次の 16 号を加える。

(40) 液化石油ガス法 第 3 条第 1 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	液化石油ガス 販売事業登録 申請手数料	31,000円
(49) 液化石油ガス法	液化石油ガス	1 通につき 630円

第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	販売事業者登録簿謄本交付 手数料	
(50) 液化石油ガス法 第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	液化石油ガス 販売事業者登録簿閲覧手数料	1 回につき 460円
(51) 液化石油ガス法 第 29 条第 1 項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	保安機関認定 申請手数料	34,000円と 6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
(52) 液化石油ガス法 第 32 条第 1 項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	保安機関認定 更新申請手数料	14,000円と 6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
(53) 液化石油ガス法	一般消費者等	20,000円と 6,900円

第 33 条第 1 項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	の数の増加に係る認可申請手数料	円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
(54) 液化石油ガス法 第 35 条の 6 第 1 項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス 販売事業者認定申請手数料	ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000 戸未満の場合にあつては、55,000円 イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000 戸以上 10,000 戸未満の場合にあつては、80,000円 ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 10,000 戸以上の場合にあつては、98,000円
(55) 液化石油ガス法	貯蔵施設又は	21,000円に貯蔵施設又は
第 36 条第 1 項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	特定供給設備に係る設置許可申請手数料	は特定供給設備の数を乗じて得た金額
(56) 液化石油ガス法 第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設又は特定供給設備に係る変更許可申請手数料	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
(57) 液化石油ガス法 第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく液化石油ガス法第 36 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設	貯蔵施設又は特定供給設備に係る完成検査手数料	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合してい

又は特定供給設備の完成検査		ると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	完成検査手数料	充てん設備の数を乗じて得た金額
(8) 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設又は特定供給設備に係る変更完成検査手数料	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	(8) 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査	充填設備保安検査手数料	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
(9) 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に	充填設備許可申請手数料	28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	別表備考中「及び高圧ガス保安法」を「、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法」に改める。		
に対する審査			附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。		
(10) 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充填設備変更許可申請手数料	17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	広島市条例第12号 令和5年3月16日		
(11) 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく液化石油ガス法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	充填設備完成検査手数料	36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	広島市湯の山温泉館条例の一部を改正する条例をここに公布する。		
(12) 液化石油ガス法	充填設備変更	27,000円に変更に係る	広島市長 松井 一 實		
			広島市湯の山温泉館条例の一部を改正する条例 広島市湯の山温泉館条例（平成17年広島市条例第54号）の一部を次のように改正する。 別表中「150」を「200」に、「400」を「450」に、「380」を「430」に、「730」を「780」に改める。 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。		

広島市条例第 13 号  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例  
広島市認定こども園設備等基準条例（平成 26 年広島市条例第 55 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- 内 閣 府  
(3) 令和 4 年文部科学省告示第 2 号附則第 2 項  
厚生労働省

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

省令」という。）附則第 2 条（令和 4 年 1 月 1 月改正省令第 3 条の規定による改正後の指定通所支援基準省令に関する部分に限る。）

- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号。以下「令和 4 年 1 月 2 月改正省令」という。）附則第 3 条

第 4 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (3) 令和 4 年 1 月 1 月改正省令附則第 2 条（令和 4 年 1 月 1 月改正省令第 3 条の規定による改正後の指定通所支援基準省令に関する部分に限る。）

- (4) 令和 4 年 1 月 2 月改正省令附則第 3 条

第 5 条第 1 項第 2 号中「、第 6 条、第 7 条並びに第 1 1 条から第 1 3 条まで」を削り、同項に次の 2 号を加える。

- (3) 令和 4 年 1 月 1 月改正省令附則第 2 条（令和 4 年 1 月 1 月改正省令第 3 条の規定による改正後の指定通所支援基準省令に関する部分に限る。）

- (4) 令和 4 年 1 月 2 月改正省令附則第 3 条

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 令和 4 年 1 月 1 月改正省令附則第 2 条（令和 4 年 1 月 1 月改正省令第 4 条の規定による改正後の指定障害児入所施設等基準省令に関する部分に限る。）

第 8 条第 1 項中「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。）第 2 条から第 2 1 条まで（第 1 0 条第 3 項を除く。）」を「次に掲げる規定」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。）第 2 条から第 2 1 条まで（第 1 0 条第 3 項を除く。）

- (2) 令和 4 年 1 月 1 月改正省令附則第 2 条（令和 4 年 1 月 1 月改正省令第 7 条の規定による改正後の放課後児童健全育成事業基準省令に関する部分に限る。）

第 9 条第 1 項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。）第 2 条から第 1 2 条まで及び第 1 4 条から第 4 9 条まで並びに附則第 2 条第 2 項及び第 3 条」を「次に掲げる規定」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。）第 2 条から第 1 2 条まで及び第 1 4 条から第 4 9 条まで並びに附則第 2 条第 2 項及び第 3 条

- (2) 令和 4 年 1 月 2 月改正省令附則第 4 条

第 1 0 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (8) 令和 4 年 1 月 1 月改正省令附則第 2 条（令和 4 年 1 月 1 月改正省令第 1 条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する部分に限る。）

- (9) 令和 4 年 1 月 2 月改正省令附則第 2 条

附 則

広島市条例第 14 号  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例

第 1 条 広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成 24 年広島市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 3 条から」の右に「第 4 5 条まで、第 4 7 条から」を加える。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 3 条から」の右に「第 4 2 条まで及び第 4 4 条から」を加える。

第 9 条第 1 項中「第 2 条から」の右に「第 1 2 条まで及び第 1 4 条から」を加える。

第 2 条 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「、第 9 条、第 1 0 条、第 1 4 条並びに第 1 5 条」を削り、同項に次の 2 号を加える。

- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号。以下「令和 4 年 1 月 1 月改正



この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、  
公布の日から施行する。

広島市条例第16号

令和5年3月16日

広島市精神障害者通院医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

広島市長 松井一實

広島市精神障害者通院医療費補助条例の一部を改正する条例  
広島市精神障害者通院医療費補助条例（平成8年広島市条例第24号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

広島市条例第15号

令和5年3月16日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和40年広島市条例第33号）の一部を次のよう  
に改正する。

第2条の表広島市矢野南児童館の項の次に次のように加える。

広島市石内児童館	広島市佐伯区五日市町大字石内3272番地の1
----------	------------------------

附則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

広島市条例第17号

令和5年3月16日

広島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

広島市旅館業法施行条例（平成24年広島市条例第62号）の一部を次  
のように改正する。

第6条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

広島市条例第 18 号  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

広島市道路占用料徴収条例（昭和 49 年広島市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「日から 1 か月以内」の右に「（当該占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとする場合に係る許可、同意又は協議に係る期間の初年度分にあつては、当該年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間）」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 20 号  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号ク中「又は(イ)」を「、(イ)又は(ロ)」に改め、同号ク(ロ)中「の規定による保護」を「若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項本文の規定による保護」に改め、同号クに次のように加える。

(ロ) 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書等の発行を受けている者

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第 19 号  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例

広島市土砂堆積等規制条例（平成 16 年広島市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号ただし書中「かつ、」の右に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）の施行の際現に同法による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

広島市条例第 21 号  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例

広島市学校給食センター条例（昭和 47 年広島市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表広島市湯来地区学校給食センターの項及び広島市五日市南地区学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

広島市条例第22号  
令和5年3月16日

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例

広島市認定こども園設備等基準条例（平成26年広島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「除く。」の右に「並びに附則第7項及び第8項（同項の表附則第7項の項に係る部分に限る。）」を加える。

第3条第1項中「及び附則第2条から第4条まで」を「並びに附則第3条、第4条、第8条及び第9条（附則第8条に関する部分に限る。）」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

広島市条例第23号  
令和5年3月16日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第10条の6の6、第14条第3項及び附則第3条第11項中「20万円」を「22万円」に改める。

附則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の上産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 改正後の第10条の6の6、第14条及び附則第3条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

広島市条例第24号  
令和5年3月16日

広島市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条～第30条）
  - 第2節 訂正（第31条～第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第52条）
- 第6章 罰則（第53条～第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、広島市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その

<p>他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、広島市情報公開条例（平成 1 3 年広島市条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書（第 1 1 項、第 1 9 項第 1 項第 2 号及び第 4 7 条において「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>	<p>む。）。</p> <p>9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。第 1 2 条第 5 項の表において「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>1 1 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。第 1 2 条第 2 項第 3 号、第 1 5 条第 3 項及び第 1 6 条第 1 項において「法」という。）別表第 1 に掲げる法人をいう。</p> <p>1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>（議会の責務）</p> <p>第 3 条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	<p>第 2 章 個人情報等の取扱い</p> <p>（個人情報の保有の制限等）</p> <p>第 4 条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 1 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>（利用目的の明示）</p> <p>第 5 条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>（不適正な利用の禁止）</p>

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当

利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、本市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の組織又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、個人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を

第12条 第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的 自ら利用し、又は提供してはならない	利用目的以外の目的 自ら利用してはならない
第12条 第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条 第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条 第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第2

		9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 3 8 条 第 1 項 第 2 号	第 1 2 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 1 9 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 3 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 1 4 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その

他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 1 5 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 4 9 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 4 1 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先そ

の他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第 1 6 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 4 3 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準により、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 3 章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（次項第 2 号及び第 3 項において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号力において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 2 号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（次号及び第 7 号並びに次項第 1 号及び第 2 号において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第 1 項、第 3 1 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第 3 1 条第 1 項ただし書又は第 3 8 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
  - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目

的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この章において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この章及び第47条において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下この章において「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、

議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内に行わなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うこと

により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を



提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条第1項第2号及び第2項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付（用紙に複写したものの交付に限る。）により、電磁的記録に記録されているときは別表第1の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる開示の実施の方法で、議会が保有する機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開

示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示に係る手数料）

第30条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画については別表第2に定める額の手数料を、電磁的記録については

別表第3に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人

情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下この章において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から29日以内になければならない。

ただし、第 3 2 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 3 6 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 3 7 条 議長は、第 3 4 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 3 8 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれか

に該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第 4 8 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 9 0 日以内にななければならない。

(利用停止請求の手続)

第 3 9 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 4 0 条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 4 1 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 4 2 条 前条各項の決定（以下この章において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 2 9 日以内にななければならない。ただし、第 3 9 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 4 3 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求に係る審査会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、広島市情報公開・個人情報保護審査会（第50条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する措置）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条に

おいて「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の適正な取扱いに係る審査会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任規定）

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第

1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 8 条関係)

電磁的記録の種類	開示の実施の方法
録音テープ	当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
	当該録音テープを録音カセットテープ(記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付
ビデオテープ	当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
	当該ビデオテープをビデオカセットテープ(記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付
その他	当該電磁的記録を専用機器(議長が開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供することができると認めるものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
	当該電磁的記録を日本産業規格 A 列 3 番の大きさ(以下この表及び別表第 3 において「A 3 大」という。)以下の用紙にカラーで出力したものの交付
	当該電磁的記録を A 3 大を超える用紙にカラーで出力したものの交付

区 分	単 位	手数料の額
当該録音テープを録音カセットテープ(記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付	1 巻につき	220 円
当該ビデオテープをビデオカセットテープ(記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付	1 巻につき	280 円
当該電磁的記録を A 3 大以下の用紙にカラーで出力したものの交付	1 枚につき	20 円
当該電磁的記録を A 3 大を超える用紙にカラーで出力したものの交付	A 3 大まで ごとに	20 円
当該電磁的記録を A 3 大以下の用紙に単色で出力したものの交付	1 枚につき	10 円
当該電磁的記録を A 3 大を超える用紙に単色で出力したものの交付	A 3 大まで ごとに	10 円
当該電磁的記録を光ディスク(直径 120 ミリメートルで、記憶容量 700 メガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき	100 円
当該電磁的記録を光ディスク(直径 120 ミリメートルで、記憶容量 4.7 ギガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき	130 円

したものの交付
当該電磁的記録を A 3 大を超える用紙に単色で出力したものの交付
当該電磁的記録を光ディスク(直径 120 ミリメートルで、記憶容量 700 メガバイトのものに限る。)に複写したものの交付
当該電磁的記録を光ディスク(直径 120 ミリメートルで、記憶容量 4.7 ギガバイトのものに限る。)に複写したものの交付

広島市条例第 25 号  
令和 5 年 3 月 16 日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年広島市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「広島市議会議員」を「広島市議会(以下「議会」という。)の議員」に改める。

第 2 条中「及び議員」の右に「(議長及び副議長を除く。第 3 号及び次条第 1 項において同じ。)」を加える。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 2 項中「あつては」を「あつては」に改め、「月額」の右に「(第 4 条第 1 項から第 3 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)までの規定により同条第 1 項前段の規定による額とされている場合にあっては、その額)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、任期満了日等に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものに支給する当該期末手当に係る在職期間の計算については、その者は引き続き議員の職にあ

別表第 2 (第 3 0 条関係)

区 分	単 位	手 数 料 の 額
カラー複写による写しの交付	用紙 1 枚につき	20 円(用紙の両面を用いるときは、40 円)
その他の写しの交付	用紙 1 枚につき	10 円(用紙の両面を用いるときは、20 円)

備考 用紙の規格は、日本産業規格の A 列 3 番、A 列 4 番、B 列 4 番又は B 列 5 番とする。

別表第 3 (第 3 0 条関係)

ったものとみなす。

第5条を第6条とする。

第4条の2第1項中「が議会」の右に「の会議」を加え、同条を第5条の2とする。

第4条の前の見出しを削り、同条を第5条とし、同条の前に見出しとして「(費用弁償)」を付する。

第3条の次に次の1条を加える。

(長期欠席に係る議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席(定例会又は臨時会の会議(以下この条及び第5条の2において「議会の会議」という。)を欠席した日(任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日(以下この項及び第6条第2項において「任期満了日等」という。)に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該任期満了日等以前における議会の会議を欠席した日を含む。)から起算して1年を経過した日(以下この条において「1年経過日」という。)までの期間内の議会の会議の全てを欠席することをいう。)をした場合は、1年経過日の属する月の翌月以後に支給する議員報酬の月額を、第2条の規定にかかわらず、同条に定める議員報酬の月額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了日等における議員報酬の月額をその額とされている議員が、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった場合の議員報酬の月額は、引き続きその額とする。

2 長期欠席をした議員(以下この条において「長期欠席議員」とい

う。)が別表の左欄に掲げる事由(以下この条において「不算入事由」という。)に該当したことにより、それぞれ同表の右欄に掲げる期間(以下この条において「不算入期間」という。)の全部又は一部の期間が1年経過日までの期間に含まれるときは、前項前段の規定にかかわらず、当該1年経過日から起算して議会の会議を最初に欠席した日以後における当該不算入期間の全部の期間を合算した期間の日数(複数の不算入事由に係る不算入期間に重複する期間がある場合においては、当該重複する期間を合算した期間の日数を除く。次項において同じ。)を経過した日(以下この条において「不算入日数経過日」という。)の属する月の翌月以後に支給する議員報酬の月額を、前項前段の規定による額とする。ただし、長期欠席議員が当該1年経過日の翌日から不算入日数経過日までの期間内の議会の会議に出席した場合は、この限りでない。

3 前項本文に規定する場合において、不算入日数経過日までに長期欠席議員が新たに不算入事由に該当したときは、同項本文の規定にかかわらず、当該不算入日数経過日から起算して当該新たな不算入事由に係る不算入期間の全部の期間を合算した期間の日数を経過した日(以下この項ただし書及び次項において「新たな不算入日数経過日」という。)の属する月の翌月以後に支給する議員報酬の月額を、第1項前段の規定による額とする。ただし、長期欠席議員が当該不算入日数経過日の翌日から新たな不算入日数経過日までの期間内の議会の会議に出席した場合は、この限りでない。

4 前3項の規定は、長期欠席議員が、第1項の規定にあつては1年経過日後に、第2項の規定にあつては不算入日数経過日後に、前項の規定に

あつては新たな不算入日数経過日後に議会の会議、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に出席した日の属する月以後の議員報酬については、これを適用しない。

5 前2項の規定は、長期欠席議員が、不算入日数経過日後において第3項本文に規定する場合と同様の条件の下で不算入事由に該当した場合に、これを準用する。

6 第2項、第3項及び前項の場合においては、長期欠席議員は、不算入事由に該当したことが確認できる書類を添えて、その旨を議長に届け出なければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

事由	期間
1 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年広島市条例第45号)第3条第2項の規定により公務上の災害又は通勤による災害であると認定されること。	当該災害に係る負傷の原因である事故発生の日又は診断によって当該災害に係る疾病の発生が確定した日から当該災害に係る負傷又は疾病が治った日まで
2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者	診断によって当該患者又は当該無症状病原体保有者となった日から当該患者又は当該無症状病原体保有者でなくなった日まで
又は無症状病原体保有者となること。	
3 出産すること。	当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第4条及び第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後最初に招集される定例会又は臨時会の開会の日から1年を経過した日の属する月の翌月以後に支給する議員報酬及び期末手当について適用する。

広島市条例第 26 号  
令和 5 年 3 月 31 日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和 29 年広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項本文」を「附則第 15 条第 14 項本文」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 2 項」を「附則第 15 条第 2 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 2 項第 1 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 2 項第 2 号」を「附則第 15 条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 2 項第 3 号」を「附則第 15 条第 2 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 2 項第 1 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 2 項第 2 号」を「附則第 15 条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 2 項第 1 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 2 項第 2 号」を「附則第 15 条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 2 項第 3 号」を「附則第 15 条第 2 項第 3 号」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 2 項第 1 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 3 項」を「附則第 15 条第 3 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 3 項」を「附則第 15 条第 3 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 3 項」を「附則第 15 条第 3 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 4 項」を「附則第 15 条第 4 項」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 4 項」を「附則第 15 条第 4 項」に改める。

附則第 11 条の 3 第 1 項中「附則第 7 条第 1 項」を「附則第 7 条第 1 項」に改める。

附則第 11 条の 5 第 2 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」に改める。

附則第 18 条中「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項若しくは第 43 項」に改める。

附則第 20 条の 3 の 10 第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「令和 5 年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「ガソリン軽自動車（）」を「法第 44 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令

和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「第 3 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号ア(イ)中「3, 900 円」とあるのは「2, 000 円」と、同号ア(ロ)中「6, 900 円」とあるのは「3, 500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「当該ガソリン軽自動車は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「第 4 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号ア(イ)中「3, 900 円」とあるのは「3, 000 円」と、同号ア(ロ)中「6, 900 円」とあるのは「5, 200 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。附則第 20 条の 4 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 11 条の 5 の規定の適用については、令和 5 年度分の固定資産税に限り、同条第 1 項中「当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日」とあり、及び同条第 3 項中「毎年 1 月 31 日」とあるのは、「令和 5 年 4 月 30 日」とする。
- 新条例附則第 20 条の 3 の 10 第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 5 年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 新条例附則第 18 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

# 規則

広島市規則第7号

令和5年3月16日

広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則及び広島市都市整備局指定管理者指定審議会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則及び広島市都市整備局指定管理者指定審議会規則の一部を改正する等の規則

(広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則の一部改正)

第1条 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則(令和4年広島市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」の右に「又は教育委員会」を加える。

(広島市都市整備局指定管理者指定審議会規則の一部改正)

第2条 広島市都市整備局指定管理者指定審議会規則(平成25年広島市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「旧広島市民球場跡地イベント広場及び」を削る。

(広島市南工場建替え等事業者選定審議会規則及び旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会規則の廃止)

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 広島市南工場建替え等事業者選定審議会規則(令和3年広島市規則第9号)
- (2) 旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会規則(令和2年広島市規則第60号)

規則第60号)

## 附則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定並びに次項の規定(広島市事務組織規則(昭和55年広島市規則第5号)別表の(2)の表広島市公共施設整備等事業者選定審議会の項の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

2 広島市事務組織規則の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表広島市公共施設整備等事業者選定審議会の項中「市長」の右に「又は教育委員会」を加え、同表広島市南工場建替え等事業者選定審議会の項を削り、同表広島市都市整備局指定管理者指定審議会の項中「旧広島市民球場跡地イベント広場及び」を削り、同表中

広島市民球場運営協議会	広島市民球場条例(平成20年広島市条例第7号)の規定により、市長の諮問に応じ、広島市民球場の運営に関する重要な事項を審議すること。	都市整備局都市機能調整部
旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会	旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会規則(令和2年広島市規則第60号)の規定により、市長の諮問に応じ、旧広島市民球場の跡地等の整備及び整備後の当該跡地等の管理に係る事業者の選定に関する事項を審	

を

議すること。

広島市民球場運営協議会	広島市民球場条例(平成20年広島市条例第7号)の規定により、市長の諮問に応じ、広島市民球場の運営に関する重要な事項を審議すること。	都市整備局都市機能調整部
-------------	-------------------------------------------------------------------	--------------

に改める。

広島市規則第8号

令和5年3月16日

広島市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

広島市情報公開条例施行規則(平成13年広島市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表その他の項中

当該電磁的記録をA3大を超える用紙に単色で出力したものの交付	A3大までごとに	10円
当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき	60円

を

当該電磁的記録をA3大を超える用紙に単色で出力したものの交付	A3大までごとに	10円
--------------------------------	----------	-----

に

改める。

## 附則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前にされた開示請求に係る電磁的記録の開示の方

広島市規則第9号  
令和5年3月16日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年広島市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

第14条 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人（以下「生活困窮外国人」という。）に対する保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による生活困窮外国人に対する保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による生活困窮外国人に対する保護の変更に関する事務

よる生活困窮外国人に対する保護の変更に関する事務

- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活困窮外国人に係る資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- (9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
- (10) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護に要する費用等に係る徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護に要する費用等に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市規則第10号  
令和5年3月16日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号に次のように加える。

- ケ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人（以下「生活困窮外国人」という。）に対する保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による生活困窮外国人に対する保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による生活困窮外国人に対する保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う生活困窮外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第2条第2号に次のように加える。

- オ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第2条第4号に次のように加える。

- シ 外国人生活保護実施関係情報

第2条第5号に次のように加える。

- テ 被措置児童又は当該被措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第2条第6号に次のように加える。

- ツ 被措置児童又はその扶養義務者のいずれかと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第2条第7号に次のように加える。

- ク 外国人生活保護実施関係情報

第3条に次の1号を加える。

- (9) 保護児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第4条第3号中「次に」を「納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号アからキまでの規定中「納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号に次のように加える。

- ク 外国人生活保護実施関係情報

第4条第3号を同条第7号とし、同条第2号中「次に」を「納税義務者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「納税義務者に係る」を削り、同号



を同条第3号とし、同号の次に次の3号を加える。

(4) 地方税法第323条の市町村民税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

(6) 地方税法第463条の23の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報  
第4条第1号中「次に」を「納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る」を削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 地方税法第24条の5第1項の道府県民税の非課税及び同法第295条第1項の市町村民税の非課税に関する事務 当該事務の対象となる者に係る生活保護実施関係情報  
第5条第1号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第6条第3号中「事務 国民健康保険法第65条第1項」を「事務 同項」に改め、同号に次のように加える。

ケ 外国人生活保護実施関係情報

第7条第3号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第8条第1号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第8条第2号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第8条第3号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第8条第4号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第8条第5号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第10条第1号に次のように加える。

エ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第10条第2号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
- イ 外国人生活保護実施関係情報

第12条中「次に」を「後期高齢者医療保険料を納付する義務を負う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同条各号中「後期高齢者医療保険料を納付する義務を負う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同条に次の1号を加える。

(9) 外国人生活保護実施関係情報

第13条第1号中「事務 介護保険法第22条第1項」を「事務 同項」に改め、同号に次のように加える。

ク 外国人生活保護実施関係情報

第13条第6号中「(介護保険法)」を「(同法)」に改め、同条第8号に次のように加える。

エ 当該確認に係る第1号被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報

第13条第9号に次のように加える。

エ 当該確認に係る第1号被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報

第14条第3号に次のように加える。

カ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第14条第4号に次のように加える。

カ 当該実施に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第15条第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同号に次のように加える。

ウ 外国人生活保護実施関係情報

第15条第2号に次のように加える。

シ 当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第15条第3号に次のように加える。

シ 当該届出に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第15条第4号に次のように加える。

シ 当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第15条第5号に次のように加える。

シ 当該変更に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

<p>第 1 5 条第 6 号に次のように加える。</p> <p>シ 当該取消しに係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 1 5 条第 7 号に次のように加える。</p> <p>ク 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 1 6 条中「次に」を「当該徴収に係る乳幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同条各号中「当該徴収に係る乳幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同条に次の 1 号を加える。</p> <p>(8) 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 1 7 条第 1 号に次のように加える。</p> <p>ケ 当該申請に係る重度心身障害者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 1 8 条第 1 号に次のように加える。</p> <p>ク 当該申請に係る子どもに係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 1 9 条第 1 号に次のように加える。</p> <p>コ 当該申請に係る対象児童等に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 2 0 条第 2 号に次のように加える。</p> <p>オ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 2 0 条第 3 号に次のように加える。</p> <p>オ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 2 0 条第 5 号中「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。</p>	<p>エ 要保護外国人等に係る児童福祉法第 2 4 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>オ 要保護外国人等又は当該要保護外国人等と同一世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第 5 5 条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第 5 5 条の 5 第 1 項の進学準備給付金の支給に関する情報</p> <p>カ 要保護外国人等に係る市町村民税に関する情報</p> <p>キ 要保護外国人等に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>ク 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第 1 3 条第 1 項、第 3 1 条の 6 第 1 項若しくは第 3 2 条第 1 項又は附則第 3 条若しくは第 6 条の資金の貸付けに関する情報</p> <p>ケ 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第 3 1 条（同法第 3 1 条の 1 0 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</p> <p>コ 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>サ 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 1 7 条の障害児福祉手当、同法第 2 6 条の 2 の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>シ 要保護外国人等に係る母子保健法第 2 0 条第 1 項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p>
<p>ア 生活保護実施関係情報</p> <p>イ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 2 1 条第 1 号に次のように加える。</p> <p>サ 当該申請に係る重度精神障害者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 2 2 条に次の 1 号を加える。</p> <p>(3) 当該申請に係る者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第 2 5 条を第 2 6 条とし、第 2 4 条の次に次の 1 条を加える。</p> <p>第 2 5 条 条別列表第 2 の 2 5 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 広島市個人番号の利用に関する条別列表第 1 の規則で定める事務を定める規則第 1 4 条第 1 号の生活困窮外国人に対する保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア 生活保護法第 6 条第 2 項の要保護者に準ずる外国人又は同条第 1 項の被保護者に準ずる外国人であった者（以下この号において「要保護外国人等」という。）に係る国民健康保険の被保険者の資格、国民健康保険法第 6 5 条第 1 項の規定による徴収金若しくは国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料に関する情報</p> <p>イ 要保護外国人等に係る児童福祉法第 1 9 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</p> <p>ウ 要保護外国人等に係る児童福祉法第 2 0 条第 1 項の療育の給付の支給に関する情報</p>	<p>ス 要保護外国人等に係る児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）第 8 条第 1 項（同法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>セ 要保護外国人等又は当該要保護外国人等と同一世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>ソ 要保護外国人等に係る介護保険法第 1 8 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付若しくは同条第 3 号の市町村特別給付の支給又は同法第 1 1 5 条の 4 5 の地域支援事業の実施に関する情報</p> <p>タ 要保護外国人等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>チ 要保護外国人等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 5 条第 1 項の特定医療費の支給に関する情報</p> <p>(2) 広島市個人番号の利用に関する条別列表第 1 の規則で定める事務を定める規則第 1 4 条第 2 号の生活困窮外国人に対する保護の開始又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号アからチまでに掲げる情報</p> <p>(3) 広島市個人番号の利用に関する条別列表第 1 の規則で定める事務を定める規則第 1 4 条第 3 号の職権による生活困窮外国人に対する保護の開始又は変更に関する事務 第 1 号アからチまでに掲げる情報</p> <p>(4) 広島市個人番号の利用に関する条別列表第 1 の規則で定める事務を定める規則第 1 4 条第 4 号の生活困窮外国人に対する保護の停止又は</p>

廃止に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報

(5) 広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則第14条第9号の生活困窮外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報

(6) 広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則第14条第10号の生活困窮外国人に対する保護に要する費用等に係る徴収金の徴収に関する事務 第1号アからチまでに掲げる情報

附 則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

基礎分野	基盤	情報科学	2	30
	人間と生活・社会の理解	心理学	1	30
		教育学	1	30
		社会学	1	30
		人間関係論	1	15
英会話	1	15		
小 計			8	165
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理・診断治療学Ⅰ	1	30
		解剖生理・診断治療学Ⅱ	1	30
		解剖生理・診断治療学Ⅲ	1	30
		解剖生理・診断治療学Ⅳ	1	30
		解剖生理・診断治療学Ⅴ	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	解剖生理・診断治療学演習	1	15
		生化学	1	15
		栄養学	1	15
	健康支援と社会保障制度	薬理学	1	30
		病理学	1	15
		微生物学	1	15
		公衆衛生学	1	15
	社会福祉	1	30	
	関係法規	1	30	
	保健医療論	1	15	
小 計			15	345

広島市規則第11号  
令和5年3月16日  
広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則  
広島市立看護専門学校学則（平成5年広島市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「標準とし」の右に「、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」を加え、「単位数を」を削り、同条第1号中「、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし」を削り、同条第2号中「、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし」を削る。

第15条の3第3項中「47単位」を「別表第1に定める授業科目の単位数の合計の2分の1」に、「31単位を」を「別表第2に定める授業科目の単位数の合計の2分の1をそれぞれ」に改める。

別表第1中「第6条」の右に「、第15条の3」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第15条の3関係）

授 業 科 目		単位数	時間数
科学的 思考の	論理学	1	15

基礎看護学	総論	基礎看護学総論	1	15
	方法論	基礎看護方法論Ⅰ-1	1	30
		基礎看護方法論Ⅰ-2	1	30
		基礎看護方法論Ⅱ	1	30
		基礎看護方法論Ⅲ	1	30
地域・在宅看護論	総論	地域・在宅看護総論Ⅰ	1	15
		地域・在宅看護総論Ⅱ	1	15
	方法論	地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	15
		地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	30
		地域・在宅看護方法論Ⅲ	1	30
成人看護学	総論	成人看護総論	1	15
	方法論	成人看護方法論Ⅰ	1	30
		成人看護方法論Ⅱ	1	30
老年看護学	成人看護方法論Ⅲ	1	15	
	総論	老年看護総論	1	15
小児看護学	方法論	老年看護方法論Ⅰ	1	30
	方法論	老年看護方法論Ⅱ	1	30
小児看護学	総論	小児看護総論	1	15
	方法論	小児看護方法論Ⅰ	1	30

	論	小児看護方法論Ⅱ	1	30
母性看護学	総論	母性看護総論	1	15
	方法論	母性看護方法論Ⅰ	1	30
	論	母性看護方法論Ⅱ	1	30
精神看護学	総論	精神看護総論	1	30
	方法論	精神看護方法論Ⅰ	1	30
	論	精神看護方法論Ⅱ	1	30
看護の統合と実践	総論	統合看護総論Ⅰ	1	30
		統合看護総論Ⅱ	1	30
	方法論	統合看護方法論Ⅰ	1	30
	論	統合看護方法論Ⅱ	1	30
臨地実習		基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	1	45
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	45
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	1	45
		成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90
		小児看護学実習	2	90
		母性看護学実習	2	90
		精神看護学実習	2	90
		統合看護学実習	2	90
	小計	47	1,515	
合計		70	2,025	

附 則

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 6 条の 2 及び第 15 条の 3 第 3 項の規定は、令和 5 年度以後に入学する者について適用する。
- この規則の施行の際現に広島市立看護専門学校の第二看護学科に在籍する者で、令和 4 年度以前に入学し、転入学し、又は編入学したものに係る教育の内容については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 令和 5 年度以後に広島市立看護専門学校の第二看護学科に転入学し、又は編入学する者に係る教育の内容については、当該者の属する学年の在学者に係る教育の内容と同様とする。

広島市規則第 12 号

令和 5 年 3 月 16 日

広島市旧住宅地造成事業に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市旧住宅地造成事業に関する法律施行細則を廃止する規則  
 広島市旧住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和 55 年広島市規則第 29 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第 13 号

令和 5 年 3 月 16 日

広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則  
 広島市土砂堆積等規制条例施行規則（平成 16 年広島市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 8 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下この号において「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法」に、「の許可又は同法第 11 条」を「（改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可又は改正法による改正前の宅地造成等規制法第 11 条（同項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

広島市規則第14号  
令和5年3月16日

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る  
優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益の重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（昭和53年広島市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「ただし、」の右に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の」を、「第12条第1項」の右に「（いずれも宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）」を加え、同条第3項の表造成計画平面図の項中「この項」を「この表」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。ただし、第2条第3項の表造成計画平面図の項の改正規定及び第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第15号  
令和5年3月16日

広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島市消防局の組織に関する規則（昭和32年広島市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第6条予防部予防課の分掌事務中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条予防指導課の分掌事務第4号中「火薬類取締法」の右に「（昭和25年法律第149号）」を加え、「（予防課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同分掌事務第5号中「高圧ガス保安法」の右に「（昭和26年法律第204号）」を加え、「（予防課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同分掌事務第6号中「液化石油ガス関係施設に係る届出の受理」を「液化石油ガス販売事業の登録」に改め、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の右に「（昭和42年法律第149号）」を加え、「（予防課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市規則第16号  
令和5年3月22日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則（昭和31年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号ア中「同条第8項」を「同条第10項」に、「同条第7項及び第8項」を「同条第9項及び第10項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に改め、同号ウ中「及び同条第3項」を「、同条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）」に改め、「報告」の右に「及び同条第8項の規定による患者又は死亡した者の届出の請求」を加え、同号キ中「並びに」を「、」に改め、「結果の報告」の右に「並びに同条第5項の規定による同条第1項に規定する措置の実施の要請」を加え、同号ク中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に改め、同号コ中「協議会」を「感染症診査協議会」に、「協議会へ」を「感染症診査協議会へ」に改め、同号サ、シ及びノ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号中ルをヲとし、ユからリまでをルからワまでとし、同号ヤ中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同号ヤ中ヤをリとし、モをユとし、その次に次のように加える。

ヨ 第50条の3第3項の規定による新感染症に係る検体又は病原体の受理並びに同条第4項の規定による検査の実施及び検査結果の報告に関すること。

ラ 第50条の4の規定による新感染症の所見がある者の退院又は死亡の届出の受理に関すること。

第1条第1項第4号中メをヤとし、ホからムまでをミからモまでとし、同号へ中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同号へを同号マとし、同号フ中「第44条の5第1項」を「第44条の6第1項」に改め、同号中フをホとし、ヒの次に次のように加える。

フ 第44条の3の2第3項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の受理並びに同条第4項の規定による検査の実施及び検査結果の報告に関すること。

へ 第44条の3の3の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者の退院又は死亡の届出の受理に関すること。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第4号クの改正規定、同号フの改正規定、同号への改正規定及び同号ヤの改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第17号

令和5年3月22日

広島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等の様式)

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書、法第91条第1項に規定する訂正請求書及び法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。

(電磁的記録の開示の方法)

第3条 電磁的記録についての法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示の方法は、別表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる開示の実施の方法であって現に保有する機器又はプログラムにより行うことができるものとする。

(開示の制限等)

第4条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱いなければならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、同項の開示を中止することができる。

(用紙の規格)

第5条 条例別表の(1)の表の備考の用紙の規格は、日本産業規格のA列3番、A列4番、B列4番及びB列5番とする。

(電磁的記録の開示請求に係る手数料)

第6条 条例別表の(2)の表の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる電磁的記録の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第7条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

第28条第4項の規則で定める方法は、市長が別に指定する方法とする。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 広島市個人情報保護条例施行規則（平成8年広島市規則第90号）は、廃止する。

3 次に掲げる規則の規定中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「同条例」を「同法」に改める。

(1) 広島市自転車競走電話投票実施規則（平成元年広島市規則第117号）第28条

(2) 広島市自転車競走在席投票実施規則（令和2年広島市規則第31号）

第28条

(3) 広島市自転車競走電子決着投票実施規則（令和2年広島市規則第32号）第37条

(4) 広島市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和2年広島市規則第33号）第33条

4 広島市排水設備指定工事店規則（平成10年広島市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項ただし書中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）第2条第3号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項」に、「同条例第8条第1項第2号」を「同法第69条第2項第1号」に改める。

別表（第3条、第6条関係）

電磁的記録の種別	開示の実施の方法	手数料の額
録音テープ	当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取	無料
	当該録音テープを録音カセットテープ（記録時間120分のものに限り。）に複写したものの交付	1巻につき 220円
ビデオテープ	当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴	無料
	当該ビデオテープをビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限り。）に複写したものの交付	1巻につき 280円
	当該電磁的記録を専用機器（実施機関が開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供することができるものと認めるものに限り。）により再生したものの閲覧又は視聴	無料
	当該電磁的記録を日本産業規格A列3番の大きさ（以下「A3	

その他	大」という。)以下の用紙にカラーで出力したものの交付	1枚につき 20円
	当該電磁的記録をA3大を超える用紙にカラーで出力したものの交付	A3大までごとに 20円
	当該電磁的記録をA3大以下の用紙に単色で出力したものの交付	1枚につき 10円
	当該電磁的記録をA3大を超える用紙に単色で出力したものの交付	A3大までごとに 10円
	当該電磁的記録を光ディスク(直径120ミリメートルで、記憶容量700メガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき 100円
	当該電磁的記録を光ディスク(直径120ミリメートルで、記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき 130円

広島市保育の実施等に関する規則(昭和62年広島市規則第29号)	第2条第1項(本市の区域内の施設における保育の実施に係る申込書の提出に限る。)
---------------------------------	-----------------------------------------

附 則

この規則は、令和5年3月27日から施行する。

広島市規則第18号

令和5年3月22日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年広島市規則第72号)の一部を次のように改正する。

別表第1 広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成24年広島市規則第67号)の項の次に次のように加える。

広島市阿戸認定こども園条例(平成27年広島市条例第13号)	第5条(保育を必要とする者であつて本市の区域内に居住地を有するものに係る同条の規定に基づく申込書の提出に限る。)
広島市保育園条例(昭和23年10月4日広島市条例第44号)	第5条(本市の区域内に居住地を有する者に係る同条の規定に基づく申込書の提出に限る。)

別表第3に次のように加える。

広島市規則第19号

令和5年3月22日

広島市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則

広島市保育の実施等に関する規則(昭和62年広島市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「入所」を「保育の実施」に改める。

第4条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第20号

令和5年3月22日

広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市精神障害者入院措置等に関する規則の一部を改正する規則

広島市精神障害者入院措置等に関する規則（平成8年広島市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「措置入院者」を「入院措置を受ける精神障害者（以下「措置入院者」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「家族等」の右に「（法第5条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に決定した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院措置に係る通知については、なお従前の例による。

「含む。）」の右に「若しくは第63条第1項（液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者に係るものに限る。）」を、「第29条」の右に「、液化石油ガス法施行規則第4条第1項、第5条第2項、第7条、第9条第1項、第10条第1項、第22条第5項、第26条、第30条第1項、第34条、第35条第1項若しくは第2項、第39条第1項若しくは第3項、第40条、第41条第1項、第42条第1項、第43条、第47条、第48条第1項若しくは第3項、第51条第1項、第56条第1項、第58条、第59条第1項、第60条第2項、第61条、第63条第2項、第65条、第67条、第68条第1項、第69条第2項、第70条、第81条第4項、第82条第2項若しくは第83条」を、「第4条の規定による申請」の右に「、液化石油ガス法施行規則第5条の2第2項及び第81条第2項の規定による届出並びに液化石油ガス法施行規則第132条の規定による報告」を、「届出書」の右に「、請求書」を加える。

第9条第1項中「又は高圧ガス保安法」を「高圧ガス保安法」に、「許可を」を「許可をし、又は液化石油ガス法の規定に基づく申請に対し許可、認可若しくは認定を」に、「又は認可証」を「認可証又は認定証」に改め、同条第2項中「又は」を削り、「許可を」を「許可をせず、又は液化石油ガス法の規定に基づく申請に対し許可、認可若しくは認定を」に改め、同条第5項中「又は高圧ガス保安法第62条第1項」を「、高圧ガス保安法第62条第1項又は液化石油ガス法第83条第1項若しくは第3項」に、「火薬類又は高圧ガス」を「火薬類、高圧ガス又は液化石油ガス」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

広島市規則第21号

令和5年3月22日

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

広島市火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成12年広島市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和42年法律第149号」の右に「。以下「液化石油ガス法」という。」を、「平成9年通商産業省令第11号」の右に「。以下「液化石油ガス法施行規則」という。」を加える。

第5条中「第44条の2第2項ただし書」の右に「、一般高圧ガス保安規則第8条第2項第1号リただし書、第8条の2第2項第2号へ若しくは第12条第2項第6号ただし書、液化石油ガス法施行規則第5条の2第2項若しくは第81条第2項」を、「第36条第1項」の右に「若しくは液化石油ガス法施行規則第132条」を加える。

第7条本文中「届出書」の右に「、請求書」を加え、同条ただし書中

4 市長は、液化石油ガス法第3条第1項の登録をしたときは、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

5 市長は、液化石油ガス法第3条第1項の登録を拒否したときは、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

第10条中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」を「液化石油ガス法」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



広島市規則第22号

令和5年3月29日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(四) 広島城区域（中央公園バス駐車場に限る。）に関する事

第11条第4項第7号中「、南工場」を削る。

第12条第7項中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(五) 鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲に関する事務の総括に関する事

第12条第8項第12号中「、鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲」を削る。

第14条第1項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(五) 豪雨災害伝承館に関する事

第14条第5項第6号中「旧広島市民球場跡地利用」を「旧広島市民球場跡地イベント広場」に改め、同条第9項第1号中「サッカースタジアムの建設に関する調査、計画及び調整」を「広島サッカースタジアム」に改

め、同項第2号を削り、同項第3号中「中央公園広場の再整備」を「中央公園広場エリア」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「サッカースタジアム」を「広島サッカースタジアム」に改め、同号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第11項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(六) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進に関する事

第15条第7項第3号中「及び温品二葉の里線」を「、温品二葉の里線、府中祇園線（有料道路と密接な関連のある区間に限る。）及び広島三次線（大州通り交差点から荒神橋までの区間に限る。）」に改め、同条第8項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(五) 航路振興に関する事

第17条第8号中「（安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所の会計課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第20条第1項中「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」の右に「、商工センター地区活性化担当課長」を加える。

「地域起こし推進課

第23条第1項第1号中「地域起こし推進課」を 管理係（東区役コミュニティ係

所に限る。） に改め、同条第2項を削り、同条第3項ただし書（東区役所に限る。）」

中「、区政調整課の分掌事務のうち、第31号から第33号までに掲げる

分掌事務については中区役所、東区役所、南区役所及び西区役所の市民部  
区政調整課に限り」を削り、同項区政調整課の分掌事務第20号中「広島  
市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）」を「個人情報の保  
護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同項を同条第2項  
とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項  
とし、第7項を削る。

第29条中「及び広島市個人情報保護条例」を削り、「総括」の右に「、  
個人情報の保護に関する法律に基づく事務の総括」を加える。

第56条の見出し及び同条第1項中「、南工場」を削り、同項の表広島  
市環境局南工場の項を削り、同条第2項中「、南工場」を削る。

「第一業務係  
第67条第3項中 を「業務係」に改める。  
第二業務係」

第82条第2項中「区役所会計課長（中区役所、東区役所、南区役所及  
び西区役所にあつては、区役所市民部区政調整課長）」を「区役所市民部  
区政調整課長」に改める。

第89条第2号中「広島市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関  
する法律」に改める。

「中工場長  
第90条の表中 を「中工場長」に改める。  
南工場長」

別表の(2)の表広島市情報公開・個人情報保護審査会の項中「第16条第  
1項に規定する事項及び広島市個人情報保護条例第2章及び第3章の規定  
によりその権限に属するとされた事項」を「第17条第1項の規定による  
諮問に係る事項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において

準用する同条第1項の規定による諮問に係る事項、広島市個人情報の保護  
に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）第11条の規定によ  
る諮問に係る事項及び広島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5  
年広島市条例第24号）第45条第1項又は第50条の規定による諮問に  
係る事項」に改め、「、実施機関の諮問に応じて」及び「又は個人情報の  
保護」を削り、同表広島市廃棄物処理事業審議会の項を次のように改める。

広島市廃棄物減量化・ 資源化等推進審議会	広島市廃棄物減量化・ 資源化等推進審議会規 則（昭和51年広島市 規則第75号）の規定 により、市長の諮問に 応じ、食品ロスの削減 など廃棄物の減量化及 び資源化並びに廃棄物 の適正処理に関する重 要な事項を調査審議す ること。	環境局環境政策課
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条第5  
項第6号の改正規定は、同年3月31日から施行する。

2 広島市会計管理者及び区会計管理者の事務代理者に関する規則（平成  
19年広島市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「区役所会計課主任（中区役所、東区役所、南区役所及び西  
区役所にあつては、区役所市民部政調整課主任）」を「区役所市民部  
政調整課主任」に改める。

3 広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第1の1の表21の項及び22の項中「区役所会計課（中区役所、  
東区役所、南区役所及び西区役所にあつては、区役所政調整課）」を  
「区役所政調整課」に、「会計課長（中区役所、東区役所、南区役所  
及び西区役所にあつては、政調整課長）」を「政調整課長」に改め  
る。

別表第1の2の表103の項を削り、同表104の項中「(調)」を「(調)」  
に、「(調)」を「(調)」に、「(調)」を「(調)」に改め、同項を同表103の項  
とし、同表105の項中「(調)」を「(調)」に、「(調)」を「(調)」に、「(調)」  
を「(調)」に改め、同項を同表104の項とし、同表106の項中「(調)」  
を「(調)」に改め、同項を同表105の項とし、同表107の項中「(調)」  
を「(調)」に改め、同項を同表106の項とし、同表108の項中「(調)」  
を「(調)」に、「(調)」を「(調)」に、「(調)」を「(調)」に改め、同項を同表1  
07の項とする。

別表第2の2の表中第116号及び第117号を削り、第118号を  
第116号とし、第119号から第128号までを2号ずつ繰り上げる。

4 広島市職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市規則第10号）の一  
部を次のように改正する。

別表第3環境局南工場の項を削る。

5 広島市職員被服貸与規則（昭和32年広島市規則第21号）の一部を  
次のように改正する。

別表第39項中「、南工場」を削る。

6 広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和33年広島市規則第1  
8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（会計課設置区（安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区  
をいう。以下同じ。）にあつては、区会計管理者）」を削る。

第8条及び第11条中「（会計課設置区にあつては、区会計管理者）」  
を削る。

第15条第1項中「（会計課設置区（安佐南区、安佐北区、安芸区及  
び佐伯区をいう。以下同じ。）にあつては、区会計管理者）」及び  
「（会計課設置区にあつては、区会計管理者）」を削り、同条第2項中  
「会計管理者（会計課設置区（安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯  
区をいう。以下同じ。）にあつては、区会計管理者）」とあるのは「会  
計管理者」と、及び「、会計管理者（会計課設置区にあつては、区  
会計管理者）」とあるのは「会計管理者」とを削り、「振替伝票」と、  
「会計管理者（会計課設置区にあつては、区会計管理者）」を「振替伝  
票」と、「会計管理者」に改める。

別表中

会計課（安佐南区役 所、安佐北区役所、 安芸区役所及び佐伯	課長	会計課	を
-------------------------------------	----	-----	---

	区役所に限る。）		
会計室		次長	会計管理者、会計室

会計室		次長	会計管理者、会計室	に
-----	--	----	-----------	---

改め、同表環境局南工場の項を削る。

7 広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次の  
ように改正する。

第8条第1項中「区役所会計課（中区役所、東区役所、南区役所及び  
西区役所にあつては、区役所市民部政調整課。次項において同じ。）」  
を「区役所市民部政調整課」に改め、同条第2項中「区役所会計課」  
を「区役所市民部政調整課」に改める。

別表第1の(1)の表環境局南工場の項を削る。

別表第1の(2)の表中「（会計課にあつては、主任）」を削る。

広島市規則第23号

令和5年3月29日

広島市廃棄物処理事業審議会規則の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

広島市長 松井 一 實

広島市廃棄物処理事業審議会規則の一部を改正する規則  
広島市廃棄物処理事業審議会規則（昭和51年広島市規則第75号）の  
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則

第1条中「広島市廃棄物処理事業審議会」を「広島市廃棄物減量化・資  
源化等推進審議会」に改める。

第2条中「廃棄物処理事業の推進」を「食品ロスの削減など廃棄物の減  
量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理」に、「審議する」を「調査審議  
する」に改める。

第8条に次の1項を加える。

6 前条の規定は、部会について準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市規則第24号

令和5年3月29日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則及び広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童相談所長に対する事務委任規則及び広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

(広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 広島市児童相談所長に対する事務委任規則(昭和55年広島市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則の一部改正)

第2条 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則(平成18年広島市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

に改め、同表繰入金の項中「旧広島市民球場跡地整備事業基金繰入金」

を「旧広島市民球場跡地イベント広場基金繰入金」に改める。

別表第5環境局の項中	南工場長	南工場
------------	------	-----

を削り、同表区役所の項中

	建築課長	建築課
	会計課長(安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所に限る。)	会計課(安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所に限る。)

	建築課長	建築課
--	------	-----

改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1繰入金の項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

広島市規則第25号

令和5年3月29日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

広島市予算の編成及び執行に関する規則(昭和43年広島市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「(農業委員会事務局への配当にあつては、会計管理者及び区会計管理者とする。)」を削る。

第17条の2第5項中「区会計管理者並びに」を削る。

第22条第4項中「(農業委員会事務局に係る流用にあつては、会計管理者及び区会計管理者とする。)」を削る。

第22条の2第2項中「(農業委員会事務局に係る流用にあつては、会計管理者及び区会計管理者とする。次条第4項において同じ。)」を削る。

第24条第4項中「(農業委員会事務局に係る充当にあつては、会計管理者及び区会計管理者とする。)」を削る。

第27条第4項中「(農業委員会事務局に係るものにあつては、会計管理者及び区会計管理者とする。)」を削る。

「高等学校費補助金」を別表第1県支出金の項中「高等学校費補助金」を特別支援学校費補助

広島市規則第26号

令和5年3月29日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則(昭和43年広島市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(会計課設置区(安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区をいう。以下同じ。))にあつては、区会計管理者)」を削る。

第7条から第11条までの規定中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第12条第2項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第19条第2項に次の1号を加える。

(56) 放課後児童クラブ利用料及び放課後児童クラブ延長利用料(口座振替の方法により納付されるもののうち納入義務者から領収証書の交付を要しない旨の申出のあったものに限る。)

第31条の6第1項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削り、同条第2項を削る。

第32条第3項及び第33条第2項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第39条第2項中「領収証書と引換えに支払証を債権者に交付し」を「債権者から領収証書を徴し」に改める。

第40条第1項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者。次項において同じ。)」を削り、「と引換えに支払証を交付し、それぞれ」を「を徴し、」に改め、「又は区役所派出所」を削り、同条第2項中「又は区会計管理者印」を削る。

第41条の見出し及び同条中「支払証及び」を削る。

第51条及び第52条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第53条の見出し中「及び区会計管理者印」を削り、同条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」及び「又は区会計管理者印」を削る。

第54条に次の2号を加える。

(4) 出産応援給付金

(4) 子育て応援給付金

第58条第1項ただし書、第59条第6項及び第64条第7項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第67条第1項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者。第3項及び第4項において同じ。)」及び「又は区会計管理者印」を削る。

第68条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第69条第1項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者。以下この条において同じ。)」を削り、同条第5項中「又は区会計管理者印」を削る。

第77条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第77条の2第1号中「中区役所、東区役所、南区役所、西区役所、中区選挙管理委員会事務局、東区選挙管理委員会事務局、南区選挙管理委員会事務局、西区選挙管理委員会事務局」を「区役所、区選挙管理委員会事務局」に改め、同条第4号を削る。

第80条中「会計課(中区役所、東区役所、南区役所及び西区役所にあつては、区政調整課)」を「区政調整課」に改める。

第81条第4項中「会計課勤務(中区役所、東区役所、南区役所及び西区役所にあつては、区政調整課勤務)」を「区政調整課勤務」に改める。

第108条第1項中「うえ」を「上」に改め、「会計管理者が債権者に交付した支払証と引換えに」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項中「本文」を削り、「うえ」を「上」に改め、同条第3項を削る。

第109条第1項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者。以下この項において同じ。)」及び「又は区会計管理者印」を削り、「うえ」を「上」に改め、「会計管理者が債権者に交付した支払証と引換えに」を削り、同条第2項を削る。

第110条及び第111条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者。以下この条において同じ。)」を削る。

第112条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第114条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者。以下この条において同じ。)」を削る。

第115条中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第116条中「は現金又は」を「現金又は」に改め、「、会計課設置区の区会計管理者に対しては現金により」を削る。

第120条中「、区会計管理者」を削り、「は、」を「は」に改め、「を、」の右に「区会計管理者は保管有価証券を、それぞれ」を加える。

第142条第2項中「中区、東区、南区及び西区の」を削り、同条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

別表第1環境局の項中

「

南工場	南工場長
-----	------

」を削り、同表中

「

	会計課(安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所に限る。)	会計課長
会計室	会計室	会計室次長

」を

「

会計室	会計室	会計室次長
-----	-----	-------

」に改める。

別表第3の(1)の表企画総務局法務課の項第1号中「もの」の右に「及び情報公開・個人情報保護審査会に対しされた書面の写し等の交付の求めに係るもの」を加え、同表公文書館の項第2号中「広島市個人情報保護条例(平成16年広島市条例第4号)第21条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第89条第2項」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年広島市条例第4号)附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する手数料の収納

(4) 広島市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年広島市条例第24号)第30条第1項に規定する手数料の収納

別表第3の(1)の表公文書館の項に次の1号を加える。

(7) 行政不服審査法による書面の写し等交付手数料条例第2条に規定する手数料(情報公開・個人情報保護審査会に対しされた書面の写し等の交付の求めに係るものに限る。)の収納

別表第3の(1)の表玖谷埋立地管理事務所の項に次の1号を加える。

(2) 固形状一般廃棄物埋立処分手数料の収納

別表第3の(1)の表環境局南工場の項を削り、同表教育委員会事務局総務部総務課の項第4号中「もの」の右に「及び情報公開・個人情報保護審査会に対しされた書面の写し等の交付の求めに係るもの」を加え、同表幼稚園の項に次の1号を加える。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納

別表第3の(1)の表高等学校の項に次の1号を加える。

(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納

別表第3の(1)の表中等教育学校の項に次の1号を加える。

(6) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納

別表第3の(1)の表市選挙管理委員会事務局啓発課の項第3号中「手数料」の右に「情報公開・個人情報保護審査会に対しされた書面の写し等の交付の求めに係るものを除き、」を加える。

別表第3の(2)の表区役所市民部政調整課の項第6号中「広島市個人情報保護条例第21条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第89条第2項」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する手数料の収納

別表第3の(2)の表区選挙管理委員会事務局の項第2号及び農業委員会事務局の項第2号中「手数料(」の右に「情報公開・個人情報保護審査会に対しされた書面の写し等の交付の求めに係るものを除き、」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年広島市規則第72号)の一部を次のように改正する。

別表第2広島市会計規則(昭和43年広島市規則第23号)の項中「及び支払証」を削る。

センター、広島市安芸区民文化センター及び広島市佐伯区民文化センター

「

フロントサ イドライト	1台に つき	200	35	
ストリップ ライト(8 灯)	1台に つき	200	35	

」

「

フロントサ イドライト	1台に つき	200	35	
----------------	-----------	-----	----	--

」

同表広島市中区民文化センター、広島市南区民文化センター、広島市西区民文化センター、広島市安佐南区民文化センター、広島市安佐北区民文化センター及び広島市佐伯区民文化センターの項を次のように改める。

広島市中区民文化センター、広島市南区民文化センター、広島市西区民文化センター、広島市安佐南区民文化センター、広島市安佐北区民文化センター及び広島市佐伯区民文化センター	所作台	1式につき	4,400	730	
-------------------------------------------------------------------------------------	-----	-------	-------	-----	--

広島市規則第27号  
令和5年3月29日

広島市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 貴

広島市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市区民文化センター条例施行規則(昭和58年広島市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表広島市中区民文化センター、広島市東区民文化センター、広島市南区民文化センター、広島市西区民文化センター、広島市安佐南区民文化センター、広島市安佐北区民文化センター、広島市安芸区民文化センター及び広島市佐伯区民文化センターの項中

「

35ミリ映 写機	1式に つき	4,400	730	スクリーン を含む。
16ミリ映 写機	1式に つき	3,300	530	スクリーン を含む。
スライド映 写機	1式に つき	2,200	365	スクリーン を含む。

」

同表広島市中区民文化センター、広島市南区民文化センター、広島市西区民文化センター、広島市安佐南区民文化センター、広島市安佐北区民文化

別表の(2)の表広島市東区民文化センター、広島市南区民文化センター、広島市西区民文化センター、広島市安芸区民文化センター及び広島市佐伯区民文化センターの項中

「

16ミリ映 写機	1式に つき	1,620	530	スクリーン を含む。
-------------	-----------	-------	-----	---------------

」

別表の(5)の表電子オルガンの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第28号

令和5年3月29日

広島市文化創造センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一貴

広島市文化創造センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市文化創造センター条例施行規則（平成13年広島市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1ホールの項中「松羽目、竹羽目」を削り、「芯なしダブルマシン」を「芯なしダブルマシン」に改め、「ミラーボール」、「オープンテープレコーダー」、「デジタルオーディオテープレコーダー、ミニディスクレコーダー」、「レコードプレーヤー」、「特殊スライドプロジェクター」、「35ミリ映写機、16ミリ映写機、スライド映写機」及び「オーバーヘッドプロジェクター」を削り、同表多目的スタジオの項中「16ミリ映写機、スライド映写機」及び「オーバーヘッドプロジェクター」を削り、同表中音楽室の項中「電子オルガン」を削る。

別表第2の(1)の表松羽目の項、竹羽目の項、ミラーボールの項、オープンテープレコーダーの項、デジタルオーディオテープレコーダーの項、ミニディスクレコーダーの項、レコードプレーヤーの項及び特殊スライドプロジェクターの項を削り、同表中

ビデオプロ	1式につき	22,000	スクリーン
-------	-------	--------	-------

ジェクター			を含む。
35ミリ映写機	1式につき	16,420	を
16ミリ映写機	1式につき	11,000	
スライド映写機	1式につき	11,000	

ビデオプロジェクター	1式につき	22,000	スクリーンを含む。
------------	-------	--------	-----------

表オーバーヘッドプロジェクターの項を削る。

別表第2の(3)の表中

ビデオプロジェクター	1式につき	3,300	1,100	を
16ミリ映写機	1式につき	3,300	1,100	
スライド映写機	1式につき	2,200	730	

ビデオプロジェクター	1式につき	3,300	1,100	スクリーンを含む。
------------	-------	-------	-------	-----------

改め、同表オーバーヘッドプロジェクターの項を削る。

別表第2の(7)の表電子オルガンの項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第29号

令和5年3月29日

広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一貴

広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

広島市阿戸認定こども園条例施行規則（平成27年広島市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第5条中「73人」を「68人」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市規則第30号  
令和5年3月29日

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保育園条例施行規則（昭和23年10月4日広島市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条の表古田保育園の項中「107人」を「104人」に改め、同表坪井保育園の項中「169人」を「159人」に改め、同表鈴峰園保育園の項中「162人」を「158人」に改め、同表美の里保育園の項中「100人」を「96人」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市規則第32号  
令和5年3月31日

広島市職員席次規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市職員席次規則等の一部を改正する規則

（広島市職員席次規則の一部改正）

第1条 広島市職員席次規則（昭和24年6月13日広島市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「席次は、」の右に「原則として」を加え、同条第2号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用をされた職員（以下「再任用職員」という。）にあつては、当該採用の日前の職員としての在職期間を含む。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「（再任用職員にあつては、前号の採用の日以後の職務の級をいう。）」を削る。

（職員の職名に関する規則の一部改正）

第2条 職員の職名に関する規則（昭和49年広島市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（技能業務職員の給与に関する規則の一部改正）

第3条 技能業務職員の給与に関する規則（昭和32年広島市規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	214,900	231,200	247,500

別表第1備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第4条 技能業務職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項中「214,900」を「218,900」に、「231,200」を「235,200」に、「247,500」を「251,500」に改める。

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和58年広島市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「職員の定年等に関する条例（昭和58年広島市条例

広島市規則第31号  
令和5年3月29日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則（昭和34年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日（同項に規定する労務に服することができない期間の初日が同日以前である被保険者の同項に規定する支給期間の初日が同日後である場合は、当該支給期間の初日に当たる日）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第45号)第3条の規定に基づき退職し、又は」を「本市を」に改め、同条第2号中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

第2条の2第2号中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「5年を」を「10年を」に改める。

第6条中「第5条の2」を「第5条の3」に、「及び第5条第1項」を「、第5条第1項及び第5条の2第1項各号」に改める。

第6条の2中「第6条の2」を「第6条の3」に、「第6条に」を「第6条及び第6条の2各号に」に改める。

第6条の3中「第6条の3第1項に」を「第6条の4第1項に」に改め、同条第2号中「第6条の3第1項各号」を「第6条の4第1項各号」に改め、同条第3号中「のあつた休職月等(」を「その他市長が定める期間のあつた休職月等(」に改める。

第6条の4中「第6条の3第2項第2号」を「第5条の2第2項第2号」に、「同条第1項」を「条例第6条の4第1項」に改める。

第6条の7及び第7条中「第6条の4第2項」を「第6条の5第2項」に改める。

附則第2項中「附則第8項」を「附則第2項」に改め、附則第3項中「附則第10項」を「附則第4項」に改め、同項第1号中「5年を」を「10年を」に改め、附則第4項中「附則第16項」を「附則第8項」に改め、附則第6項の次に次の6項を加える。

7 条例附則第13項第1号の規則で定める職員は、職員の定年等に関する規則(昭和60年広島市人事委員会規則第1号)附則第2項各号

に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師とする。

8 当分の間、条例附則第13項各号に掲げる職員に対する第4条及び第5条並びに附則第3項の規定の適用については、第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号並びに附則第3項第1号中「定年の年齢」とあるのは「定年(条例附則第13項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)の年齢」と、「10年」とあるのは「5年」と、「定年に達したことにより退職することとなる日の前日」とあるのは「定年(条例附則第13項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)に達する日の属する年度の末日の前日」とする。

9 当分の間、条例附則第13項各号に掲げる職員以外の者に対する第4条及び第5条並びに附則第3項の規定の適用については、第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号並びに附則第3項第1号中「定年の年齢」とあるのは「定年(条例附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とする。)の年齢」と、「10年」とあるのは「5年」と、「定年に達したことにより退職することとなる日の前日」とあるのは「定年(条例附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とする。)に達する日の属する年度の末日」とする。

10 当分の間、条例附則第15項に規定する者に対する第6条の規定の適用については、同条中「第5条の3」とあるのは「第5条の3並びに条例附則第15項及び第16項」と、「定年」とあるのは「定年(条例附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同

項第1号に掲げる職員にあつては65歳、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢)」とする。

11 当分の間、条例第5条第1項に規定する者(定数の減少、組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡による退職した者に限る。次項において同じ。)であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める年齢に達する日の属する年度の初日前に退職したときにおける第6条の規定の適用については、同条中「第5条の3」とあるのは「第5条の3及び条例附則第16項」と、「100分の2(その年数のうち2年以下については、1年につき100分の4)」とあるのは「附則第11項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2(その年数のうち2年以下については、1年につき100分の4)を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- (1) 条例附則第13項各号に掲げる職員以外の者 60歳
- (2) 条例附則第13項第1号に掲げる職員 65歳
- (3) 条例附則第13項第2号に掲げる職員 市長が定める年齢

12 当分の間、条例第5条第1項に規定する者であつて前項各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第6条の規定の適用については、同条中「第5条の3」とあるのは「第5条の3及び条例附則第16項」と、「(その年数のうち2年以下については、1年につき100分の4)」とあるのは「を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(失業者の退職手当支給規則の一部改正)

第6条 失業者の退職手当支給規則(昭和29年広島市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「第6条の4第2項」を「第6条の5第2項」に改める。

(広島市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部改正)

第7条 広島市消防職員の階級及び職名に関する規則(昭和32年広島市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の席次に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下



「令和3年改正法」という。) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する広島市職員席次規則第2条の適用については、同条第2号中「在職期間」とあるのは「在職期間(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員にあつては、その採用の日前の職員としての在職期間を含む。以下同じ。)」と、同条第3号中「その職務の級」とあるのは「その職務の級(地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員にあつては、その採用の日以後の職務の級をいう。)」とする。

(暫定再任用職員の職名に関する経過措置)

3 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の職名には、職員の職名に関する規則第2条から第4条までの規定及び広島市消防職員の階級及び職名に関する規則第3条の規定によるもののほか、暫定再任用職員であることを示す文字を用いることができる。

(技能業務職員の給与に関する経過措置)

4 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される技能業務職員の給与に関する規則第3条に規定する給

料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

広島市規則第33号

令和5年3月31日

公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年広島市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第10条中「に定める」の右に「純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、令和4年4月1日に開始した事業年度に係る財務諸表から適用する。

広島市規則第34号

令和5年3月31日

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則(平成26年広島市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第11条中「に定める」の右に「行政コスト計算書、純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第12条第2項各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的及び業務内容
- (2) 市の施策における法人の位置付け及び役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- (5) 中期計画及び年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報

(9) 業務の成果及び当該業務に要した資源  
 (10) 予算及び決算の概要  
 (11) 財務諸表の要約  
 (12) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明  
 (13) 内部統制の運用状況  
 (14) 法人に関する基礎的な情報

第 1 2 条第 3 項を削る。

第 1 4 条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 2 号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第 3 5 条第 1 項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

第 1 4 条第 4 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同項第 1 号中「正当な理由による」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 1 1 条、第 1 2 条及び第 1 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日に開始した事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び会計監査報告から適用する。

法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）に改める。

第 1 0 条の 6 第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 1 0 条の 7 第 3 号及び第 2 0 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 2 条の 2 第 2 号中「第 8 1 条の 5 第 1 項」を「第 6 0 条の 2 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 2 条の 8 第 1 項第 6 号中「本市の定年退職者等（法第 2 8 条の 4 第 1 項の定年退職者等をいう。）」を「6 0 歳に達した日以後に本市を退職した者」に改める。

第 2 3 条の 4 第 2 項ただし書及び第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 3 条の 1 0 第 2 項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 1 号中「法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 4 条の 2 第 9 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 1 4 項を加える。

5 条例附則第 8 項の規定の適用を受ける職員については、当分の間、

次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条の 2 第 3 項、第 4 条の 9、第 2 3 条の 1 0 第 2 項各号及び第 2 3 条の 1 1 第 2 項各号	定める額	定める額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額）
第 4 条の 6 第 1 項、第 2 1 条の 2 第 1 項及び第 3 項	掲げる額	掲げる額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額）

6 条例附則第 9 項第 2 号の規則で定める職員は、職員の定年等に関する規則（昭和 6 0 年広島市人事委員会規則第 1 号）附則第 2 項各号に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師とする。

7 条例附則第 1 0 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員（同項に規定する他の職への降任等をされ

広島市規則第 35 号

令和 5 年 3 月 31 日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 貴

一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 2 6 年 3 月 3 0 日広島市規則第 9 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 3 項中「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、を「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、」に改め、「とし、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員にあつては当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の種別に応じ別表第 1 の 3 の右欄に定める額とし、法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては同表の右欄に定める額に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」を削る。

第 1 0 条の 4 の 3 第 2 項中「法」を「地方公務員法（昭和 2 5 年

た職員であつて、条例附則第10項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において特例任用職員（法第28条の5第1項若しくは第2項又は第3項若しくは第4項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。以下「異動期間」という。）を延長された管理監督職（法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。）を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。以下同じ。）を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動（条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。）をした職員

イ 異動日から特定日（条例附則第8項に規定する特定日をいう。以下同じ。）までの間に降格（初任給規則第2条第4号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。以下同じ。）をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等（第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務及び地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をいう。以下同じ。）をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に人事委員会の個別の承認を得てその号給を決定された職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第8項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項及び附則第10項において「附則第8項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、附則第8項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額（市長の定める職員にあつては、市長の定める日以後、市長の定める額）を、条例附則第12項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動（給料表の適用を異にする異動をいう。以下同じ。）又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（市長の定める場合にあつては、市長の定める額）

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等（当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。以下同じ。）に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを

100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（育児短時間勤務等をしている職員にあつては、当該給料月額に算出率を乗じて得た額。以下「上限額」という。）を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第8項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

10 附則第8項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は附則第8項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される附則第8項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

11 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものと

した場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第 8 項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額(当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額。以下この項において「附則第 1 1 項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(附則第 1 7 項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、異動日以後、附則第 1 1 項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第 1 2 項の規定による給料として支給する。

1 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第 1 1 項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

1 3 降任等相当給料表異動(法第 2 8 条の 2 第 1 項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下同じ。)をした職員(特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。附則第 1 6 項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下同じ。)

の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 1 6 項の規定の適用を受ける職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第 8 項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額(当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額。以下この項及び附則第 1 5 項において「附則第 1 3 項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、附則第 1 3 項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額(市長の定める職員にあつては、市長の定める額)を、条例附則第 1 3 項の規定による給料として支給する。

1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「附則第 1 3 項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

1 5 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前 2 項の規定の適用については、当該職員について適用される附則第 1 3 項基礎給料月額は、附則第 1 3 項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

1 6 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第 8 項から前項までに規定する職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、条例附則第 1 3 項の規定により、同項に規定する額の給料を支給する。

1 7 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員又は特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であり、かつ、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第 8 項から前項までに規定する職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、条例附則第 1 2 項又は第 1 3 項の規定により、これらの規定に規定する額の給料を支給する。

1 8 条例附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による給料の支給について、附則第 8 項から前項までの規定による場合には部内の他の職員との均衡を失すと認められるときその他の特別の事情があるときは、別に市長が定めるところによることができる。

別表第 1 の 3 種の項中「、南工場長」を削り、同表 7 種の項中「旅券センター、戸籍・住民票事務センター及び市役所サービス・コーナーの所長」を「戸籍・住民票事務センター所長」に改める。

別表第 1 の 3 を削る。

別表第 6、別表第 7 及び別表第 8 中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和 5 7 年広島市規則第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 項中「第 2 条各号」を「第 4 条各号及び附則第 2 項各号」に改める。

第 2 5 条の 2 の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第 2 7 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「に育児短時間勤務職員等」の右に「又は短時間勤務職員」を加える。

別表第 3 の(1)の表第 2 種の項中「、南工場」を削る。

別表第 6 第 2 種の項中「教育委員会事務局学校教育部教職員課」を「教育委員会事務局学校教育部」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の級(当該職員が定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定によ

り採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第62号)第3条第2項に規定する給料表及び当該暫定再任用職員の属する職務の級をいう。)並びに一般職の職員の給与に関する条例施行規則第4条の2第2項の種別に応じ附則別表の右欄に定める額(暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)にあつては、当該額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第23号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則第10条の6第2項、第10条の7第3号、第20条第3項、第22条の2第2号、第23条の4第2項及び第3項並びに第23条の10第2項(第23条の11第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の義務教育等教員特別手当の月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則第23条の10第2項各号又は第23条の11第2項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

5 当分の間、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則第22条の8第1項第6号の規定の適用については、同号中「(60歳に達した日以後に本市を退職した者に限る。)」とあるのは、「(60歳に達した日以後に本市を退職した者並びに職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年広島市条例第29号)附則第5項各号及び第6項各号に掲げる者に限る。)」とする。

附則別表(附則第2項関係)

区 分			管理職手当額
給料表	職務の級	種別	
行政職給料表	4級	7種	21,700円
教育職給料表(4)	4級	3種	66,600円
		4種	58,300円
		5種	50,000円
教育職給料表(5)	4級	3種	65,000円
		4種	56,900円
		5種	48,800円

広島市規則第36号

令和5年3月31日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則(昭和60年広島市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「会計管理者が債権者に交付した支払証と引換えに」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項を削る。

第31条第1項中「ときは、債権者から」を「ときは、」に改め、「これと引換えに支払証を交付し」を削り、同条第3項を削る。

第49条中「第31条の6第1項」を「第31条の6」に、「並びに第114条」を「、第114条」に、「の規定(会計規則第52条から第77条まで及び第110条から第116条までの規定にあつては、区会計管理者が取り扱う事務に関する部分を除く。)」並びに「会計規則」を「、」に、「及び別表第4」を「並びに別表第4」に改める。

第49条の2の表第6条の項中「(会計課設置区(安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区をいう。以下同じ。))にあつては、区会計管理者)」を削り、同表第31条の6の項、第51条の項及び第58条の項中「(会計課設置区にあつては、区会計管理者)」を削る。

第85条の2の表第2条の項中「(農業委員会事務局に係る流用にあつては、会計管理者及び区会計管理者とする。)」を削る。

別表第4の(1)の表中

			(5) 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払	
水道局営業部営業所	業務管理課	所長	(1) 下水道使用料(附則第3項に規定する特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に係るものを除く。)及びこれに係る延滞金の収納	を

			(5) 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払	
水道局営業部	業務管理課	料金担当課長	(1) 下水道使用料(附則第3項に規定する特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に係るものを除く。)及びこれに係る延滞金の収納	に
	営業所	所長	(1) 下水道使用料(附則第3項に規定する特定環境保全公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に係るものを除く。)及びこれに係る延滞金の収納	

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条中「法」を「旧法」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第 4 条第 1 項中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に改め、同条第 2 項中「法」を「旧法」に改める。

第 5 条中「法」を「旧法」に改める。

第 6 条中「政令」を「旧政令」に改める。

第 7 条中「政令」を「旧政令」に改め、同条第 1 号中「蛇籠堰堤」を「蛇籠堰堤」に、「柵」を「柵」に改める。

第 10 条第 2 号中「法」を「旧法」に改める。

第 11 条中「法、省令」を「旧法、旧省令」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「別表第 87 号及び第 88 号」を「別表第 92 号及び第 93 号」に改める部分に限る。）は、同年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 37 号

令和 5 年 3 月 31 日

広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 貴

広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和 55 年広島市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市旧宅地造成等規制法施行細則

第 1 条中「この規則は、」の右に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の」を加え、「法」という。）、「」を「旧法」という。）、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 393 号）第 1 条の規定による改正前の」に、「政令」という。）、「」を「旧政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産国土交通省令第 3 号）第 1 条の規定による改正前の」に、「省令」を「旧省令」に、「）及び」を「）」の規定並びに「別表第 87 号及び第 88 号」を「別表第 92 号及び第 93 号」に改める。

広島市規則第 38 号

令和 5 年 3 月 31 日

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 貴

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

消防局長に対する事務委任に関する規則（昭和 34 年広島市規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 200 号を第 260 号とし、第 199 号を第 256 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

㉮ 液化石油ガス法施行規則第 5 条の 2 第 2 項に規定する液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となった場合の届出の受理に関すること。

㉯ 液化石油ガス法施行規則第 8 1 条第 2 項に規定する充てん設備の使用の休止の届出の受理に関すること。

㉺ 液化石油ガス法施行規則第 132 条に規定する同条の表の中欄に掲げる事項の報告の受理に関すること。

本則中第 198 号を第 251 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

㉻ 液化石油ガス法第 87 条第 1 項に規定する広島県公安委員会等に対する通報に関すること。

㉼ 液化石油ガス法第 88 条第 3 項に規定する公示に関すること。

㉔ 液化石油ガス法第90条第1項に規定する職関に関すること。

㉕ 液化石油ガス法第95条の2に規定する経済産業大臣による必要な指示の受理に関すること。

本則第197号中「及び」を「並びに」に、「第13条第7項」を「第13条第3項及び第7項」に改め、「職員に」の右に「液化石油ガス販売事業者又は」を加え、同号を本則第247号とし、同号の次に次の3号を加える。

㉖ 液化石油ガス法第83条第2項及び液化石油ガス令第13条第4項の規定により職員に保安機関の事務所等への立入検査等をさせること。

㉗ 液化石油ガス法第83条第3項の規定により職員に液化石油ガス販売事業者、充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所等への立入検査等をさせること。

㉘ 液化石油ガス法第83条第4項の規定により職員に保安機関の事務所等への立入検査等をさせること。

本則中第196号を削り、第195号を第196号とし、同号の次に次の50号を加える。

㉙ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項及び第2項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請書の受理に関すること。

㉚ 液化石油ガス法第3条第1項及び第2項の規定により液化石油ガス販売事業の登録を行うこと。

㉛ 液化石油ガス法第3条の2第2項の規定による液化石油ガス販売事業の登録をした旨の通知に関すること。

㉜ 液化石油ガス法第3条の2第3項に規定する液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に関すること。

㉝ 液化石油ガス法第4条第1項の規定による液化石油ガス販売事業の登録の拒否に関すること。

㉞ 液化石油ガス法第4条第2項の規定による液化石油ガス販売事業の登録を拒否した旨の通知に関すること。

㉟ 液化石油ガス法第6条（液化石油ガス法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する登録行政庁又は認定行政庁の変更の届出の受理に関すること。

㊱ 液化石油ガス法第8条（液化石油ガス法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する液化石油ガス販売事業者又は保安機関の販売所等の変更の届出の受理に関すること。

㊲ 液化石油ガス法第10条第3項（液化石油ガス法第35条の4において準用する場合を含む。）に規定する液化石油ガス販売事業者又は保安機関の地位の承継の届出の受理に関すること。

㊳ 液化石油ガス法第13条第2項の規定により販売に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な措置をとるべきことを命ずること。

㊴ 液化石油ガス法第14条第2項の規定により、同条第1項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずること。

㊵ 液化石油ガス法第16条第3項の規定により法令の基準に適合する

ように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は法令の基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことを命ずること。

㊶ 液化石油ガス法第16条の2第2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下「液化石油ガス令」という。）第13条第1項の規定により法令の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずること。

㊷ 液化石油ガス法第19条第2項に規定する業務主任者の選任又は解任の届出の受理に関すること。

㊸ 液化石油ガス法第21条第2項に規定する業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に関すること。

㊹ 液化石油ガス法第22条の規定により業務主任者又はその代理者の解任を命ずること。

㊺ 液化石油ガス法第23条（液化石油ガス法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する液化石油ガス販売事業又は保安業務の廃止の届出の受理に関すること。

㊻ 液化石油ガス法第25条の規定により液化石油ガス法第3条第1項の規定による登録を取り消すこと。

㊼ 液化石油ガス法第26条の規定により液化石油ガス法第3条第1項の規定による登録を取り消し、又は期間を定めて液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

㊽ 液化石油ガス法第26条の2の規定により液化石油ガス法第3条第1項の規定による登録を消除すること。

㊾ 液化石油ガス法第29条第1項及び第2項に規定する保安業務の申請書の受理及び認定に関すること。

㊿ 液化石油ガス法第32条第1項及び第2項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）第34条に規定する保安機関の認定の更新の申請書の受理及び認定の更新に関すること。

㋀ 液化石油ガス法第33条第1項及び液化石油ガス法施行規則第35条第1項に規定する一般消費者等の数の増加の申請書の受理及び認可に関すること。

㋁ 液化石油ガス法第33条第2項に規定する一般消費者等の数の減少の届出の受理に関すること。

㋂ 液化石油ガス法第34条第3項の規定により保安業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずること。

㋃ 液化石油ガス法第35条第1項並びに液化石油ガス法施行規則第39条第1項及び第3項に規定する保安業務規程の制定又は変更の申請書の受理及び認可に関すること。

㋄ 液化石油ガス法第35条第3項の規定により保安業務規程を変更すべきことを命ずること。

㋅ 液化石油ガス法第35条の2の規定により液化石油ガス法第31条各号の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずること。

㋆ 液化石油ガス法第35条の3の規定により液化石油ガス法第29条第1項の規定による認定を取り消すこと。

- ㊦ 液化石油ガス法第 35 条の 5 の規定により法令の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 35 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに液化石油ガス法施行規則第 47 条に規定する液化石油ガス販売事業者の認定の申請書の受理及び認定に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 35 条の 7 並びに液化石油ガス法施行規則第 48 条第 1 項本文及び第 3 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般消費者等の数及び認定対象消費者の数の報告書の受理に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 35 条の 10 第 1 項の規定により液化石油ガス法第 35 条の 6 第 1 項の規定による認定を取り消すこと。
- ㊦ 液化石油ガス法第 35 条の 10 第 2 項の規定により液化石油ガス法第 35 条の 6 第 1 項の規定による認定を取り消すこと。
- ㊦ 液化石油ガス法第 36 条第 1 項及び液化石油ガス法施行規則第 51 条第 1 項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備の設置の申請書の受理及び許可に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 2 第 1 項本文（液化石油ガス法第 37 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに液化石油ガス法施行規則第 56 条第 1 項及び第 65 条に規定する貯蔵施設的位置、構造若しくは設備、特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置又は充てん設備の所在地、構造、設備若しくは装置の変更の申請書の受理及び許可に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 2 第 2 項（液化石油ガス法第 37 条の 4

第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更の届出の受理に関すること。

- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 3 第 1 項本文（液化石油ガス法第 37 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに液化石油ガス法施行規則第 59 条第 1 項及び第 2 項並びに第 68 条第 1 項及び第 2 項に規定する完成検査の申請書の受理、検査及び完成検査証の交付並びに液化石油ガス法第 37 条の 3 第 1 項ただし書（液化石油ガス法第 37 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する完成検査の受検の届出の受理に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 3 第 2 項（液化石油ガス法第 37 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）並びに液化石油ガス法施行規則第 61 条及び第 70 条に規定する完成検査の結果の報告書の受理に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 4 第 1 項及び液化石油ガス法施行規則第 63 条第 2 項に規定する充てん設備の申請書の受理及び許可に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 5 第 3 項の規定により法令の基準に適合するように充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は法令の基準に従つて充填すべきことを命ずること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 6 第 1 項本文並びに液化石油ガス法施行規則第 81 条第 4 項及び第 5 項に規定する保安検査の申請書の受理、検査及び保安検査証の交付並びに液化石油ガス法第 37 条の 6 第 1 項ただし書に規定する保安検査の受検の届出の受理に関すること。

- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 6 第 3 項及び液化石油ガス法施行規則第 83 条に規定する保安検査の結果の報告書の受理に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 7 第 1 項の規定により液化石油ガス法第 36 条第 1 項若しくは第 37 条の 4 第 1 項の規定による許可を取り消し、又は貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の使用の停止を命ずること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 37 条の 7 第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定により特定供給設備の使用の停止を命ずる旨を一般消費者等に対し通知すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 38 条の 3 に規定する液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 38 条の 10 第 1 項に規定する特定液化石油ガス設備工事の事業の開始の届出の受理に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 38 条の 10 第 2 項に規定する同条第 1 項各号の事項の変更又は事業の廃止の届出の受理に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 82 条第 1 項並びに液化石油ガス令第 13 条第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定による液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者又は液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の業務又は経理の状況に関する報告の徴収に関すること。
- ㊦ 液化石油ガス法第 82 条第 2 項及び液化石油ガス令第 10 条第 7 項の規定による充てん事業者の業務又は経理の状況に関する報告の徴収に関すること。

本則中第 194 号を第 195 号とし、第 193 号を第 194 号とし、第 192 号の次に次の 1 号を加える。

- ㊦ 一般高圧ガス保安規則第 8 条第 2 項第 1 号りただし書、第 8 条の 2 第 2 項第 2 号へ及び第 12 条第 2 項第 6 号ただし書に規定する充填の場所の届出の受理に関すること。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



広島市規則第39号

令和5年3月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和33年広島市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の5の表常時介護を要する状態の項中「17万1,650円」を「17万2,550円」に、「7万5,290円」を「7万7,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万5,780円」を「8万6,280円」に、「3万7,600円」を「3万8,900円」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2 改正後の第4条の2の5の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

告示

広島市告示第62号

令和5年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者名称, 事業所名称, 事業所所在地, サービスの種類. Rows include ライフケア虹橋株式会社, 株式会社さくらモンデックス, ベストパートナーズ株式会社, 医療法人社団生和会, 医療法人社団おると会, 株式会社あまのがわ, 社会福祉法人IGL学園福祉会, 社会福祉法人IGLナーシングホーム信愛の郷, 社会福祉法人IGLショートステイ信愛の郷.

広島市告示第63号

令和5年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年3月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人 I G L学園福 祉会	I G L居宅介 護支援事業所 信愛の郷	広島市南区本 浦町8番39 号	居宅介護支援

広島市告示第64号

令和5年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年3月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社さくら モンデックス	さくらデイサ ービス満天の リハ	広島市南区松 川町6番16 号第3佐野ビ ル101号	地域密着型通所 介護

広島市告示第65号

令和5年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和5年3月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
ライフケア虹 橋株式会社	ライフケア虹 橋訪問介護サ ービス	広島市西区己 斐本町二丁目 6番7-20 4	訪問介護サービ ス、生活援助特 化型訪問サービ ス
株式会社さくら モンデックス	さくら・介護 ステーション 満天西	広島市西区井 口明神二丁目 1番3号アネ ックスD20 1号室	訪問介護サービ ス、生活援助特 化型訪問サービ ス
ベストパート ナーズ株式会 社	ヘルパーステ ーションさん 和五日市	広島市佐伯区 五日市中央四 丁目13番1 2-301号	訪問介護サービ ス、生活援助特 化型訪問サービ ス
株式会社さくら モンデックス	さくらデイサ ービス満天の リハ	広島市南区松 川町6番16 号第3佐野ビ ル101号	1日型デイサー ビス
社会福祉法人 I G L学園福 祉会	I G Lデイサ ービス信愛の 郷	広島市南区本 浦町8番39 号	1日型デイサー ビス

広島市告示第66号

令和5年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定により、次に掲げる施設を介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年3月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人 I G L学園福 祉会	I G Lナーシ ングホーム信 愛の郷	広島市南区本 浦町8番39 号	介護老人福祉施 設

広島市告示第67号

令和5年3月2日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示した次の文書については、令和5年1月19日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめましたので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	告示日 告示番号	印影を印刷する 公印の名称
持続可能な地域公共 交通ネットワークの 再構築に関する要望 書	令和5年1月13日 広島市告示第12号	市長印

広島市告示第68号

令和5年3月3日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する 公印の名称
地域活動支援センターII型受給者証	市印

広島市告示第69号

令和5年3月7日

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3第1項の規定に基づき、河川工事を次のように施行するので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 河川の名称及び区間  
一級河川太田川水系指定区間御幸川  
上流端 広島市西区田方一丁目2185番4地先の市道橋下流端  
下流端 左岸 広島市西区草津東一丁目1740番1地先  
右岸 広島市西区草津新町24番地先  
延長 1,090m
- 2 河川工事の内容  
都市基盤河川改修事業
- 3 河川工事の期間  
昭和63年5月10日から令和10年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第70号**  
令和5年3月8日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区深川五丁目の1897番1、1878番1の一部、1879番1の一部、1879番2の一部及び1882番2の一部
- 2 開発面積  
2,154.94㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
静岡県沼津市柳町3番11号  
株式会社片岡屋  
代表取締役 秋元 利之
- 4 検査済証交付年月日  
令和5年3月8日

~~~~~  
**広島市告示第71号**  
令和5年3月8日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第34条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営店舗の使用料を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 市営店舗名及び変更後使用料  
別紙のとおり
  - 2 変更日  
令和5年4月1日
- 別紙 略

~~~~~  
**広島市告示第72号**  
令和5年3月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称              | 所在地                     | 指定年月日    | 指定有効期限     |
|-----------------|-------------------------|----------|------------|
| ホームルーム・リハナース    | 広島市南区旭一丁目17-8<br>2階     | 令和5年2月1日 | 令和11年1月31日 |
| いのくち歯科<br>小児歯科  | 広島市西区己斐本町一丁目8-26        | 令和5年1月6日 | 令和11年1月5日  |
| しらかわ歯科<br>クリニック | 広島市安佐北区三入三丁目13-3        | 令和5年2月1日 | 令和11年1月31日 |
| あおぞら薬局<br>八幡東店  | 広島市佐伯区八幡東三丁目29-12-5-102 | 令和5年3月1日 | 令和11年2月28日 |

~~~~~  
**広島市告示第73号**  
令和5年3月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

~~~~~  
**広島市告示第74号**  
令和5年3月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

~~~~~  
**広島市告示第75号**  
令和5年3月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の

規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第 7 6 号

令和 5 年 3 月 9 日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 3 条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和 5 年 3 月 9 日から同月 2 3 日（告示日から 2 週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松 井 一 實

1 事業計画の名称

広島市公共下水道築造事業計画

2 変更に係る予定処理区域

- 広島市中区 吉島東一丁目
西区 観音新町三丁目、観音新町四丁目、古江上二丁目
安佐南区 相田一丁目、相田町、伴中央六丁目、大塚西一丁目
安佐北区 小河原町、落合南二丁目、可部町、大林町、三入東一丁目、三入東二丁目、可部東四丁目、安佐町
佐伯区 湯来町、五日市町、石内北三丁目、五日市港一丁目、五日市港二丁目

3 変更に係る工事の完成の予定年月日

令和 8 年 3 月 3 1 日

広島市告示第 7 7 号

令和 5 年 3 月 9 日

広島市流域関連公共下水道事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 3 条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和 5 年 3 月 9 日から同月 2 3 日（告示日から 2 週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松 井 一 實

1 事業計画の名称

広島市流域関連公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

広島市東区 温品六丁目

安芸区 瀬野三丁目、瀬野南一丁目、矢野東六丁目
3 変更に係る工事の完成の予定年月日
令和 8 年 3 月 3 1 日

広島市告示第 7 8 号

令和 5 年 3 月 9 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、土地及び家屋に関する令和 5 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 縦覧期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から同年 5 月 1 日（月）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

3 縦覧場所

固定資産（土地又は家屋）の所在地により、次のとおりとします。

なお、出張所においては、各出張所の所管区域内の土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

Table with 2 columns: 固定資産の所在地 and 縦覧場所. Rows include 中区, 東区, 南区, 西区, 安佐南区, and 安佐北区 with specific office addresses.

安芸区	東部市税事務所 (東区役所内)	(東区東蟹屋町9番38号)
	安芸税務室 (安芸区役所内)	(安芸区船越南三丁目4番36号)
	中野出張所	(安芸区中野三丁目20番9号)
	阿戸出張所	(安芸区阿戸町6257番地の2)
	矢野出張所	(安芸区矢野東五丁目7番18号)
佐伯区	西部市税事務所 (西区役所内)	(西区福島町二丁目2番1号)
	佐伯税務室 (佐伯区役所内)	(佐伯区海老園二丁目5番28号)
	湯来出張所	(佐伯区湯来町大字和田166番地)

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人(縦覧できるのは、その土地が所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。)

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人(縦覧できるのは、その家屋が所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。)

広島市告示第79号

令和5年3月13日

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項第5号、第92条第1項第10号及び第115条の9第1項第10号の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止(利用者の新規受入停止)しますので、告示します。

広島市長 松井一實

指定の一部の効力の停止期間	令和5年5月1日から同年7月31日まで
事業者の名称	社会福祉法人かきつばた福祉会
事業所の名称	特別養護老人ホームへさか福寿苑
事業所の所在地	広島市東区大上一丁目5番1-8号
サービスの種類	短期入所生活介護、介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護

広島市告示第80号

令和5年3月14日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公募設置等計画が適当であることを認定したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 認定計画提出者

広島市中区基町21番3号

広島城アソシエイツ

代表法人 株式会社中国放送

構成法人 株式会社RCC文化センター

株式会社TBSホールディングス

株式会社フジタ広島支店

株式会社合人社計画研究所

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

株式会社中国新聞社

株式会社中国四国博報堂

株式会社山下設計関西支社

NTTアーバンバリューサポート株式会社

株式会社シーケイ・テック

2 認定日

令和5年3月14日

3 認定の有効期間

令和6年1月1日から令和25年12月31日まで

4 公募対象公園施設の場所

広島市中区基町

中央公園(広島城区域)内(別紙のとおり)

別紙 略

広島市告示第81号

令和5年3月14日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園(広島城区域に限る。)の指定管理者を次のとおり指定したので、広島城三の丸歴史館条例(令和4年広島市条例第8号)第14条第3項、広島城条例(昭和33年広島市条例第7号)第8条第3項及び広島市公園条例(昭和39年広島市条例第18号)第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園(広島城区域に限る。)

2 指定の相手方

広島市中区基町21番3号

広島城アソシエイツ

代表法人 株式会社中国放送

構成法人 株式会社RCC文化センター

株式会社TBSホールディングス

株式会社フジタ広島支店

株式会社合人社計画研究所

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

株式会社中国新聞社

株式会社中国四国博報堂

株式会社山下設計関西支社

NTTアーバンバリューサポート株式会社

株式会社シーケイ・テック

3 指定の期間

- (1) 広島城三の丸歴史館  
令和8年10月1日から令和25年12月31日まで
- (2) 広島城  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 中央公園（広島城区域に限る。）  
令和7年3月31日（中央公園バス駐車場については、令和5年4月1日）から令和25年12月31日まで

~~~~~

**広島市告示第82号**  
令和5年3月14日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類  
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
  - 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地  
別紙のとおり
  - 3 確認年月日  
令和5年3月9日
- 別紙 略

~~~~~

**広島市告示第83号**  
令和5年3月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市豪雨災害伝承館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市豪雨災害伝承館条例（令和4年広島市条例第31号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市豪雨災害伝承館
- 2 指定の相手方  
広島市安佐南区緑井八丁目15番28号  
一般社団法人梅林学区復興まちづくり協議会
- 3 指定の期間  
令和5年3月9日1日から令和10年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第84号**  
令和5年3月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、中央公園（中央公園広場エリアに限る。）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示し

ます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
中央公園（中央公園広場エリアに限る。）
- 2 指定の相手方  
広島市中区基町6番78号  
ACTIVE COMMUNITY PARK管理運営共同事業体  
構成員  
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
株式会社エディオン  
広島電鉄株式会社  
株式会社RCC文化センター  
株式会社中国新聞社  
NTTアーバンバリューサポート株式会社  
株式会社NTTファシリティーズ

- 3 指定の期間  
令和6年8月1日（一部については、同年2月1日）から令和25年7月31日まで

~~~~~

**広島市告示第85号**  
令和5年3月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島サッカースタジアムの指定管理者を次のとおり指定したので、広島サッカースタジアム条例（令和4年広島市条例第38号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島サッカースタジアム
- 2 指定の相手方  
広島市中区大手町一丁目4番14号  
株式会社サンフレッチェ広島
- 3 指定の期間  
令和5年12月28日から令和15年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第86号**  
令和5年3月14日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。  
その関係図面は、令和5年3月14日から同月28日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 整理番号  | 路線名     | 起点         |
|-------|---------|------------|
|       |         | 終点         |
| 17622 | 中1区78号線 | 中区基町1番地4地先 |
|       |         | 中区基町1番地3地先 |

|       |              |                   |
|-------|--------------|-------------------|
| 17623 | 東1区54<br>9号線 | 東区福田五丁目1931番地32地先 |
|       |              | 東区福田五丁目1991番地6地先  |

広島市告示第87号

令和5年3月14日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和5年3月14日から同月28日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 整理番号  | 路線名         | 起点                 |
|-------|-------------|--------------------|
|       |             | 終点                 |
| 17624 | 中1区78号線     | 中区基町1番地4地先         |
|       |             | 中区基町1番地4地先         |
| 17625 | 東1区549号線    | 東区福田五丁目1931番地32地先  |
|       |             | 東区福田五丁目1992番地1地先   |
| 17626 | 東1区554号線    | 東区上温品一丁目1558番地20地先 |
|       |             | 東区上温品一丁目1558番地11地先 |
| 17627 | 西5区406号線    | 西区井口一丁目25番地19地先    |
|       |             | 西区井口一丁目25番地28地先    |
| 17628 | 安佐北3区1008号線 | 安佐北区大林二丁目1924番地5地先 |
|       |             | 安佐北区大林二丁目1918番地6地先 |
| 17629 | 安佐北3区1009号線 | 安佐北区亀山五丁目2287番地1地先 |
|       |             | 安佐北区亀山五丁目2285番地2地先 |

広島市告示第88号

令和5年3月14日

道路法の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和5年3月14日から同月28日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 敷地の幅員             | 敷地の延長          |
|-------|----------|-------------------|----------------|
| 市道    | 中1区78号線  | 6.10メートル<br>11.00 | メートル<br>111.28 |
| 市道    | 東1区549号線 | 6.00メートル<br>11.00 | メートル<br>120.76 |
| 市道    | 東1区554号線 | 4.01メートル<br>9.08  | メートル<br>28.51  |
|       | 西5区40    | 4.02メートル          | メートル           |

|    |             |                   |                |
|----|-------------|-------------------|----------------|
| 市道 | 6号線         | 6.52              | 41.02          |
| 市道 | 安佐北3区1008号線 | 6.21メートル<br>14.70 | メートル<br>107.44 |
| 市道 | 安佐北3区1009号線 | 4.20メートル<br>8.70  | メートル<br>87.71  |

広島市告示第89号

令和5年3月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月14日から同月28日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始区間             | 供用開始の期日   |
|-------|-------------|--------------------|-----------|
| 市道    | 中1区78号線     | 中区基町1番地4地先         | 令和5年3月14日 |
|       |             | 中区基町1番地4地先         |           |
| 市道    | 東1区549号線    | 東区福田五丁目1931番地32地先  | 令和5年3月14日 |
|       |             | 東区福田五丁目1992番地1地先   |           |
| 市道    | 東1区554号線    | 東区上温品一丁目1558番地20地先 | 令和5年3月14日 |
|       |             | 東区上温品一丁目1558番地11地先 |           |
| 市道    | 西5区406号線    | 西区井口一丁目25番地19地先    | 令和5年3月14日 |
|       |             | 西区井口一丁目25番地28地先    |           |
| 市道    | 安佐北3区1008号線 | 安佐北区大林二丁目1924番地5地先 | 令和5年3月14日 |
|       |             | 安佐北区大林二丁目1918番地6地先 |           |
| 市道    | 安佐北3区1009号線 | 安佐北区亀山五丁目2287番地1地先 | 令和5年3月14日 |
|       |             | 安佐北区亀山五丁目2285番地2地先 |           |

広島市告示第90号

令和5年3月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ekie（エキエ）（東区画）
- (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地

2 大規模小売店舗を設置する者  
中国 S C 開発株式会社  
代表取締役社長 竹中 靖  
広島市南区松原町 1 番 2 号

3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙 1 のとおり  
(変更後) 別紙 2 のとおり

4 変更年月日  
別紙 1、2 のとおり

5 届出年月日  
令和 5 年 3 月 1 5 日

6 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和 5 年 3 月 1 6 日から同年 7 月 1 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例 (平成 3 年広島市条例第 4 9 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限 令和 5 年 7 月 1 6 日  
(2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示第 9 1 号

令和 5 年 3 月 1 6 日

大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 e k i e (エキエ) (西区画)

(2) 所在地 広島市南区松原町 1 1 8 5 番地

2 大規模小売店舗を設置する者  
中国 S C 開発株式会社  
代表取締役社長 竹中 靖  
広島市南区松原町 1 番 2 号

3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙 1 のとおり  
(変更後) 別紙 2 のとおり

4 変更年月日  
別紙 1、2 のとおり

5 届出年月日  
令和 5 年 3 月 1 5 日

6 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和 5 年 3 月 1 6 日から同年 7 月 1 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例 (平成 3 年広島市条例第 4 9 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限 令和 5 年 7 月 1 6 日  
(2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示第 9 2 号

令和 5 年 3 月 1 6 日

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、「広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務 (単価契約)」を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者



広島市中区舟入幸町15番3号  
株式会社 ニットー  
代表取締役 馬野 恭彰

2 歳入の種類

観光バス駐車場の貸付収入

3 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第93号

令和5年3月17日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号の規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

広島市長 松井 一 實

1 指定する道路の路線及び区間

次表のとおり

| 道路の種類 | 路線名      | 区間                                                    |
|-------|----------|-------------------------------------------------------|
| 市道    | 安芸1区上瀬野線 | 安芸区上瀬野字大元谷山10001番地73地先から<br>安芸区上瀬野字瀬野越山10619番地589地先まで |

2 指定する期日 令和5年3月19日

広島市告示第94号

令和5年3月17日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

広島市長 松井 一 實

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 道路の種類 | 路線名      | 区間                                                    |
|-------|----------|-------------------------------------------------------|
| 市道    | 安芸1区上瀬野線 | 安芸区上瀬野字大元谷山10001番地73地先から<br>安芸区上瀬野字瀬野越山10619番地589地先まで |

2 指定する期日 令和5年3月19日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- ①走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよ

う走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離と取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

広島市告示第95号

令和5年3月17日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定によって、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島市道路交通局道路管理課において、令和5年3月31日までの間、縦覧に供する。

広島市長 松井 一 實

1 指定する道路の路線及び区間

次表のとおり

| 道路の種類 | 路線名        | 区間                                                         |
|-------|------------|------------------------------------------------------------|
| 一般国道  | 国道2号（宮島街道） | 西区庚午北一丁目先（一般国道2号との交点）から<br>佐伯区美の里二丁目地先（廿日市市境）まで            |
| 一般国道  | 国道183号     | 中区大手町1丁目地先（中1区215号線との交点）から<br>安佐南区中須2丁目地先（一般国道54号との交点）まで   |
| 一般国道  | 国道183号     | 安佐北区可部南4丁目地先（一般国道54号との交点）から<br>安佐北区大林町地先（一般国道54号との交点）まで    |
| 一般国道  | 国道191号     | 安佐北区安佐町地先（安芸太田町境）から<br>安佐北区可部七丁目地先（一般国道183号との交点）まで         |
| 一般国道  | 国道261号     | 安佐北区安佐町大字飯室地先（一般国道191号との交点）から<br>安佐北区安佐町鈴張地先（北広島町境）まで      |
| 一般国道  | 国道433号     | 佐伯区五日市町大字下河内地先（主要地方道五日市筒賀線との接続点）から佐伯区湯来町地先（一般国道191号との交点）まで |

|           |            |                                                                   |          |                 |                                                                   |
|-----------|------------|-------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 一般<br>国道  | 国道 4 8 7 号 | 南区宇品海岸二丁目地先（一般国道 2 号との交点）から<br>南区皆実町一丁目地先（一般国道 2 号との交点）まで         | 県道       | 広島海田線           | 安芸区船越南三丁目地先（海田町境）まで                                               |
| 一般<br>国道  | 国道 4 8 8 号 | 佐伯区五日市町大字下河内地先（主要地方道五日市筒賀線との交点）から佐伯区湯来町大字和田地先（一般国道 4 3 3 号との交点）まで | 一般<br>県道 | 広島港線            | 南区宇品海岸二丁目地先（一般国道 2 号との交点）から<br>中区大手町五丁目地先（一般国道 2 号との交点）まで         |
| 主要<br>地方道 | 矢野安浦線      | 安芸区矢野西二丁目地先（一般国道 3 1 号との交点）から<br>安芸区矢野町地先（熊野トンネル入り口）まで            | 一般<br>県道 | 南観音観音線          | 西区観音新町四丁目地先から<br>西区南観音三丁目地先（一般国道 2 号との交点）まで                       |
| 主要<br>地方道 | 広島三次線      | 南区比治山本町地先（一般国道 2 号との交点）から<br>安佐北区白木町大字井原地先（安芸高田市境）まで              | 一般<br>県道 | 中山尾長線           | 東区中山南一丁目地先（一般県道府中祇園線との交点）から<br>東区愛宕町地先（主要地方道東海田広島線との交点）まで         |
| 主要<br>地方道 | 広島豊平線      | 安佐南区中須一丁目地先（一般国道 1 8 3 号との交点）から<br>安佐南区伴東七丁目地先（一般県道伴広島線との交点）まで    | 一般<br>県道 | 伴広島線            | 安佐南区伴東七丁目地先（主要地方道広島豊平線との交点）から<br>安佐南区大塚西四丁目地先（主要地方道広島湯来線）との交点まで   |
| 主要<br>地方道 | 安佐豊平芸北線    | 安佐北区安佐町鈴張地先（豊平町境）から<br>安佐北区安佐町鈴張地先（一般国道 2 6 1 号交点）まで              | 一般<br>県道 | 矢野海田線           | 安芸区矢野西二丁目地先（一般国道 3 1 号との交点）から<br>安芸区矢野新町二丁目地先（一般国道 2 号との交点）まで     |
| 主要<br>地方道 | 五日市筒賀線     | 佐伯区湯来町大字多田地先（一般国道 4 8 8 号との交点）から<br>佐伯区湯来町大字多田地先（安芸太田町境）まで        | 一般<br>県道 | 原田五日市線          | 佐伯区五日市町大字石内地先（一般県道伴広島線との交点）から<br>佐伯区海老園 1 丁目地先（一般国道 2 号との交点）まで    |
| 主要<br>地方道 | 五日市筒賀線     | 佐伯区隅の浜二丁目地先（一般国道 2 号との交点）から<br>佐伯区五日市町大字下河内地先（一般国道 4 3 3 号との交点）まで | 一般<br>県道 | 広島東インター線        | 東区馬木 7 丁目地先（主要地方道広島中島線との接続点）から<br>東区温品二丁目地先（主要地方道広島中島線との接続点）まで    |
| 主要<br>地方道 | 広島中島線      | 南区猿猴橋町地先（主要地方道広島三次線との交点）から東区温品一丁目地先（一般県道広島東インター線との接続点）まで          | 一般<br>県道 | 府中仁保線           | 東区温品二丁目地先（一般県道広島東インター線との交点）から<br>南区仁保沖町地先まで                       |
| 主要<br>地方道 | 広島中島線      | 東区馬木四丁目地先（一般県道広島東インター線との接続点）から<br>安佐北区可部南三丁目地先（一般国道 5 4 号との交点）まで  | 市道       | 中 1 区<br>比治山庚午線 | 中区鶴見町地先（南 3 区比治山庚午線との接続点）から<br>中区中島町地先（中 2 区比治山庚午線との接続点）まで        |
| 主要<br>地方道 | 広島湯来線      | 西区田方一丁目地先（西 4 区 6 5 号線との交点）から<br>安佐南区伴中央四丁目地先（一般県道伴広島線との交点）まで     | 市道       | 中 1 区<br>駅前吉島線  | 中区東平塚町地先（中 1 区 1 3 0 号線との交点）から<br>中区国泰寺町一丁目地先（一般国道 2 号との交点）まで     |
| 主要<br>地方道 | 東海田広島線     | 東区愛宕町地先（主要地方道広島中島線との交点）から<br>西区横川町三丁目地先（一般国道 5 4 号との交点）まで         | 市道       | 中 1 区<br>中広字品線  | 中区寺町地先（中 3 区中広字品線との接続点）から<br>中区上職町地先（南 3 区中広字品線との接続点）まで           |
| 主要<br>地方道 | 翠町仁保線      | 南区翠一丁目地先（一般国道 4 8 7 号との交点）から<br>南区仁保三丁目地先（南 4 区 3 7 2 号線との交点）まで   | 市道       | 中 1 区<br>霞庚午線   | 中区千田町三丁目地先（一般県道広島港線との交点）から<br>中区吉島東一丁目地先（中 2 区霞庚午線との接続点）まで        |
| 一般<br>県道  | 府中祇園線      | 東区中山西二丁目地先（一般県道中山尾長線との交点）から<br>東区戸坂千足二丁目地先（主要地方道広島三次線との交点）まで      | 市道       | 中 1 区<br>御幸橋三篠線 | 中区千田町三丁目地先（一般県道広島港線との交点）から<br>中区東白島町地先（主要地方道東海田広島線との交点）まで         |
| 一般<br>県道  | 広島海田線      | 中区基町地先（一般国道 5 4 号との交点）から<br>南区大州 4 丁目地先（府中町境）まで                   | 市道       | 中 1 区<br>鷹野橋字品線 | 中区千田町一丁目地先（中 1 区 3 2 8 号線との交点）から<br>中区南千田西町地先（南 4 区鷹野橋字品線との接続点）まで |
| 一般        | 広島海田線      | 南区青崎 1 丁目地先（府中町境）から                                               | 市道       | 中 2 区<br>比治山庚午線 | 中区中島町地先（中 1 区比治山庚午線との接続点）から<br>中区河原町地先（中 3 区比治山庚午線との接続点）まで        |
|           |            |                                                                   | 市道       | 中 2 区<br>中島吉島線  | 中区中島町地先（中 2 区比治山庚午線との交点）から<br>中区南吉島一丁目地先まで                        |

|    |               |                                                               |    |               |                                                             |
|----|---------------|---------------------------------------------------------------|----|---------------|-------------------------------------------------------------|
| 市道 | 中2区<br>霞庚午線   | 中区吉島東一丁目地先（中1区霞庚午線との接続点）から<br>中区舟入南五丁目地先（中3区霞庚午線との接続点）まで      | 市道 | 南1区<br>駅前大州線  | 南区松原町地先（主要地方道広島三次線との交点）から<br>南区荒神町地先（一般県道広島海田線との交点）まで       |
| 市道 | 中2区<br>広島南道路  | 中区光南五丁目地先（南4区広島南道路との接続点）から<br>中区江波東二丁目（中3区広島南道路との接続点）まで       | 市道 | 南1区<br>段原蟹屋線  | 南区段原四丁目地先（南3区段原蟹屋線との接続点）から<br>南区西蟹屋四丁目地先（一般県道広島海田線との交点）まで   |
| 市道 | 中3区<br>比治山庚午線 | 中区河原町地先（中2区比治山庚午線との接続点）から<br>西区東観音町地先（西2区比治山庚午線との接続点）まで       | 市道 | 南1区<br>79号線   | 南区大州一丁目地先（南1区64号線との交点）から<br>南区上東雲町地先（南3区129号線との交点）まで        |
| 市道 | 中3区<br>中広字品線  | 西区中広町二丁目地先（西1区中広字品線との接続点）から<br>中区寺町地先（中1区中広字品線との接続点）まで        | 市道 | 南3区<br>比治山庚午線 | 南区比治山本町地先（主要地方道広島三次線との交点）から<br>中区鶴見町地先（中1区比治山庚午線との接続点）まで    |
| 市道 | 中3区<br>横川江波線  | 中区堺町一丁目地先（一般県道伴広島線との交点）から<br>中区江波沖町地先（中3区308号線との接続点）まで        | 市道 | 南3区<br>駅前吉島線  | 南区的場町一丁目地先（南1区駅前吉島線との接続点）から<br>中区東平塚町地先（中1区130号線との交点）まで     |
| 市道 | 中3区<br>霞庚午線   | 中区舟入南五丁目地先（中2区霞庚午線との接続点）から<br>西区観音新町一丁目地先（西2区霞庚午線との接続点）まで     | 市道 | 南3区<br>中広字品線  | 中区上磯町地先（中3区中広字品線との接続点）から<br>南区的場町一丁目地先（一般県道広島海田線との交点）まで     |
| 市道 | 中3区<br>広島南道路  | 中区江波東二丁目地先（中2区広島南道路との接続点）から<br>西区観音新町四丁目地先（西2区広島南道路との接続点）まで   | 市道 | 南3区<br>中広字品線  | 南区段原三丁目地先（主要地方道広島三次線との交点）から<br>南区出汐一丁目地先（一般国道2号との交点）まで      |
| 市道 | 東4区<br>常盤橋大芝線 | 東区牛田本町四丁目地先（東4区白島牛田線との交点）から<br>東区牛田本町六丁目地先（一般国道54号との交点）まで     | 市道 | 南3区<br>比治山東雲線 | 南区比治山本町地先（主要地方道広島三次線との交点）から<br>南区上東雲町地先（南3区109号線との交点）まで     |
| 市道 | 東4区<br>白島牛田線  | 東区牛田本町四丁目地先（主要地方道広島三次線との交点）から<br>東区牛田本町四丁目地先（東4区常盤橋大芝線との交点）まで | 市道 | 南3区<br>段原蟹屋線  | 南区段原三丁目地先（南3区比治山東雲線との交点）から<br>南区段原四丁目地先（南1区段原蟹屋線との接続点）まで    |
| 市道 | 東4区<br>1号線    | 東区二葉の里二丁目地先（東5区36号線との交点）から<br>東区牛田南一丁目地先（東4区266号線との交点）まで      | 市道 | 南3区<br>東雲大州線  | 南区段原日出二丁目地先（南3区比治山東雲線との交点）から<br>南区段原日出二丁目地先（南3区129号線との交点）まで |
| 市道 | 東4区<br>19号線   | 東区牛田本町一丁目地先（東4区41号線との交点）から<br>東区牛田本町三丁目地先（東4区白島牛田線との交点）まで     | 市道 | 南3区<br>89号線   | 南区東雲本町一丁目地先（一般国道2号との交点）から<br>南区東雲本町一丁目地先（南3区109号線との交点）まで    |
| 市道 | 東4区<br>266号線  | 東区牛田南一丁目地先（東4区1号線との接続点）から<br>東区牛田本町一丁目地先（東4区41号線との接続点）まで      | 市道 | 南4区<br>中広字品線  | 南区出汐二丁目地先（一般国道2号との交点）から<br>南区宇品海岸三丁目地先（一般国道2号との交点）まで        |
| 市道 | 東5区<br>天満矢賀線  | 東区東蟹屋町地先（南1区天満矢賀線との接続点）から<br>東区東蟹屋町地先（主要地方道広島中島線との交点）まで       | 市道 | 南4区<br>霞庚午線   | 南区翠二丁目地先（南4区中広字品線との交点）から<br>南区皆実町五丁目地先（一般県道広島港線との接続点）まで     |
| 市道 | 東5区<br>36号線   | 東区二葉の里二丁目地先（東5区常盤橋若草線との交点）から<br>東区二葉の里二丁目地先（東4区1号線との交点）まで     | 市道 | 南4区<br>鷹野橋字品線 | 中区南千田西町地先（中1区鷹野橋字品線との接続点）から<br>南区宇品西六丁目地先（一般国道2号との交点）まで     |
| 市道 | 南1区<br>天満矢賀線  | 南区荒神町地先（一般県道広島海田線との交点）から<br>東区東蟹屋町地先（東5区天満矢賀線との接続点）まで         | 市道 | 南4区<br>広島南道路  | 南区仁保沖町地先から<br>中区光南五丁目地先（中2区広島南道路との接続点）まで                    |
| 市道 | 南1区<br>駅前吉島線  | 南区松原町地先（主要地方道広島三次線との交点）から<br>南区的場町一丁目地先（南3区駅前吉島線との境）まで        | 市道 | 南4区<br>843号線  | 南区出島四丁目地先（南4区860号線との交点）から<br>南区出島四丁目地先（南4区659号線との交点）まで      |

|    |                |                                                              |
|----|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 市道 | 西1区<br>中広宇品線   | 西区中広町二丁目地先（西1区駅前観音線との交点）から<br>西区中広町二丁目地先（中3区中広宇品線との接続点）まで    |
| 市道 | 西1区<br>駅前観音線   | 西区横川町二丁目地先（一般国道183号との交点）から<br>西区西観音町地先（西2区比治山庚午線との交点）まで      |
| 市道 | 西1区<br>広島西風新都線 | 西区中広町一丁目地先（西1区駅前観音線との交点）から<br>西区山手町地先（西3区広島西風新都線との接続点）まで     |
| 市道 | 西2区<br>比治山庚午線  | 西区東観音町地先（中3区比治山庚午線との接続点）から<br>西区己斐本町一丁目地先（西3区比治山庚午線との接続点）まで  |
| 市道 | 西2区<br>駅前観音線   | 西区西観音町地先（西2区比治山庚午線との交点）から<br>西区南観音町地先（一般国道2号との交点）まで          |
| 市道 | 西2区<br>霞庚午線    | 西区観音新町一丁目地先（中3区霞庚午線との接続点）から<br>西区庚午中四丁目地先（西4区霞庚午線との接続点）まで    |
| 市道 | 西2区<br>広島南道路   | 西区観音新町四丁目地先（中3区広島南道路との接続点）から<br>西区扇一丁目地先（西5区広島南道路との接続点）まで    |
| 市道 | 西3区<br>比治山庚午線  | 西区己斐本町一丁目地先（西2区比治山庚午線との接続点）から<br>西区己斐本町一丁目地先（西3区82号線との交点）まで  |
| 市道 | 西3区<br>82号線    | 西区己斐本町一丁目地先（西3区比治山庚午線との交点）から<br>西区己斐本町二丁目地先（一般国道2号との交点）まで    |
| 市道 | 西3区<br>広島西風新都線 | 西区山手町地先（西1区広島西風新都線との接続点）から<br>安佐南区沼田町地先（安佐南4区広島西風新都線との接続点）まで |
| 市道 | 西4区<br>草津沼田線   | 西区草津南四丁目地先（西5区草津沼田線との接続点）から<br>西区田方三丁目地先（主要地方道広島湯来線との交点）まで   |
| 市道 | 西4区<br>観音井口線   | 西区扇一丁目地先（西4区211号線との交点）から<br>西区扇二丁目地先（西5区232号線との交点）まで         |
| 市道 | 西4区<br>霞庚午線    | 西区庚午中四丁目地先（西2区霞庚午線との接続点）から<br>西区庚午中四丁目地先（一般国道2号線との接続点）まで     |
| 市道 | 西4区<br>106号線   | 西区田方二丁目地先（西5区13号線との交点）から<br>西区田方二丁目地先（一般国道2号との交点）まで          |
| 市道 | 西4区<br>210号線   | 西区庚午南一丁目地先（西4区観音井口線）から<br>西区庚午中四丁目地先（西4区霞庚午線との交点）まで          |
| 市道 | 西5区<br>草津沼田線   | 西区商工センター二丁目地先（西5区観音井口線との交点）から<br>西区草津南四丁目地先（西4区草津沼田線との接続点）まで |

|    |                  |                                                                     |
|----|------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 市道 | 西5区<br>観音井口線     | 西区扇二丁目地先（西5区232号線との交点）から<br>西区商工センター八丁目地先（西5区231号線との交点）まで           |
| 市道 | 西5区<br>草津鈴が峰線    | 西区草津港二丁目地先（西5区観音井口線との交点）から<br>西区井口一丁目地先（一般国道2号との交点）まで               |
| 市道 | 西5区<br>鈴が峰山方線    | 西区鈴が峰地先（西5区草津鈴が峰線との交点）から<br>西区鈴が峰町地先（西5区3号線との交点）まで                  |
| 市道 | 西5区<br>広島南道路     | 西区扇一丁目地先（西2区広島南道路との接続点）から<br>西区扇一丁目地先（西4区観音井口線との接続点）まで              |
| 市道 | 西5区<br>231号線     | 西区商工センター八丁目地先（西5区観音井口線との交点）から<br>西区商工センター八丁目地先（臨港道路との接続点）まで         |
| 市道 | 安佐南2区<br>高陽沼田線   | 安佐南区中筋一丁目地先（一般国道54号との交点）から<br>安佐南区中須一丁目地先（一般国道183号との交点）まで           |
| 市道 | 安佐南4区<br>広島西風新都線 | 安佐南区沼田町地先（西3区広島西風新都線との接続点）から<br>安佐南区大塚東町地先（安佐南4区454号線との接続点）まで       |
| 市道 | 安佐南4区<br>453号線   | 安佐南区大塚西三丁目地先（主要地方道広島湯来線との交点）から<br>安佐南区大塚西五丁目地先（安佐南4区490号線との接続点）まで   |
| 市道 | 安佐南4区<br>454号線   | 安佐南区大塚西一丁目地先（主要地方道広島湯来線との交点）から<br>安佐南区大塚東一丁目地先（安佐南4区広島西風新都線との接続点）まで |
| 市道 | 安佐南4区<br>486号線   | 安佐南区伴西二丁目地先（安佐南4区608号線との交点）から<br>安佐南区伴南三丁目地先（安佐南4区488号線との交点）まで      |
| 市道 | 安佐南4区<br>490号線   | 安佐南区大塚西五丁目地先（安佐南4区453号線との接続点）から<br>安佐南区伴南一丁目地先（安佐南4区689号線との交点）まで    |
| 市道 | 安佐南4区<br>608号線   | 安佐南区伴西二丁目地先（安佐南4区486号線との交点）から<br>安佐南区伴西二丁目地先（広島西風新都インターチェンジとの接続点）まで |
| 市道 | 安佐南4区<br>739号線   | 安佐南区伴南五丁目地先（安佐南4区488号線との交点）から<br>安佐南区伴西町地先（佐伯1区371号線との接続点）まで        |
| 市道 | 安佐北2区<br>高陽可部線   | 安佐北区落合五丁目地先（主要地方道広島三次線との交点）から<br>安佐北区深川二丁目地先（主要地方道広島中島線との交点）まで      |
| 市道 | 安佐北3区<br>533号線   | 安佐北区三入二丁目地先（一般国道183号との交点）から<br>安佐北区三入二丁目地先（一般国道54号との交点）まで           |

|    |               |                                                                   |
|----|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 市道 | 安芸1区<br>瀬野線   | 安芸区上瀬野一丁目地先（一般国道2号との交点）から<br>安芸区上瀬野南一丁目地先（一般国道2号との交点）まで           |
| 市道 | 安芸1区<br>中野瀬野線 | 安芸区中野東二丁目地先（安芸1区押手線との交点）から<br>安芸区中野東町地先（一般国道2号との交点）まで             |
| 市道 | 安芸1区<br>押手線   | 安芸区中野東二丁目地先（一般国道2号との交点）から<br>安芸区中野東二丁目地先（安芸1区中野瀬野線との交点）まで         |
| 市道 | 安芸1区<br>平原線   | 安芸区中野東町地先（安芸1区中野瀬野線との交点）から<br>安芸区中野東五丁目地先（一般国道2号との交点）まで           |
| 市道 | 佐伯1区<br>371号線 | 佐伯区石内北二丁目地先（安佐南4区689号線との交点）から<br>佐伯区五日市町大字石内地先（安佐南4区739号線との接続点）まで |

2 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に  
占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道  
路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められ  
る場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した  
場合における被害の拡大を防止するため。

4 指定する期日 令和5年4月1日

広島市告示第96号

令和5年3月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中  
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦  
人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第  
30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関  
から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の  
規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第97号

令和5年3月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律  
第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機  
関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第  
3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第98号

令和5年3月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律  
第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術  
者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3  
第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第99号

令和5年3月17日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14  
条の規定に基づき、特賃住宅を除く市営住宅の令和5年4月から  
令和6年3月までの家賃について別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第100号

令和5年3月17日

新たに生じた土地の確認及び当該土地を町の区域に編  
入することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規  
定により、次の表の左欄に掲げる土地が本市の区域内に新たに生  
じたことを確認し、及び同法第260条第1項の規定により、当  
該土地を同表の右欄に掲げる町の区域に編入するものとする。

広島市長 松井一實

| 左欄                                          |                           | 右欄          |
|---------------------------------------------|---------------------------|-------------|
| 位置                                          | 面積                        |             |
| 南区の出島三丁目1の66か<br>ら出島四丁目1の18を経<br>て3の12に至る地先 | 12万3,79<br>3.67平方メー<br>トル | 南区出島四<br>丁目 |

広島市告示第101号

令和5年3月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和  
33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に  
供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

令和5年3月20日

- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の  
とおり。  
(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                                                  | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                                               |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 安佐南区      | 緑井一丁目、長東五丁目、山本新町二丁目、山本新町三丁目、山本新町四丁目及び山本新町五丁目の各一部 | 分流      |
|           | 佐伯区       | 五日市町大字上河内の一部                                     |         |
| 汚水を排除     | 東区        | 馬木七丁目の一部                                         |         |
|           | 安佐南区      | 川内六丁目、相田二丁目及び西原八丁目の各一部                           |         |
|           | 安佐北区      | 深川七丁目、三入二丁目及び安佐町大字久地の各一部                         |         |
|           | 佐伯区       | 五日市町大字上河内及び五日市町大字石内の各一部                          |         |

広島市告示第 1 0 2 号

令和 5 年 3 月 2 0 日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
令和 5 年 3 月 2 0 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                                                    | 終末処理場の位置及び名称                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 区名        | 町名                                                                 |                                           |
| 東区        | 馬木七丁目の一部                                                           | 位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号<br>名称：広島市西部水資源再生センター |
| 安佐南区      | 川内六丁目、緑井一丁目、相田二丁目、西原八丁目、長東五丁目、山本新町二丁目、山本新町三丁目、山本新町四丁目及び山本新町五丁目の各一部 |                                           |
| 安佐北区      | 深川七丁目、三入二丁目及び安佐町大字久地の各一部                                           |                                           |
| 佐伯区       | 五日市町大字上河内及び五日市町大字石内の各一部                                            |                                           |

広島市告示第 1 0 3 号

令和 5 年 3 月 2 0 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3

年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(A 工区)  
広島市佐伯区五日市港一丁目の 1 番の一部、2 番 1、2 番 2 の一部及び 2 番 3
- 2 開発面積  
(A 工区)  
1 3 5 . 3 4 5 . 5 3 m<sup>2</sup>
- 3 同意を受けた者の住所及び氏名  
広島市南区宇品海岸二丁目 2 3 - 5 3  
広島県広島港湾振興事務所  
所長 田口 康典
- 4 検査済証交付年月日  
令和 5 年 3 月 2 0 日

広島市告示第 1 0 4 号

令和 5 年 3 月 2 2 日

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

広島市南福祉事務所長 高家 秀 一

- 1 本籍、住所、氏名及び生年月日  
本籍：不詳  
住所：不詳  
氏名：不詳  
生年月日：不詳
- 2 性別及び年齢  
男性、年齢 6 0 ~ 7 0 歳位
- 3 死亡人の特徴  
身長 1 6 5 センチメートル、体重 6 5 キログラム位、白髪交じりの頭髪、上衣紺色パーカー、灰色半袖シャツ、青色半袖シャツ、下衣灰色チェック柄チノパン、青色ボクサーパンツ、黒色靴下、黒色サンダル、カーキ色手投げ鞆、煙草、ライター、酒バック等
- 4 所持金  
無し
- 5 状況、死亡年月日及び死因  
令和 4 年 1 0 月 1 4 日午前 0 時 4 0 分頃、広島県広島市南区猿猴橋町 6 番 2 6 号仮称広島駅前通り賃貸マンション新築工事現場内で死亡しているところを発見された。  
死亡年月日は令和 4 年 1 0 月 1 4 日となる。また、死因は外傷性大動脈損傷である。
- 6 死体の措置  
令和 4 年 1 0 月 2 8 日、広島市営火葬場の永安館において火葬の後、遺骨は、広島市南福祉事務所に保管している。  
以上のとおり、行旅死亡人を取り扱ったので、心当たりの方

は広島南福祉事務所で申し出てください。

広島市告示第105号

令和5年3月22日

広島市私道整備工事費補助金交付規則（昭和48年広島市規則第47号）第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、広島市私道整備工事費補助金交付規則第4条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、令和4年3月25日付け広島市告示第142号を廃止します。

広島市長 松井 一 實

1 舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費 次のとおりとする。

| 区分    |                                                       | 単位        | 金額        |         |
|-------|-------------------------------------------------------|-----------|-----------|---------|
| 私道別   | 土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員1.8メートル未満の私道 | 人力施工による場合 | 9,330円    |         |
|       |                                                       | 機械施工による場合 | 3,680円    |         |
|       | その他の一般私道                                              | すべり止め舗装   | 人力施工による場合 | 10,930円 |
|       |                                                       |           | 機械施工による場合 | 4,970円  |
|       |                                                       | その他       | 人力施工による場合 | 10,470円 |
|       |                                                       |           | 機械施工による場合 | 4,520円  |
| 舗装止め工 |                                                       | 1メートルにつき  | 8,800円    |         |

2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費 次のとおりとする。

(1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

| 種別       |           | 単位                 | 金額      |
|----------|-----------|--------------------|---------|
| 側溝新設工事   | L型側溝とする場合 | エプロン幅が30センチメートルのもの | 14,000円 |
|          |           | エプロン幅が40センチメートルのもの | 15,210円 |
|          | U型側溝とする場合 | コンクリート蓋有りのもの       | 60,830円 |
|          |           | コンクリート蓋無しのもの       | 43,200円 |
| 雨水ます設置工事 |           | 1箇所                | 48,730円 |

につき

(2) 排水管渠新設工事に要する経費

| 種別             | 内径                           | 単位        | 金額      |
|----------------|------------------------------|-----------|---------|
| 硬質塩化ビニール管とする場合 | 150ミリメートル                    | 1メートルにつき  | 26,290円 |
|                | 200ミリメートル                    |           | 28,600円 |
|                | 支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る） | 150ミリメートル | 1箇所につき  |
| ヒューム管とする場合     | 150ミリメートル                    | 1メートルにつき  | 34,100円 |
|                | 200ミリメートル                    |           | 37,950円 |

3 交通安全施設新設工事に要する経費 次のとおりとする。

| 種別         | 規格          | 単位       | 金額       |
|------------|-------------|----------|----------|
| 転落防止柵設置工事  | 土中建込        | 1メートルにつき | 15,840円  |
|            | コンクリート建込    |          | 13,120円  |
| ガードレール設置工事 | 土中建込        | 1メートルにつき | 15,670円  |
|            | コンクリート建込    |          | 15,480円  |
| 道路反射鏡設置工事  | 600ミリメートル直柱 | 1基につき    | 164,780円 |

4 舗装補修工事に要する経費 次のとおりとする。

| 施工方法    |      | 単位         | 金額     |
|---------|------|------------|--------|
| すべり止め舗装 | 人力施工 | 1平方メートルにつき | 4,540円 |
|         | 機械施工 |            | 2,810円 |
| その他     | 人力施工 | 1平方メートルにつき | 4,080円 |
|         | 機械施工 |            | 2,350円 |

5 交通安全施設補修工事に要する経費 次のとおりとする。

| 種別         | 規格    | 単位         | 金額       |          |
|------------|-------|------------|----------|----------|
| 転落防止柵補修工事  | ビーム取換 | 1メートルにつき   | 4,550円   |          |
| ガードレール補修工事 | レール取換 |            | 4メートル    | 9,680円   |
| 道路反射鏡補修工事  | 反射鏡取換 | 600ミリメートル  | 1基につき    | 115,170円 |
|            | 支柱取換  | 76.3ミリメートル | 1メートルにつき | 9,770円   |

6 区分表の「人力施工・機械施工」について

都市整備局技術管理課の令和 4 年度土木工事標準積算基準書の基準にあわせるものとする。

「人力施工」…平均幅員 1.4m 未満

「機械施工」… 1.4m 以上

7 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

8 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

広島市告示第 106 号

令和 5 年 3 月 23 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 107 号

令和 5 年 3 月 23 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 108 号

令和 5 年 3 月 23 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区可部南五丁目の 1697 番 3、1700 番 4 の一部、1701 番、1702 番、1703 番 1 の一部、1707 番 1 の一部、1708 番、1710 番 1、1712 番 1 の一部、1713 番、1717 番 1、1730 番 1、1731 番 1 及び 1731 番 2

2 開発面積

6,548.09㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐北区可部四丁目 11 番 5 号

株式会社 大和興産

代表取締役 宮越 城児

4 検査済証交付年月日

令和 5 年 3 月 23 日

広島市告示第 109 号

令和 5 年 3 月 27 日

地方自治法施行令第 168 条第 4 項の規定に基づく広島市収納代理金融機関の指定に関する告示（昭和 60 年広島市告示第 126 条）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

別表全店舗の欄中「安芸農業協同組合」を「ひろしま農業協同組合」に改める。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 110 号

令和 5 年 3 月 27 日

地方公営企業法施行令第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づく広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示（昭和 60 年広島市告示第 127 条）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

別表全店舗の欄中「安芸農業協同組合」を「ひろしま農業協同組合」に改める。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 111 号

令和 5 年 3 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条又は第 11 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 112 号

令和 5 年 3 月 30 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地



(1) 名称 ユアーズ戸坂店  
 (2) 所在地 広島市東区戸坂山崎町559番地の1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者  
 株式会社宏福  
 代表取締役 福本 駿  
 広島市東区戸坂出江二丁目7番20号  
 福岡 涼子  
 千葉県市川市新田二丁目7番14-309号  
 吉山 富士子  
 広島市東区戸坂山根二丁目11番17号

3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略

4 変更年月日  
 令和5年3月1日

5 届出年月日  
 令和5年3月27日

6 届出書の縦覧場所  
 (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
 (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号  
 広島市東区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
 (1) 縦覧期間  
 令和5年3月30日から同年7月30日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。  
 (2) 縦覧のできる時間帯  
 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出  
 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限 令和5年7月30日  
 (2) 提出先  
 〒730-8586  
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課



**広島市告示第113号**  
 令和5年3月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (1) 名称 ユアーズ楠木店  
 (2) 所在地 広島市西区楠木町四丁目23番20ほか

2 大規模小売店舗を設置する者  
 昭和染工株式会社  
 代表取締役 飯田 久見子  
 広島市西区楠木町四丁目1番16号

3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略

4 変更年月日  
 令和5年3月1日

5 届出年月日  
 令和5年3月27日

6 届出書の縦覧場所  
 (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
 (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
 広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
 (1) 縦覧期間  
 令和5年3月30日から同年7月30日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。  
 (2) 縦覧のできる時間帯  
 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出  
 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限 令和5年7月30日  
 (2) 提出先  
 〒730-8586  
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課



**広島市告示第114号**  
 令和5年3月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ユアーズ瀬野川店
  - (2) 所在地 広島市安芸区中野東一丁目 7 6 1 8 番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 

株式会社ユアーズ  
代表取締役 松本 淳  
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和 5 年 3 月 1 日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和 5 年 3 月 1 日
- 5 届出年月日  
令和 5 年 3 月 2 7 日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所市民部市政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和 5 年 3 月 3 0 日から同年 7 月 3 0 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出
 

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和 5 年 7 月 3 0 日
  - (2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第 115 号

令和 5 年 3 月 3 0 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1

項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ユアーズ白木店
  - (2) 所在地 広島市安佐北区白木町小越字中田 1 8 8 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 

株式会社ユアーズ  
代表取締役 松本 淳  
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和 5 年 3 月 1 日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和 5 年 3 月 1 日
- 5 届出年月日  
令和 5 年 3 月 2 7 日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所市民部市政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和 5 年 3 月 3 0 日から同年 7 月 3 0 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出
 

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和 5 年 7 月 3 0 日
  - (2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第116号

令和5年3月30日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課、佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市告示第117号

令和5年3月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市大町東庭球場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市大町東庭球場
2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
3 指定の期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

広島市告示第118号

令和5年3月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区亀山二丁目の1137番1及び1137番3
2 開発面積
1,725.39㎡
3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区横川町三丁目8番6号

株式会社信和ホーム
代表取締役 和田正男

- 4 検査済証交付年月日
令和5年3月30日

広島市告示第119号

令和5年3月31日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
令和5年3月31日
2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

Table with 4 columns: 区分, 区名, 町名, 排水施設の方式. Rows include 汚水を排除, 安佐北区, 佐伯区, 大林町及び亀山南二丁目の各一部, 五日市町大字石内の一部, 分流.

広島市告示第120号

令和5年3月31日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和5年3月31日
2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

Table with 3 columns: 区名, 町名, 終末処理場の位置及び名称. Rows include 安佐北区, 佐伯区, 大林町及び亀山南二丁目の各一部, 五日市町大字石内の一部, 位置: 広島市西区扇一丁目1番1号, 名称: 広島市西部水資源再生センター.

広島市告示第121号

令和 5 年 3 月 3 1 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 5 5 年農林水産省令第 3 4 号）第 1 7 条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、東区市民部地域起こし推進課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第 1 2 2 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 3 条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第 1 1 5 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 1 2 3 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 1 2 4 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 1 2 5 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出が

あったので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 1 2 6 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 1 2 7 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 2 5 トンである道路を次のとおり指定する。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定する道路の路線及び区間
次表のとおり

Table with 3 columns: 道路の種類, 路線名, 区間. Row 1: 市道, 南 1 区 1 0 4 号線, 南区南蟹屋二丁目 6 6 1 番地 1 2 地先から 南区西蟹屋四丁目 8 4 6 番地 8 地先まで

- 2 指定する期日 令和 5 年 4 月 1 日

広島市告示第 1 2 8 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、広島市と次の市町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を添付のとおり変更したので、同法第 2 5 2 条の 2 第 2 項の規定により、連携協約の変更の経緯及び変更を必要とした理由並びにその概要を付して告示します。

広島市長 松 井 一 實

連携協約を変更した市町

東広島市、廿日市市、山県郡安芸太田町及び山県郡北広島町
添付のとおり 略

広島市告示第 1 2 9 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）として、次のとおり認定します。

広島市長 松井一實

1 特定病院

Table with 3 columns: 病院名, 所在地, 特例措置を採る特定医師の数. Rows include 広島第一病院, 草津病院, 瀬野川病院.

2 認定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

広島市告示第130号
令和5年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定による応急入院指定病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井一實

1 応急入院指定病院

Table with 3 columns: 病院名, 所在地, 応急入院者等に対する診療応需態勢及び病床を確保する日. Rows include 広島第一病院, 草津病院, 瀬野川病院.

2 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

広島市告示第131号
令和5年3月31日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

Table with 3 columns: 駐車場名, 区画数, 休止する期間. Row includes 広島市市営富士見町第六駐車場.

2 休止する理由

当該施設の機器改修工事のため。

広島市告示第132号
令和5年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井一實

1 特例措置を採ることができる精神科病院

Table with 3 columns: 病院名, 所在地, 特例措置を採る特定医師の数. Rows include 広島第一病院, 草津病院, 瀬野川病院.

2 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

広島市告示（中区）第16号
令和5年3月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月3日から同年3月17日まで広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員(m), 敷地の延長(m). Rows include 市道 中2区61号線, 市道 中2区69号線.

広島市告示（中区）第17号
令和5年3月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法

律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 3 日から同年 3 月 17 日まで広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名                 | 供用開始区間                                                   | 供用開始の期日        |
|-------|---------------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 市道    | 中 2 区<br>6 1 号<br>線 | 中区吉島東二丁目 5 1 4 番地 7 5 地先から<br>中区吉島東二丁目 5 1 4 番地 7 4 地先まで | 令和 5 年 3 月 3 日 |
| 市道    | 中 2 区<br>6 9 号<br>線 | 中区吉島東二丁目 5 1 4 番地 7 7 地先から<br>中区吉島東二丁目 5 1 4 番地 7 7 地先まで | 令和 5 年 3 月 3 日 |



広島市告示 (中区) 第 18 号

令和 5 年 3 月 3 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 5 年 2 月 27 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略



広島市告示 (中区) 第 19 号

令和 5 年 3 月 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示 (中区) 第 20 号

令和 5 年 3 月 10 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 5 年 3 月 3 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略



広島市告示 (中区) 第 21 号

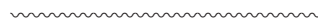
令和 5 年 3 月 10 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示 (中区) 第 22 号

令和 5 年 3 月 14 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 14 日から同年 3 月 28 日まで広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名                 | 変更区間                                 | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|---------------------|--------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市道    | 中 1 区<br>8 6 号<br>線 | 中区基町 1 番地 4 地先から<br>中区基町 1 番地 4 地先まで | 旧   | メートル<br>6.30<br>～<br>10.33 | メートル<br>11.32 |
|       |                     |                                      | 新   | メートル<br>6.30<br>～<br>8.90  | メートル<br>11.32 |



広島市告示 (中区) 第 23 号

令和 5 年 3 月 17 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示 (中区) 第 24 号

令和 5 年 3 月 27 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 5 年 3 月 17 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第25号

令和5年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第26号

令和5年3月28日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

会長 永野 正雄

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(中区)第27号

令和5年3月28日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区吉島東一丁目22番2号

一般社団法人福祉キャリアセンター

代表理事 岡田 敬之

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(中区)第28号

令和5年3月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第16号

令和5年3月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第17号

令和5年3月9日

次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

1 変更する区域

東区矢賀新町四丁目

2 変更の内容

別図のとおり

3 変更年月日

令和5年3月9日

別図略

広島市告示(東区)第18号

令和5年3月13日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和5年3月13日から同月27日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等    | 所在(起点及び終点)                   |
|----|-----|---------|------------------------------|
| 里道 | 新   | 東3区1号里道 | 中山新町一丁目349番7地先から同所341番33地先まで |
|    | 旧   | 東3区1号里道 | 中山新町一丁目349番7地先から同所341番32地先まで |

広島市告示(東区)第19号

令和 5 年 3 月 15 日

広島駅北口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車については、令和 5 年 3 月 6 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第 20 号

令和 5 年 3 月 15 日

天神川駅北第一自転車等駐車場及び天神川駅北第二自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和 5 年 3 月 10 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第 21 号

令和 5 年 3 月 15 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第 22 号

令和 5 年 3 月 20 日

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第 13 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 3 月 20 日
- 3 道路の位置 広島市東区戸坂出江一丁目 1480 番 1 の一部
- 4 幅員 4.10 メートル
- 5 延長 34.98 メートル

広島市告示(南区)第 24 号

令和 5 年 3 月 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第 25 号

令和 5 年 3 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第 26 号

令和 5 年 3 月 7 日

広島駅南口第三 A 駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 5 年 3 月 6 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第 27 号

令和 5 年 3 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第 28 号

令和 5 年 3 月 9 日

稲荷町駐輪場 A に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 5 年 3 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第 29 号

令和 5 年 3 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 60 年広島市条例第 98 号)第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。



広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第30号

令和5年3月13日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年3月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第31号

令和5年3月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第32号

令和5年3月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第33号

令和5年3月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第34号

令和5年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第35号

令和5年3月27日

広島駅南口第三A駐輪場及び広島駅南口第三B駐輪場に、長期

間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年3月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第36号

令和5年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第13号

令和5年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第14号

令和5年3月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について下記のとおり認定しましたので、同条第6項の規定に基づき告示します。

この関係図書は、西区役所建築部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 対象区域の位置 広島市西区福島町二丁目の9番1、9番2及び43番
- 2 認定番号 第R04認定通知広島市建40003号
- 3 認定年月日 令和5年3月7日

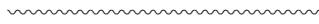
広島市告示(西区)第15号

令和5年3月7日

広島市屋外広告物条例第15条の規定により別紙の広告物を除却し、保管したので、同条例第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



**広島市告示（西区）第 16 号**  
令和 5 年 3 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略



**広島市告示（西区）第 17 号**  
令和 5 年 3 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略



**広島市告示（西区）第 18 号**  
令和 5 年 3 月 10 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 10 日から同年 3 月 27 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名                  | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員                   | 敷地の延長       |
|-------|----------------------|----------------------------------------------|-----|-------------------------|-------------|
| 市道    | 西 4 区<br>3 6 0<br>号線 | 山田町 3 4 番 1 1 6 地先から<br>山田町 3 4 番 1 1 6 地先まで | 旧   | メートル<br>5.3<br>～<br>5.4 | メートル<br>9.2 |
|       |                      |                                              | 新   | メートル<br>4.9<br>～<br>5.1 | メートル<br>9.2 |

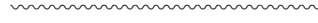


**広島市告示（西区）第 19 号**  
令和 5 年 3 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略



**広島市告示（西区）第 20 号**  
令和 5 年 3 月 16 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略



**広島市告示（西区）第 21 号**  
令和 5 年 3 月 22 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略



**広島市告示（西区）第 22 号**  
令和 5 年 3 月 22 日

路線名等を定める法定外公共物を次のとおり廃止しますので、告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 22 日から同年 4 月 6 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 区分 | 路線名等            | 所在（起点及び終点）                             |
|----|-----------------|----------------------------------------|
| 里道 | 西 5 区 1 0 6 号里道 | 井口四丁目乙 6 3 番地先から<br>井口四丁目 6 5 番 1 地先まで |



**広島市告示（西区）第 23 号**  
令和 5 年 3 月 24 日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次の通り告示します。

広島市  
広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名    | 区間                                               |
|-------|--------|--------------------------------------------------|
| 主要地方道 | 東海田広島線 | 広島市西区楠木町一丁目 10 番地先から<br>広島市西区横川町三丁目 12 番地先までの上下線 |



広島市告示(西区)第24号

令和5年3月24日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月24日から同年4月7日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                      | 旧新別 | 敷地の幅員                        | 敷地の延長         |
|-------|----------|-------------------------------------------|-----|------------------------------|---------------|
| 市道    | 西3区109号線 | 西区己斐中一丁目335番地2地先から<br>西区己斐本町一丁目332番地1地先まで | 旧   | メートル<br>3.79<br>～<br>3.90    | メートル<br>78.54 |
|       |          |                                           | 新   | メートル<br>30.64<br>～<br>101.50 | メートル<br>78.54 |

広島市告示(西区)第25号

令和5年3月24日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月24日から同年4月7日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                    | 供用開始の期日   |
|-------|----------|-------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 西3区109号線 | 西区己斐中一丁目335番地2地先から<br>西区己斐本町一丁目332番地1地先まで | 令和5年3月24日 |

広島市告示(西区)第26号

令和5年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(安佐南区)第20号

令和5年3月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第27号
- 2 指定年月日 令和5年3月1日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区中須一丁目の738番7、738番8、748番3、749番6、817番5、817番6、817番8、817番9、817番10、749番7の一部及び817番5地先市道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル～5.28メートル  
延長 34.90メートル

広島市告示(安佐南区)第21号

令和5年3月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月2日から同月16日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                         | 供用開始の期日  |
|-------|-----------|----------------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐南2区川の内線 | 安佐南区東野三丁目1461番地2地先から<br>安佐南区東野三丁目1464番地2地先まで | 令和5年3月2日 |

広島市告示(安佐南区)第22号

令和5年3月2日

長期間駐車されていた自転車等については、令和5年2月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第23号

令和5年3月15日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和5年3月15日から同月29日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)               |
|----|-----|--------------|--------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南2区1221号里道 | 大町西一丁目223番地先から同所223番地先まで |
|    | 新   |              | 大町西一丁目223番地先から同所223番地先まで |

広島市告示（安佐南区）第 2 4 号

令和 5 年 3 月 1 5 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 3 月 1 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐南区）第 2 5 号

令和 5 年 3 月 1 6 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 1 6 日から同月 3 0 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名               | 変更区間                      | 新旧別 | 幅員 (m)      | 延長 (m) |
|-------|-------------------|---------------------------|-----|-------------|--------|
| 市道    | 安佐南 3 区 3 5 7 号 線 | 安佐南区山本五丁目 3 3 7 番地 1 地先から | 旧   | 2.63 ~ 5.51 | 27.14  |
|       |                   | 安佐南区山本五丁目 3 3 7 番地 1 地先まで | 新   | 2.63 ~ 7.34 | 27.14  |

広島市告示（安佐南区）第 2 6 号

令和 5 年 3 月 1 6 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 1 6 日から同月 3 0 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名               | 供用開始区間                                                 | 供用開始の期日          |
|-------|-------------------|--------------------------------------------------------|------------------|
| 市道    | 安佐南 3 区 3 5 7 号 線 | 安佐南区山本五丁目 3 3 7 番地 1 地先から<br>安佐南区山本五丁目 3 3 7 番地 1 地先まで | 令和 5 年 3 月 1 6 日 |

広島市告示（安佐南区）第 2 7 号

令和 5 年 3 月 2 0 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 2 0 日から同年 4 月 3 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等          | 所在（起点及び終点）                                |
|----|---------------|-------------------------------------------|
| 里道 | 安佐南 3 区 4 号里道 | 祇園八丁目 9 2 2 番 1 地先から<br>同所 9 2 2 番 1 地先まで |

広島市告示（安佐南区）第 2 8 号

令和 5 年 3 月 2 2 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 2 8 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 3 月 2 2 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目の 8 1 6 番 1 の一部及び 8 1 6 番 3 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4. 2 4 メートル  
延長 3 3. 5 5 メートル

広島市告示（安佐南区）第 2 9 号

令和 5 年 3 月 2 3 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 2 3 日から同年 4 月 6 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等              | 所在（起点及び終点）                                |
|----|-----|-------------------|-------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南 3 区 7 2 5 号里道 | 西原四丁目 7 4 8 番 5 地先から<br>同所 7 6 8 番 4 地先まで |
|    | 新   |                   | 西原四丁目 7 7 0 番 1 地先から<br>同所 7 6 8 番 4 地先まで |
| 里道 | 旧   | 安佐南 3 区 7 3 7 号里道 | 西原四丁目 7 3 9 番 1 地先から<br>同所 7 4 9 番地先まで    |
|    | 新   |                   | 西原四丁目 7 3 9 番 1 地先から<br>同所 7 4 8 番 5 地先まで |

広島市告示（安佐南区）第 3 0 号

令和 5 年 3 月 2 7 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 2 7 日から同年 4 月 1 0 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                |
|----|-----|--------------|---------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南2区1439号里道 | 古市三丁目166番5地先から同所182番2地先まで |
|    | 新   | 安佐南2区1447号里道 |                           |
| 里道 | 旧   | 安佐南2区1439号里道 | 高取北一丁目115番38              |
|    | 新   | 安佐南2区1448号里道 |                           |

広島市告示(安佐南区)第31号

令和5年3月29日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月29日から同年4月12日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m) |
|-------|------------|---------------------|-----|---------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区318号線 | 安佐南区山本七丁目599番地1地先から | 旧   | 3.20<br>~<br>27.50  | 53.00 |
|       |            | 安佐南区山本七丁目599番地1地先まで | 新   | 10.20<br>~<br>29.00 |       |

広島市告示(安佐南区)第32号

令和5年3月29日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月29日から同年4月12日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日   |
|-------|------------|--------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐南3区318号線 | 安佐南区山本七丁目599番地1地先から<br>安佐南区山本七丁目599番地1地先まで | 令和5年3月29日 |

広島市告示(安佐南区)第33号

令和5年3月30日

長期間駐車されていた自転車等については、令和5年3月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第10号

令和5年3月1日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和5年2月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第11号

令和5年3月10日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 指定番号 第11号
2. 指定年月日 令和5年3月10日
3. 道路の位置 広島市安佐北区深川一丁目の186番5の一部及び186番6
4. 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 22.07メートル

広島市告示(安佐北区)第12号

令和5年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月16日から同月30日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区94号線 | 安佐北区口田南五丁目471番地1地先から安佐北区口田南五丁目499番地1地先まで | 旧   | 4.50<br>~<br>6.40 | 28.00    |
|       |           |                                          | 新   | 4.50<br>~<br>6.40 |          |

広島市告示(安佐北区)第13号

令和5年3月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年

律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月16日から同月30日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北2区94号線 | 安佐北区口田南五丁目471番地1地先から<br>安佐北区口田南五丁目499番地1地先まで | 令和5年3月16日 |

広島市告示(安佐北区)第14号

令和5年3月20日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和5年3月20日から同年4月3日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                         |
|----|--------------|------------------------------------|
| 里道 | 安佐北2区1562号里道 | 小河原町10084番1地先から<br>小河原町10084番3地先まで |

広島市告示(安佐北区)第15号

令和5年3月23日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 指定番号 第12号
2. 指定年月日 令和5年3月23日
3. 道路の位置 広島市安佐北区深川三丁目の135番1の一部及び142番4の一部
4. 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 34.57メートル

広島市告示(安佐北区)第16号

令和5年3月29日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和5年3月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第17号

令和5年3月29日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月29日から同年4月12日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|------|----------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 国道    | 191号 | 安佐北区亀山五丁目1447番地1地先から<br>安佐北区亀山五丁目1373番地2地先まで | 旧   | 9.20               | 56.50    |
|       |      |                                              | 新   | 9.20<br>~<br>13.00 | 56.50    |
| 国道    | 191号 | 安佐北区亀山五丁目1375番地1地先から<br>安佐北区亀山五丁目1383番地2地先まで | 旧   | 9.20               | 50.00    |
|       |      |                                              | 新   | 9.20<br>~<br>15.00 | 50.00    |

広島市告示(安佐北区)第18号

令和5年3月29日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月29日から同年4月12日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始区間                                       | 供用開始の期日   |
|-------|------|----------------------------------------------|-----------|
| 国道    | 191号 | 安佐北区亀山五丁目1447番地1地先から<br>安佐北区亀山五丁目1373番地2地先まで | 令和5年3月29日 |
| 国道    | 191号 | 安佐北区亀山五丁目1375番地1地先から<br>安佐北区亀山五丁目1383番地2地先まで | 令和5年3月29日 |

広島市告示(安佐北区)第19号

令和5年3月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月30日から同年4月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                    | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|-----------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区103号線 | 安佐北区亀山一丁目850番地2地先から安佐北区亀山一丁目815番地1地先まで  | 旧   | 5.00               | 291.58   |
|       |            |                                         | 新   | 5.00<br>～<br>25.00 | 291.58   |
| 市道    | 安佐北3区887号線 | 安佐北区亀山一丁目748番地2地先から安佐北区亀山一丁目750番地20地先まで | 旧   | 4.20<br>～<br>9.00  | 95.619   |
|       |            |                                         | 新   | 9.00<br>～<br>24.00 | 95.619   |

広島市告示(安佐北区)第20号

令和5年3月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月30日から同年4月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                  | 供用開始の期日   |
|-------|------------|-----------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北3区103号線 | 安佐北区亀山一丁目850番地2地先から安佐北区亀山一丁目815番地1地先まで  | 令和5年3月30日 |
| 市道    | 安佐北3区887号線 | 安佐北区亀山一丁目748番地2地先から安佐北区亀山一丁目750番地20地先まで | 令和5年3月30日 |

広島市告示(安芸区)第14号

令和5年3月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第15号

令和5年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第16号

令和5年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第17号

令和5年3月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第18号

令和5年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第19号

令和5年3月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第20号

令和5年3月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年3月6日から同月20日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                                          | 供用開始の期日         |
|-------|------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------|
| 市道    | 安芸 1 区上瀬野線 | 安芸区上瀬野町字大元谷山 10001 番地 73 地先から<br>安芸区上瀬野町字瀬野越山 10619 番地 410 地先まで | 令和 5 年 3 月 19 日 |

広島市告示 (安芸区) 第 21 号

令和 5 年 3 月 14 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 4 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 3 月 14 日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野三丁目の 1523 番 9 の一部及び 1523 番 9 地先里道
- 4 幅員 6.00 ~ 8.48 メートル
- 5 延長 8.73 メートル

広島市告示 (安芸区) 第 22 号

令和 5 年 3 月 20 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 5 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 3 月 20 日
- 3 道路の位置 広島市安芸区船越南三丁目の 2345 番 9、2344 番 1 の一部及び 2344 番 1、2345 番 9 地先里道の一部
- 4 幅員 4.61 メートル
- 5 延長 8.86 メートル

広島市告示 (安芸区) 第 23 号

令和 5 年 3 月 22 日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 22 日から同年 4 月 5 日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名          | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日         |
|-------|--------------|--------------------------------------------------|-----------------|
| 市道    | 安芸 1 区 378 線 | 安芸区瀬野一丁目 841 番地 7 先から<br>安芸区瀬野一丁目 841 番地 15 地先まで | 令和 5 年 3 月 24 日 |

広島市告示 (佐伯区) 第 18 号

令和 5 年 3 月 2 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 2 日から同月 16 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 路線の種類 | 路線名         | 変更区間                                              | 旧新別 | 敷地の幅員               | 敷地の延長           |
|-------|-------------|---------------------------------------------------|-----|---------------------|-----------------|
| 県道    | 主要地方道五日市筒賀線 | 佐伯区三宅三丁目 979 番地 8 地先から<br>佐伯区千同二丁目 2208 番地 1 地先まで | 旧   | メートル<br>7.8 ~ 28.0  | メートル<br>1,151.8 |
|       |             |                                                   | 新   | メートル<br>7.8 ~ 28.0  | メートル<br>1,151.8 |
|       |             |                                                   | 新   | メートル<br>16.0 ~ 48.0 | メートル<br>1,473.6 |

広島市告示 (佐伯区) 第 19 号

令和 5 年 3 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (佐伯区) 第 20 号

令和 5 年 3 月 10 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 5 年 3 月 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略



広島市告示(佐伯区)第21号

令和5年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第22号

令和5年3月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第23号

令和5年3月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第24号

令和5年3月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第25号

令和5年3月29日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年3月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略



公 告

令和5年3月3日

令和5年5月28日執行の広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員の選挙に使用する選挙人名簿を土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、この選挙人名簿に異議のある者は、縦覧期間中に限り文書をもって異議の申出をすることができます。

広島市長 松井一實

- 1 縦覧期間 令和5年3月31日から令和5年4月13日まで
- 2 縦覧場所 広島市南区青崎一丁目15番24号  
広島市都市整備局青崎地区区画整理事務所
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

公 告

令和5年3月3日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定に基づく同法施行令(昭和30年政令第47号)第19条の規定により、広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員の選挙期日を、次のとおり定めます。

広島市長 松井一實

- 1 選挙期日 令和5年5月28日(日)

公 告

令和5年3月17日

広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 土地区画整理事業の名称  
広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
広島市
- 3 事務所の所在地  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所
- 4 事業計画の決定年月日  
平成14年12月6日

- 5 事業計画変更の年月日  
令和 5 年 3 月 17 日
- 6 事業の施行期間  
平成 14 年 12 月 6 日から令和 16 年 3 月 31 日まで（清算期間を含む）
- 7 施行地区  
広島市南区の堀越一丁目、東青崎町、青崎一丁目及び青崎二丁目の各一部

**選管告示**

**広島市選挙管理委員会告示第 1 号**

令和 5 年 3 月 2 日

令和 5 年 3 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び第 75 条第 1 項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第 5 条第 1 項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

19,609 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項（議会の解散の請求）、第 81 条第 1 項（市長の解職の請求）及び第 86 条第 1 項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

222,551 人

- 3 地方自治法第 80 条第 1 項（議員の解職の請求）及び地方自治法第 86 条第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

|      |          |
|------|----------|
| 中 区  | 38,343 人 |
| 東 区  | 32,711 人 |
| 南 区  | 39,166 人 |
| 西 区  | 51,639 人 |
| 安佐南区 | 65,459 人 |
| 安佐北区 | 39,481 人 |
| 安芸区  | 21,357 人 |
| 佐伯区  | 38,649 人 |

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第 5 条第 1 項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

163,401 人

**広島市選挙管理委員会告示第 2 号**

令和 5 年 3 月 2 日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

**広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程**

広島市公職選挙事務取扱規程（昭和 55 年広島市選挙管理委員会告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「広島市議会議員選挙及び広島市長選挙」を「広島市議会議員及び広島市長の選挙」に改める。

第 9 条第 1 項中「以下「候補者等」という。」を削り、「当該候補者等」を「これらの者」に改め、「（以下「後援団体」という。）」を削る。

第 2 章第 1 節第 5 款及び第 6 款の款名中「広島市議会議員選挙及び広島市長選挙」を「広島市議会議員及び広島市長の選挙」に改める。

第 138 条第 1 項中「個人演説会等」を「個人演説会、政党演説会又は政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）の」に、「候補者等」を「当該申出に係る候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等（以下「候補者等」という。）」に改める。

第 156 条中「第 13 号」の右に「。以下この条において「選挙運動等に関する規程」という。」を、「第 1 項の」の右に「くじを行う日時及び場所の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 選挙運動等に関する規程第 56 条の規定により読み替えて準用される同規程第 54 条第 1 項の立会があるとき、その者は前項のくじを引くことができる。

別記目次中「第 116 号様式 ポスター掲示場の設置場所の告示」を「第 116 号様式広島市議会議員及び広島市長の選挙以外の選挙におけるポスター掲示場の設置場所の告示」に、「第 118 号様式 広島市議会議員及び広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所の告示」を「第 118 号様式 広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置場所の告示」に改める。

別記第 18 号様式その 2 備考 1 中「「選挙時登録者数」」を「選挙時登録者数（C）欄」に改め、同様式その 2 備考 2 中「「今回定時登録者数」」を「今回定時登録者数（F）欄」に改める。

別記第 22 号様式その 1、同様式その 2 及び同様式その 3 に備







○で囲むこと。

別記第140号様式その1中「費用負担区分（個人演説会開催の場合に限る。）」を「費用負担区分」に改め、同様式備考3の次に次のように加える。

4 費用負担区分欄は、個人演説会開催の場合に限り該当事項を○で囲むこと。

別記第140号様式その2中「費用負担区分（個人演説会開催の場合に限る。）」を「費用負担区分」に改め、同様式備考4の次に次のように加える。

5 費用負担区分欄は、個人演説会開催の場合に限り該当事項を○で囲むこと。

別記第145号様式中「費用負担区分（個人演説会開催の場合に限る。）」を「費用負担区分」に改め、同様式備考2中「「費用負担区分」欄は、」を「費用負担区分欄は、個人演説会開催の場合に限り」に改め、同様式備考3中「「弁士控室の使用の有無」」を「弁士控室の使用の有無」に改め、同様式備考4中「「摘要」」を「摘要」に改め、同様式備考5中「「摘要」欄になるべく」を「摘要欄に」に改める。

別記第146号様式中「（別紙）」を「別紙」に、  
「1 学校 講堂、教室、応接室、何々」を  
「2 公会堂（寺院、幼稚園）本館、本堂、何々」を  
「1 学校 講堂、教室、応接室、何々」に、  
「2 公会堂（寺院、幼稚園） 本館、本堂、何々」に、  
「（施設図）」を「施設図」に改め、「必ず」を削る。

別記第152号様式中「第156条」を「第156条第1項」に改める。

別記第153号様式備考1及び別記第154号様式備考2中「「候補者氏名」」を「候補者氏名欄」に改める。

別記第155号様式備考1中「「職務代行をするに至った理由」」を「職務代行をするに至った理由欄」に改め、同様式備考2中「「候補者氏名」」を「候補者氏名欄」に改める。

別記第156号様式備考1中「「候補者氏名」」を「候補者氏名欄」に改める。

**附 則**

この規程は、告示の日から施行する。

**広島市選挙管理委員会告示第3号**

令和5年3月2日

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

**広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部を改正する規程**

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成1

4年広島市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

6 条例第4条第3項の場合において、当該立ち会う者は、当該くじを引くことができる。

**附 則**

この規程は、告示の日から施行する。

**広島市選挙管理委員会告示第4号**

令和5年3月2日

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

**広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程**

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成30年広島市選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

7 条例第4条第3項の場合において、当該立ち会う者は、当該くじを引くことができる。

**附 則**

この規程は、告示の日から施行する。

**広島市選挙管理委員会告示第5号**

令和5年3月25日

広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

**広島市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程**

広島市選挙管理委員会規程（昭和55年選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

第29条中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）」を「広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）」に改める。

別表第1「専ら広報を担当する主査」項中「企画総務局区政課区政係及び戸籍・住民係の主査」を「企画総務局区政課区政係の主査並びに戸籍・住民係の係長及び主査」に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**広島市選挙管理委員会告示第6号**

令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選

挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和5年3月26日からとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第7号

令和5年3月25日

令和5年3月25日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,612人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,572人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|       |         |
|-------|---------|
| 中 区   | 38,327人 |
| 東 区   | 32,707人 |
| 南 区   | 39,199人 |
| 西 区   | 51,652人 |
| 安佐南区  | 65,489人 |
| 安佐北区  | 39,497人 |
| 安 芸 区 | 21,349人 |
| 佐 伯 区 | 38,640人 |

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,429人

広島市選挙管理委員会告示第8号

令和5年3月25日

広島市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島市区選挙管理委員会規程（昭和55年選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第30条中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）」を「広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

広島市選挙管理委員会告示第9号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり選任します。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第10号

令和5年3月26日

令和5年4月9日の広島市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

21,364,000円

広島市選挙管理委員会告示第11号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市役所北庁舎 4階 選挙管理委員会

2 日時 令和5年4月10日 午前10時開始

広島市選挙管理委員会告示第12号  
令和5年3月26日

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年広島市条例第1号）第4条第2項の規定により、令和5年4月9日執行の広島市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

- 1 くじを行う場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市役所本庁舎 9階 第1会議室
- 2 くじを行う日時 令和5年3月26日 午後5時20分開  
始

広島市選挙管理委員会告示第13号  
令和5年3月30日

令和5年4月9日執行予定の広島市議会議員一般選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和5年3月31日からとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第14号  
令和5年3月30日

令和5年3月30日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,609人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,556人

- 3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中 区 38,317人
- 東 区 32,704人
- 南 区 39,193人
- 西 区 51,650人
- 安佐南区 65,490人
- 安佐北区 39,490人
- 安芸区 21,345人
- 佐伯区 38,629人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,408人

広島市選挙管理委員会告示第15号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國 則 昭

| 選挙区     | 金額         |
|---------|------------|
| 中 区     | 6,554,700円 |
| 東 区     | 6,414,500円 |
| 南 区     | 6,202,800円 |
| 西 区     | 6,265,300円 |
| 安 佐 南 区 | 6,361,300円 |
| 安 佐 北 区 | 6,642,000円 |
| 安 芸 区   | 6,085,300円 |
| 佐 伯 区   | 6,577,900円 |

広島市選挙管理委員会告示第16号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり選任します。



別紙 略

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第17号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、別紙のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第18号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会の事務とは併せて行いません。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第19号

令和5年3月31日

広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成30年広島市条例第42号）第4条第2項の規定により、令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、別紙のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第3号

令和5年3月1日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和5年3月2日から令和5年4月9日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和5年4月10日から行う。

広島市中区選挙管理委員会告示第4号

令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第5号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介

| 期日前投票所<br>開設場所      | 所在地                       | 期間                                        |
|---------------------|---------------------------|-------------------------------------------|
| 広島市中区役所<br>3階 第6会議室 | 広島市中区国泰<br>寺町一丁目4番<br>21号 | 令和5年3月27日から<br>同年4月8日まで                   |
| 広島駅南口地下広<br>場       | 広島市南区松原<br>町9番地先          | 令和5年4月6日から<br>同月8日まで<br>午前10時から午後8時<br>まで |

広島市中区選挙管理委員会告示第6号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年法律第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第7号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭

和 25 年法律第 100 号) 第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

広島市長選挙

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所 2 階 第 1 会議室
- 2 日時 令和 5 年 3 月 26 日 午後 5 時 30 分

ただし、公職選挙法第 86 条の 4 第 6 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所 2 階 第 1 会議室
- (2) 日時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 30 分

広島市中区選挙管理委員会告示第 8 号  
令和 5 年 3 月 26 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所 2 階 第 1 会議室
- (2) 日時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 5 時 40 分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号  
広島市立広島みらい創生高等学校 体育館
- (2) 日時 令和 5 年 4 月 9 日 午後 8 時 30 分

広島市中区選挙管理委員会告示第 9 号  
令和 5 年 3 月 30 日

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和 57 年広島県条例第 25 号) 第 1 条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和 57 年条例第 60 号) 第 1 条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 10 号  
令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 39 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 11 号  
令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

| 期日前投票所<br>開設場所         | 所在地                    | 期間                                                    |
|------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------|
| 広島市中区役所<br>3 階 第 6 会議室 | 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 | 令和 5 年 4 月 1 日から<br>同年 4 月 8 日まで                      |
| 広島駅南口地下広<br>場          | 広島市南区松原町 9 番地先         | 令和 5 年 4 月 6 日から<br>同月 8 日まで<br>午前 10 時から午後 8 時<br>まで |

広島市中区選挙管理委員会告示第 12 号  
令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号) 第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第 13 号  
令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会

議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第14号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 令和5年3月31日 午後6時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後6時20分

広島市中区選挙管理委員会告示第15号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

- 1 場所 広島市中区大手町四丁目4番4号

- 2 日時 広島市立広島みらい創生高等学校 体育館  
令和5年4月9日 午後9時20分開場

広島市中区選挙管理委員会告示第16号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

次のとおり 略

広島市中区選挙管理委員会告示第17号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

広島県議会議員一般選挙

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後5時20分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市中区大手町四丁目4番4号  
広島市立広島みらい創生高等学校 体育館
- (2) 日時 令和5年4月9日 午後8時40分

広島市議会議員一般選挙

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後5時30分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市中区大手町四丁目4番4号

広島市立広島みらい創生高等学校 体育館

(2) 日時 令和5年4月9日 午後8時50分

広島市東区選挙管理委員会告示第1号

令和5年3月1日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和5年3月2日から令和5年4月9日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和5年4月10日から行う。

広島市東区選挙管理委員会告示第2号

令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第3号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

| 期日前投票所<br>開設場所    | 所在地             | 期間                                      |
|-------------------|-----------------|-----------------------------------------|
| 広島市東区役所3階第4・第5会議室 | 広島市東区東蟹屋町9番38号  | 令和5年3月27日から<br>同年4月 8日まで                |
| 広島市東区役所<br>温品出張所  | 広島市東区温品五丁目1番18号 | 令和5年3月27日から<br>同年4月 8日まで                |
| 広島駅南口地下広場         | 広島市南区松原町9番地先    | 令和5年4月 6日から<br>同月 8日まで<br>午前10時から午後8時まで |

広島市東区選挙管理委員会告示第4号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第5号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日時 令和5年3月26日 午後5時30分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後6時30分

広島市東区選挙管理委員会告示第6号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

- 1 候補者からの届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ  
(1) 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室  
(2) 日時 令和5年4月6日 午後5時40分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上と

なったときのくじ

- (1) 場所 広島市東区光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- (2) 日時 令和5年4月9日 午後8時30分

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第7号**  
令和5年3月30日

令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第8号**  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第9号**  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第10号**  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

- 1 場所 広島市東区光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時20分開始

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第11号**  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

次のとおり 略

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第12号**  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

| 期日前投票所<br>開設場所    | 所在地             | 期間                                    |
|-------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 広島市東区役所3階第4・第5会議室 | 広島市東区東蟹屋町9番38号  | 令和5年4月1日から<br>同月8日まで                  |
| 広島市東区役所温品出張所      | 広島市東区温品五丁目1番18号 | 令和5年4月1日から<br>同月8日まで                  |
| 広島駅南口地下広場         | 広島市南区松原町9番地先    | 令和5年4月6日から<br>同月8日まで<br>午前10時から午後8時まで |

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第13号**  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第14号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。  
(1) 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室  
(2) 日時 令和5年4月6日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日時 令和5年3月31日 午後6時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。  
(1) 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室  
(2) 日時 令和5年4月6日 午後6時20分

広島市東区選挙管理委員会告示第15号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

広島県議会議員一般選挙

- 1 候補者からの届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ  
(1) 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室

- (2) 日時 令和5年4月6日 午後5時20分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- (2) 日時 令和5年4月9日 午後8時40分

広島市議会議員一般選挙

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ  
(1) 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後5時30分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ  
(1) 場所 広島市光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- (2) 日時 令和5年4月9日 午後8時50分

広島市南区選挙管理委員会告示第2号

令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第3号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所4階 4-1、4-2、4-3会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先

広島市南区選挙管理委員会告示第4号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第5号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室
- 2 日 時 令和5年3月26日 午後5時30分

ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室
- (2) 日 時 令和5年4月6日 午後6時30分

広島市南区選挙管理委員会告示第6号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室
- (2) 日 時 令和5年4月6日 午後5時40分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場 所 広島市南区東本浦町1番18号  
広島市立広島工業高等学校 体育館
- (2) 日 時 令和5年4月9日 午後8時30分

広島市南区選挙管理委員会告示第7号

令和5年3月30日

令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第8号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第9号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所4階 4-1、4-2、4-3会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先

広島市南区選挙管理委員会告示第10号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

- 1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前 6 時 0 0 分	午後 6 時 0 0 分

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後 6 時 0 0 分

広島市南区選挙管理委員会告示第 11 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 12 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 13 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

広島県議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 3 階 3-1 会議室
- 2 日 時 令和 5 年 3 月 31 日 午後 5 時 20 分

ただし、公職選挙法第 86 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 3 階 3-1 会議室
  - (2) 日 時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 10 分
- 広島市議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 3 階 3-1 会議室
- 2 日 時 令和 5 年 3 月 31 日 午後 6 時 20 分

ただし、公職選挙法第 86 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 3 階 3-1 会議室
- (2) 日 時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 20 分

広島市南区選挙管理委員会告示第 14 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 63 条及び第 65 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区東本浦町 1 番 18 号  
広島市立広島工業高等学校 体育館
- 2 日 時 令和 5 年 4 月 9 日 午後 9 時 20 分開始

広島市南区選挙管理委員会告示第 15 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟

次のとおり 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 16 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲 悟



広島県議会議員一般選挙

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室

(2) 日時 令和5年4月6日 午後5時20分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場所 広島市南区東本浦町1番18号  
広島市立広島工業高等学校 体育館

(2) 日時 令和5年4月9日 午後8時40分

広島市議会議員一般選挙

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室

(2) 日時 令和5年4月6日 午後5時30分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場所 広島市南区東本浦町1番18号  
広島市立広島工業高等学校 体育館

(2) 日時 令和5年4月9日 午後8時50分

広島市西区選挙管理委員会告示第1号  
令和5年3月1日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

1 登録の移替えをしない期間

令和5年3月2日から令和5年4月9日まで

2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和5年4月10日から行う。

広島市西区選挙管理委員会告示第2号  
令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第3号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島 町二丁目2番1 号	令和5年3月27日から 同年4月8日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原 町9番地先	令和5年4月6日から 同月8日まで 午前10時から午後8時 まで

広島市西区選挙管理委員会告示第4号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第5号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 4階 研修室

2 日時 令和5年3月26日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後6時30分

広島市西区選挙管理委員会告示第6号  
令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後5時40分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市西区中広町三丁目1番41号  
広島市立中広中学校 体育館
- (2) 日時 令和5年4月9日 午後8時30分

広島市西区選挙管理委員会告示第7号  
令和5年3月30日

令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第8号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第9号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第10号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

- 1 場所 広島市西区中広町三丁目1番41号  
広島市立中広中学校 体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時20分開始

広島市西区選挙管理委員会告示第11号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、下記のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

下記のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第12号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島 町二丁目2番1 号	令和5年4月1日から 同年4月8日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原 町9番地先	令和5年4月6日から 同月8日まで 午前10時から午後8時 まで

広島市西区選挙管理委員会告示第13号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第14号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

広島県議会議員一般選挙

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室  
2 日 時 令和5年3月31日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室  
2 日 時 令和5年4月6日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室  
2 日 時 令和5年3月31日 午後6時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室

2 日 時 令和5年4月6日 午後6時20分

広島市西区選挙管理委員会告示第15号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

広島県議会議員一般選挙

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時20分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

1 場 所 広島市西区中広町三丁目1番41号  
広島市立中広中学校 体育館

2 日 時 令和5年4月9日 午後8時40分

広島市議会議員一般選挙

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室

2 日 時 令和5年4月6日 午後5時30分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

1 場 所 広島市西区中広町三丁目1番41号  
広島市立中広中学校 体育館

2 日 時 令和5年4月9日 午後8時50分

広島市西区選挙管理委員会告示第16号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の統一地方選挙における中広投票区の投票管理者を、別紙のとおり変更しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第17号

令和5年3月31日

令和 5 年 4 月 9 日執行の統一地方選挙における三篠第二投票区の投票管理者を、別紙のとおり変更しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田 武彦

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 1 号

令和 5 年 3 月 1 日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定による公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 4 月 9 日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和 5 年 4 月 10 日から行う。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 2 号

令和 5 年 3 月 25 日

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 57 年条例第 60 号）第 1 条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 3 号

令和 5 年 3 月 26 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市安佐南区役所 1 階第 2 会議室	広島市安佐南区 古市一丁目 33 番 14 号	令和 5 年 3 月 27 日から 同年 4 月 8 日まで
広島市安佐南区役所 佐東出張所	広島市安佐南区 緑井六丁目 29	令和 5 年 3 月 27 日から 同年 4 月 8 日まで

	番 28 号	
広島市安佐南区役所 祇園出張所	広島市安佐南区 祇園二丁目 48 番 7 号	令和 5 年 3 月 27 日から 同年 4 月 8 日まで
広島市安佐南区役所 沼田出張所	広島市安佐南区 伴東七丁目 64 番 8 号	令和 5 年 3 月 27 日から 同年 4 月 8 日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9 番地先	令和 5 年 4 月 6 日から 同月 8 日まで 午前 10 時から午後 8 時

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 4 号

令和 5 年 3 月 26 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 5 号

令和 5 年 3 月 26 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂
- 2 日時 令和 5 年 3 月 26 日 午後 5 時 30 分  
ただし、公職選挙法第 86 条の 4 第 6 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。  
(1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂  
(2) 日時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 30 分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 6 号

令和 5 年 3 月 26 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂

(2) 日時 令和5年4月6日 午後5時40分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館

(2) 日時 令和5年4月9日 午後8時30分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第7号

令和5年3月30日

令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第8号

令和5年3月30日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第9号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第10号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

1 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館

2 日時 令和5年4月9日 午後9時20分開始

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第11号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第12号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	令和5年4月1日から 同年4月8日まで
広島市安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号	令和5年4月1日から 同年4月8日まで
広島市安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号	令和5年4月1日から 同年4月8日まで
広島市安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号	令和5年4月1日から 同年4月8日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先	令和5年4月6日から 同月8日まで

午前 10 時から午後 8 時

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 13 号

令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 14 号

令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

広島県議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂
- 2 日時 令和 5 年 3 月 31 日 午後 5 時 20 分

ただし、公職選挙法第 86 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂
- (2) 日時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 10 分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂
- 2 日時 令和 5 年 3 月 31 日 午後 6 時 20 分

ただし、公職選挙法第 86 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂
- (2) 日時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 20 分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 15 号

令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開

票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

広島県議会議員一般選挙

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂

- (2) 日時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 5 時 20 分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市安佐南区伴東六丁目 1 番 1 号  
広島市立沼田高等学校 体育館

- (2) 日時 令和 5 年 4 月 9 日 午後 8 時 40 分

広島市議会議員一般選挙

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂

- (2) 日時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 5 時 30 分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ

- (1) 場所 広島市安佐南区伴東六丁目 1 番 1 号  
広島市立沼田高等学校 体育館

- (2) 日時 令和 5 年 4 月 9 日 午後 8 時 50 分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 16 号

令和 5 年 3 月 31 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 号

令和 5 年 3 月 1 日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和 4 年政令第 352 号）第 1 条の規定による公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただ

し書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和5年3月2日から令和5年4月9日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和5年4月10日から行う。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第2号  
令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第3号  
令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号	令和5年3月27日から 同年4月8日まで
広島市安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	令和5年3月27日から 同年4月8日まで
広島市安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号	令和5年3月27日から 同年4月8日まで
広島市安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1	令和5年3月27日から 同年4月8日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先	令和5年4月6日から 同月8日まで 午前10時から午後8時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第4号  
令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第5号  
令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 3階 入札室
  - 2 日時 令和5年3月26日 午後5時30分
- ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 3階 入札室
- 2 日時 令和5年4月6日 午後6時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第6号  
令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
  - (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 3階 入札室
  - (2) 日時 令和5年4月6日 午後5時40分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ
  - (1) 場所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号  
広島市立広島中等教育学校 体育館

(2) 日 時 令和 5 年 4 月 9 日 午後 8 時 3 0 分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 7 号  
令和 5 年 3 月 3 0 日

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 5 7 年広島県条例第 2 5 号）第 1 条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 5 7 年条例第 6 0 号）第 1 条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 8 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 9 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市安佐北区役所 1 階第 1 会議室	広島市安佐北区 可部四丁目 1 3 番 1 3 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 4 月 8 日まで
広島市安佐北区役所 白木出張所	広島市安佐北区 白木町大字秋山 2 3 9 1 番地の 4	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 4 月 8 日まで
広島市安佐北区役所 高陽出張所	広島市安佐北区 深川五丁目 1 3 番 7 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 4 月 8 日まで
広島市安佐北区役所 安佐出張所 仮設投票所	広島市安佐北区 安佐町大字飯室 3 0 5 2 番地の 1	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 4 月 8 日まで
		令和 5 年 4 月 6 日から

広島駅南口地下広 場	広島市南区松原 町 9 番地先	同月 8 日まで 午前 1 0 時から午後 8 時 まで
---------------	--------------------	------------------------------------

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 0 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 1 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 2 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所 3 階 入札室
- 2 日 時 広島県議会議員一般選挙  
令和 5 年 3 月 3 1 日 午後 5 時 2 0 分  
広島市議会議員一般選挙  
令和 5 年 3 月 3 1 日 午後 6 時 2 0 分

ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 6 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- 1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号



広島市安佐北区役所 3階 入札室  
 2 日 時 広島県議会議員一般選挙  
 令和5年4月6日 午後6時10分  
 広島市議会議員一般選挙  
 令和5年4月6日 午後6時20分

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第13号**

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 大本和則

1 場 所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号  
 広島市立広島中等教育学校 体育館  
 2 日 時 令和5年4月9日 午後9時20分開始

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第14号**

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 大本和則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第15号**

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 大本和則

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えると、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ  
 (1) 場 所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
 広島市安佐北区役所 3階 入札室  
 (2) 日 時 広島県議会議員一般選挙  
 令和5年4月6日 午後5時20分  
 広島市議会議員一般選挙  
 令和5年4月6日 午後5時30分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場 所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号  
 広島市立広島中等教育学校 体育館  
 (2) 日 時 広島県議会議員一般選挙  
 令和5年4月9日 午後8時40分  
 広島市議会議員一般選挙  
 令和5年4月9日 午後8時50分

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第1号**

令和5年3月1日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
 委員長 粟井良祐

1 登録の移替えをしない期間  
 令和5年3月2日から同年4月9日まで  
 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和5年4月10日から行う。

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第2号**

令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
 委員長 粟井良祐

別紙 略

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第3号**

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
 委員長 粟井良祐

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
	広島市安芸区船	

広島市安芸区役所 3階第1会議室	越南三丁目4番 36号	令和5年3月27日から 令和5年4月8日まで
広島市安芸区役所 中野出張所	広島市安芸区中 野三丁目20番 9号	令和5年3月27日から 令和5年4月8日まで
広島市安芸区役所 阿戸出張所	広島市安芸区阿 戸町6257番 地の2	令和5年3月27日から 令和5年4月8日まで
広島市安芸区役所 矢野出張所	広島市安芸区矢 野東五丁目7番 18号	令和5年3月27日から 令和5年4月8日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原 町9番地先	令和5年4月6日から 令和5年4月8日まで 午前10時から午後8時 まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第4号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第5号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第1会議室
  - 2 日 時 令和5年3月26日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- (2) 日 時 令和5年4月6日 午後6時10分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第6号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時

を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
  - (1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
  - (2) 日 時 令和5年4月6日 午後5時20分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ
  - (1) 場 所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館
  - (2) 日 時 令和5年4月9日 午後8時30分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第7号

令和5年3月30日

令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県議会条例25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第8号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第9号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

- 1 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時20分開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第10号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

次のとおり 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第11号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第12号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市安芸区役所 3階第1会議室	広島市安芸区船 越南三丁目4番 36号	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
広島市安芸区役所 中野出張所	広島市安芸区中 野三丁目20番 9号	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
広島市安芸区役所 阿戸出張所	広島市安芸区阿 戸町6257番 地の2	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
広島市安芸区役所 矢野出張所	広島市安芸区矢 野東五丁目7番	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで

	18号	
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原 町9番地先	令和5年4月6日から 令和5年4月8日まで 午前10時から午後8時 まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第13号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおりに選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第14号  
令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後6時10分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- 2 日時 令和5年3月31日 午後6時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (3) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- (4) 日時 令和5年4月6日 午後6時20分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第15号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 栗井良祐

広島県議会議員一般選挙

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室

(2) 日時 令和5年4月6日 午後5時20分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館

(2) 日時 令和5年4月9日 午後8時30分

広島市議会議員一般選挙

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室

(2) 日時 令和5年4月6日 午後5時30分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館

(2) 日時 令和5年4月9日 午後8時40分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第1号

令和5年3月1日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

1 登録の移替えをしない期間

令和5年3月2日から令和5年4月9日まで

2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和5年4月10日から行う。

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第2号

令和5年3月25日

令和5年4月9日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第3号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市佐伯区役所 3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号	令和5年3月27日から 同年4月8日まで
広島市佐伯区役所 湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	令和5年3月27日から 同年4月8日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先	令和5年4月6日から 同月8日まで 午前10時から午後8時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第5号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭

和25年法律第100号)第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日時 令和5年3月26日 午後5時30分  
ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後6時30分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第6号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者からの届出にかかる開票立会人となるべき者が10人を超えるときは、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき、及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるとき、及び日時を、次のとおり定めます。

- (1) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日時 令和5年4月6日 午後5時40分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったとき、及び日時を、次のとおり定めます。

- (1) 場所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市立五日市中学校 体育館
- (2) 日時 令和5年4月9日 午後8時30分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第7号

令和5年3月30日

令和5年4月9日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年広島県条例第25号)第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年条例第60号)第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第8号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
第二十一投票区	白川集会所	午後6時
上多田投票区	みどり会館	午後6時

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第9号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第10号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市立五日市中学校 体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時20分開始

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第11号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 2 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日 執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 3 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日 執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市佐伯区役所 3 階 3 0 2 会議室	広島市佐伯区海 老園二丁目 5 番 2 8 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 4 月 8 日まで
広島市佐伯区役所 湯来出張所	広島市佐伯区湯 来町大字和田 1 6 6 番地	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 4 月 8 日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原 町 9 番地先	令和 5 年 4 月 6 日から 同月 8 日まで 午前 1 0 時から午後 8 時 まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日 執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 5 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日 執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

広島県議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日 時 令和 5 年 3 月 3 1 日 午後 5 時 2 0 分  
ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日 時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 1 0 分

広島市議会議員一般選挙

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日 時 令和 5 年 3 月 3 1 日 午後 6 時 2 0 分  
ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日 時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 6 時 2 0 分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 6 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

令和 5 年 4 月 9 日 執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者からの届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

広島県議会議員一般選挙

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ
- (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日 時 令和 5 年 4 月 6 日 午後 5 時 2 0 分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となったときのくじ

- (1) 場 所 広島市佐伯区五日市中央六丁目 4 番 1 号

広島市立五日市中学校 体育館

(2) 日 時 令和5年4月9日 午後8時40分

広島市議会議員一般選挙

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

(2) 日 時 令和5年4月6日 午後5時30分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場 所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市立五日市中学校 体育館

(2) 日 時 令和5年4月9日 午後8時50分

区選管委員長告示

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

不在者投票の投票記載場所

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 3階 第6会議室  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村 信介

不在者投票の投票記載場所

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 3階 第6会議室  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市東区選挙管理委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和宏

不在者投票の投票記載場所

広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第4・第5会議室  
広島市東区温品五丁目1番18号  
広島市東区役所 温品出張所  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市東区選挙管理委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和宏

不在者投票の投票記載場所

広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第4・第5会議室  
広島市東区温品五丁目1番18号  
広島市東区役所 温品出張所  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲悟

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 4-1、4-2、4-3会議室  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田 憲悟

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号  
 広島市南区役所 4階 4-1、4-2、4-3会議室  
 広島市南区松原町9番地先  
 広島駅南口地下広場

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、広島市公職選挙事務取扱規程第46条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
 委員長 原田武彦

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号  
 広島市西区役所 2階 第1会議室  
 広島市南区松原町9番地先  
 広島駅南口地下広場

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、広島市公職選挙事務取扱規程第46条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
 委員長 原田武彦

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号  
 広島市西区役所 2階 第1会議室  
 広島市南区松原町9番地先  
 広島駅南口地下広場

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 高岡優

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
 広島市安佐南区役所 1階 第2会議室  
 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号  
 広島市安佐南区役所 佐東出張所  
 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号  
 広島市安佐南区役所 祇園出張所  
 広島市安佐南区伴東七丁目64番8号

広島市安佐南区役所 沼田出張所  
 広島市南区松原町9番地先  
 広島駅南口地下広場

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 高岡優

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
 広島市安佐南区役所 1階 第2会議室  
 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号  
 広島市安佐南区役所 佐東出張所  
 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号  
 広島市安佐南区役所 祇園出張所  
 広島市安佐南区伴東七丁目64番8号  
 広島市安佐南区役所 沼田出張所  
 広島市南区松原町9番地先  
 広島駅南口地下広場

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
 委員長 大本和則

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
 広島市安佐北区役所 1階 第一会議室  
 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4  
 広島市安佐北区役所白木出張所  
 広島市安佐北区深川五丁目13番7号  
 広島市安佐北区役所高陽出張所  
 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1  
 広島市安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所  
 広島市南区松原町9番地先  
 広島駅南口地下広場

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。



広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 1階 第一会議室  
広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4  
広島市安佐北区役所白木出張所  
広島市安佐北区深川五丁目13番7号  
広島市安佐北区役所高陽出張所  
広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1  
広島市安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第1会議室  
広島市安芸区中野三丁目20番9号  
広島市安芸区役所中野出張所  
広島市安芸区阿戸町6257番地の2  
広島市安芸区役所阿戸出張所  
広島市安芸区矢野東五丁目7番18号  
広島市安芸区役所矢野出張所  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井良祐

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第1会議室  
広島市安芸区中野三丁目20番9号  
広島市安芸区役所中野出張所  
広島市安芸区阿戸町6257番地の2  
広島市安芸区役所阿戸出張所  
広島市安芸区矢野東五丁目7番18号

広島市安芸区役所矢野出張所  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和5年3月26日

令和5年4月9日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 3階 302会議室  
(広島市佐伯区湯来町大字和田166番地)  
広島市佐伯区役所湯来出張所  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第2号

令和5年3月31日

令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 3階 302会議室  
(広島市佐伯区湯来町大字和田166番地)  
広島市佐伯区役所湯来出張所  
広島市南区松原町9番地先  
広島駅南口地下広場

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第1号

令和5年3月9日

広島市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田恭示

広島市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

広島市職員の苦情相談に関する規則（平成17年広島市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4又は第28条の5の規定

に基づく」を「第22条の4第1項の規定による」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定による採用とみなして、この規則による改正後の広島市職員の苦情相談に関する規則第2条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する。



**広島市人事委員会規則第2号**

令和5年3月9日

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の定年等に関する規則（昭和60年広島市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条及び第4条」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条の見出し中「状況」を「勤務延長」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第12条とし、第3条の次に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の特例となる施設等の範囲)

第4条 条例第5条に規定する人事委員会規則で定める保健所等は、次の各号に掲げる施設等とする。

- (1) 企画総務局人事部
- (2) 健康福祉局保健部
- (3) 区役所の厚生部
- (4) 知的障害者更生相談所
- (5) 児童相談所
- (6) こども療育センター
- (7) 精神保健福祉センター
- (8) 衛生研究所
- (9) 看護専門学校
- (10) 消防局職員課
- (11) 教育委員会学校教育部教職員課

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 条例第5条第2号に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員のうち一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下

「給与条例」という。）第9条第1項の規定による管理職手当に相当する手当等（以下「手当等」という。）を支給される職員の職

- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年広島市条例第11号）第2条の規定により派遣された職員のうち手当等を支給される職員の職
- (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年広島市条例第62号）第2条の規定により派遣された職員のうち手当等を支給される職員の職
- (4) 給与条例別表第2消防職給料表の職務の級が6級である職員のうち、給与条例第9条第1項の規定による管理職手当を支給されない職員の職
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年広島市条例第63号）第4条の規定により管理職手当を支給される職員の職
- (6) 前各号に規定するもののほか、人事委員会が条例第5条第1号に準ずる職として認めるもの  
(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第6条 条例第8条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に定める区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- (1) 学校の特定管理監督職群 広島市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長
- (2) 幼稚園の特定管理監督職群 広島市立の幼稚園の園長  
(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第7条 任命権者は、条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間延長の報告)

第8条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、異動期間延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第9条 条例第10条及び第11条第1項に規定する人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用（条例第10条又は第11条第1項の規定により採用することをいう。以下この条及び次条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(定年前再任用に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(定年前再任用短時間勤務職員として採用できる組合の範囲)  
 第11条 条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で定める組合は、地方自治法第284条第1項で規定する一部事務組合又は広域連合のうち人事委員会が認めるものとする。

附則に次の1項を加える。

(定年に関する経過措置の特例等)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年広島市条例第29号)による改正後の職員の定年等に関する条例附則第3項及び第4項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師とする。

- (1) 企画総務局人事部
- (2) 健康福祉局保健部
- (3) 区役所の厚生部
- (4) 知的障害者更生相談所
- (5) 児童相談所
- (6) こども療育センター
- (7) 精神保健福祉センター
- (8) 衛生研究所
- (9) 看護専門学校
- (10) 消防局職員課
- (11) 教育委員会学校教育部教職員課

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
 (改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(以下「改正条例」という。)附則第3項に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職(第2条第2項の規定により人事委員会の承認を得た転任後の職を除く。)のうち、当該職が基準日(改正条例附則第3項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(改正条例附則第3項に規定する新条例定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年に準じた年齢)を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職  
 (改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員)

3 改正条例附則第3項に規定する人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の職員定年等に関する条例第2条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

4 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63

号)附則第4条から第7条までに規定する人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用(改正条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
 (暫定再任用職員として採用できる組合の範囲)

5 改正条例附則第10項に規定する人事委員会規則で定める組合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項で規定する一部事務組合又は広域連合のうち人事委員会が認めるものとする。

(改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職)

6 改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項から第8項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例第10条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第2条に規定する定年をいう。以下この項から第8項において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条例第2条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職  
 (改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める者)

7 改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

(改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)

8 改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第6項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している改正条例附則第26項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

~~~~~  
**広島市人事委員会規則第3号**

令和5年3月9日

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則**

職員の退職管理に関する規則（平成 28 年広島市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 号中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用は、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（以下「新規則」という。）第 23 条（第 2 号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 この規則の施行前に、令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合における新規則第 23 条の規定の適用については、なお従前の例による。



**広島市人事委員会規則第 4 号**

令和 5 年 3 月 9 日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年広島市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第 28 条の 4、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、同条第 8 項第 2 号及び第 3 号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第 21 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

別表第 2 中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改める。

別表第 3 第 14 項中「含む」の右に「。以下この項において同じ」を加え、「が、その子」を「又は中学校就学の始期に達するまでの孫（子の子をいう。）を有する職員が、その子又はその孫（以下この項において「その子等」という。）」に、「その子の世話」を「その子等の世話」に、「1 年度」を「子の場合にあっては 1 年度」に改め、「時間」の右に、「、孫の場合にあっては 1 年度において 5 日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間」を加える。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）及び別表第 2 の規定を適用する。



**広島市人事委員会規則第 5 号**

令和 5 年 3 月 9 日

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年広島市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第 6 条、第 8 条及び第 10 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

**附 則**

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



**広島市人事委員会規則第 6 号**

令和 5 年 3 月 9 日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯田 恭 示

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7の2の表Sの欄中「4以上」を「2以上」に改め、同表Aの欄中「3」を「1」に改め、同Bの欄中「2」を「0」に改め、同表Cの欄中「1」を「0」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第7の2の規定の適用については、同表Sの欄中「2以上」とあるのは「3以上」と、同表Aの欄中「1」とあるのは「2」と、同表Bの欄中「0」とあるのは「1」とする。

3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成30年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表Aの欄中「3以上」を「2以上」に改め、同表Bの欄中「2」を「1」に改め、同表Cの欄中「1以下」を「0」に改める。



**広島市人事委員会規則第7号**

令和5年3月30日

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則**

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を第12条とし、第3条の次に8条を加える改正規定中「教育委員会学校教育部教職員課」を「教育委員会学校教育部」に改める。

附則に1項を加える改正規定中「教育委員会学校教育部教職員課」を「教育委員会学校教育部」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



**広島市人事委員会規則第8号**

令和5年3月30日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの表4級の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とする。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



**広島市人事委員会規則第9号**

令和5年3月30日

広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭 示

**広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市人事委員会が保有する保有個人情報について、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する開示、訂正及び利用停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書等の様式）

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書、法第91条第1項に規定する訂正請求書及び法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。

（開示の制限等）

第3条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取扱いなければならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、同項の開示を中止することができる。

**附 則**

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（平成8年広島市人事委員会規則第7号）は、廃止する。

**農業委員会規程**

農業委員会規程第1号

令和5年3月31日

広島市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

広島市農業委員会  
会長 福島幸治

**広島市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程**

広島市農業委員会事務局規程（平成13年農業委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第4条第1項第8号」を「第4条第1項第7号」に、「第5条第1項第7号」を「第5条第1項第6号」に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**教育委員会規則**

**広島市教育委員会規則第1号**

令和5年3月28日

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則**

広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（請願等）

第15条の2 委員会に請願、陳情その他これらに類するもの（以下「請願等」という。）をしようとする者（以下「請願者等」という。）は、提出年月日、請願等の件名及び趣旨、請願者等の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに会議への付議を求める旨を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）第1条第1号から第3号まで、第7号から第11号まで及び第13号から第15号までに規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。

3 教育長は、請願書等のうち会議に付議しないものについては、当該請願書等の写しを委員に送付するものとする。

4 第2項の規定により会議に付議する請願書等を提出した者で、かつ、当該会議において事情を述べること（以下「意見陳述」という。）を希望するものは、その旨を記載した文書を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該者は、教育長が定める時間内に限り、意見陳述をすることができる。

5 請願等の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**広島市教育委員会規則第2号**

令和5年3月28日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則**

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項第12号中「少年自然の家」を「三滝少年自然の家」に改める。

第11条第1項中「第9条第3項」の右に「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項」を加え、「同法」を「行政不服審査法」に改め、同条第2項第2号中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**広島市教育委員会規則第3号**

令和5年3月28日

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市教育委員会が保有する保有個人情報について、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する開示、改正及び利用停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書等の様式）

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書、法第91条第1項に規定する訂正請求書及び法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。

（開示の制限等）

第3条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使

用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱い  
なければならない。

- 2 前項の規定に違反する者に対しては、同項の開示を中止する  
ことができる。

**附 則**

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する  
規則（平成8年広島市教育委員会規則第15号）は、廃止す  
る。



**広島市教育委員会規則第4号**

令和5年3月28日

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規  
則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改  
正する規則**

広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市  
教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用  
短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1  
項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第  
1項及び第22条の5第1項」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和  
3年法律第29条）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条  
第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7  
条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。  
以下同じ。）の職名には、広島市教育委員会職員の職名に関す  
る規則第3条から第5条までの規定によるもののほか、暫定再  
任用職員であることを示す文字を用いることができる。



**広島市教育委員会規則第5号**

令和5年3月28日

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正  
する規則**

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市教  
育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2五日市南地区学校給食センターの項及び湯来地区学校  
給食センターの項を削る。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



**広島市教育委員会規則第6号**

令和5年3月28日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規  
則の一部を改正する規則**

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和  
42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正す  
る。

第56条第2項中「学校栄養職員」の右に「部活動指導員」  
を加える。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



**広島市教育委員会規則第7号**

令和5年3月28日

広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

**広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規  
則**

広島市少年自然の家条例施行規則（昭和53年広島市教育委員  
会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市三滝少年自然の家条例施行規則

第1条中「広島市少年自然の家条例」を「広島市三滝少年自然  
の家条例」に改める。

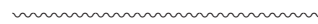
第2条中「広島市少年自然の家（以下「少年自然の家」とい  
う。）」を「少年自然の家」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第2条」を「前条」に、「開所し、又は前条に規定  
する開所日以外の日に開所し、若しくは同条に規定する開所時間  
を延長する」を「開所する」に改め、同条を第3条とし、第5条  
から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



**広島市教育委員会規則第8号**

令和5年3月28日

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

広島市教育委員会

教育長 糸山 隆

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年広島市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書の様式及び同条第2項第3号に規定する書類は、教育長が別に定める。

（登録の審査等）

第3条 広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第13条の規定による登録の審査に当たっては、同条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

- (1) 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条各号
(2) 博物館法施行規則第20条各号
(3) 博物館法施行規則第21条各号

2 教育委員会は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、その職員に実地調査をさせることができる。

（登録事項の変更の届出）

第4条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項の変更の届出に係る様式は、教育長が別に定める。

（定期報告）

第5条 法第16条の規定による定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定める。

（廃止の届出）

第6条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出に係る様式は、教育長が別に定める。

2 前項の届出は、その事由が生じた日から20日以内に、行わなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第4号

令和5年3月3日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

教育長 糸山 隆

1 日時 令和5年3月9日（木） 午後1時15分

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議 題

【非公開予定議題】

(1) 教職員の人事について（議案）

【公開予定議題】

- (2) 小中学校プールの今後の方向性について（報告）
(3) 青少年交流事業の開催結果について（報告）

広島市教育委員会告示第5号

令和5年3月8日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

Table with 2 columns: 文書名, 印影を印刷する公印の名称. Row 1: 辞令書, 教育委員会印

広島市教育委員会告示第6号

令和5年3月24日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

1 日時 令和5年3月28日（火） 午前9時

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 令和5年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）
(2) 令和4年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告）
(3) 令和5年度広島市教員研修計画について（報告）
(4) 広島市教育委員会規則の一部改正等について（議案）
(5) 広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案）
(6) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案）

【非公開予定議題】

(7) 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案）

水道局規程

広島市水道局規程第1号

令和5年3月7日

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。



広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の  
利用に関する規程の一部を改正する規程

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年広島市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「左欄に掲げる条例」を「左欄に掲げる条例等」に改める。

別表第1（第3条関係）に次のように加える。

|                                   |                                       |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 広島市水道給水条例施行規程<br>(昭和38年水道局規程第16号) | 第17条<br>第19条第4号<br>第19条第5号<br>第19条第6号 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第2号

令和5年3月16日

広島市水道局幹部会議規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

広島市水道局幹部会議規程及び広島市水道局職務権限  
規程の一部を改正する規程

(広島市水道局幹部会議規程の一部改正)

第1条 広島市水道局幹部会議規程（昭和38年広島市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「審議」を「共有」に改める。

第6条第1項中「審議事項及び報告事項」を「次の各号に掲げる事項の報告に関すること」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業その他重要施策に関する事項
- (3) 重要な行事に関する事項
- (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整に関する事項
- (5) 条例案、予算案その他市議会提出議案
- (6) 市の水道事業の業務の状況を説明する書類に関する事項
- (7) 法令の制定、改廃その他により市の水道事業運営に重要な影響を与える事項
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

第6条第2項及び第3項を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(広島市水道局職務権限規程の一部改正)

第2条 広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表企画総務課の部9の款中

「1 付議事案の決定 | | ○ | | | 」を

「1 付議事案の決定 | ○ | | | 」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

広島市水道局規程第3号

令和5年3月30日

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(広島市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 広島市水道局事務分掌規程（平成26年広島市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

「業務管理係

中央営業所

料金サービス係

第1条第1項中

中営業係

東営業係

南営業係

西営業係

「業務管理課

管理係

審査係

料金係

を

に改

める。

第3条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条中第17項を第18項とし、第5項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 営業部業務管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金等徴収業務の委託に係る調査、研究、検査及び指導に関すること。
- (2) 水道料金等に係る破産債権等に関すること。
- (3) 水道料金等に係る福祉減免の決定、更新及び廃止並びに制度運用に関すること。
- (4) 給水の開始、中止及び廃止の受付並びに関連事務に関すること（中区、東区、南区及び西区の区域に関する事務に限る。）。
- (5) 水道料金等の調定、収納、更正及び還付並びに欠損処分に関すること（中区、東区、南区及び西区の区域に関する事務に限る。）。
- (6) 水道料金等の滞納整理に関すること（中区、東区、南区及び西区の区域に関する事務に限る。）。
- (7) 給水の停止処分に関すること（中区、東区、南区及び西区の区域に関する事務に限る。）。
- (8) 水道使用の指導、取締り及び過料に関すること（中区、東区、南区及び西区の区域に関する事務に限る。）。

(9) 課の庶務に関すること。

別表第 1 中央営業所の項を削る。

(広島市水道局職務権限規程の一部改正)

第 2 条 広島市水道局職務権限規程(昭和 46 年広島市水道局規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中

|         |                     |                      |        |   |
|---------|---------------------|----------------------|--------|---|
| 営業部の営業所 | 1 用途の決定等に関する事務      | 1 用途の決定<br>2 用途変更の承認 | ○<br>○ | を |
|         | 2 使用水量の認定に関する事務     | 1 使用水量の認定            | ○      |   |
|         | 3 公金の徴収事務の受託者に関する事務 | 1 公金の徴収事務の委託区域の指定    | ○      |   |

|          |                     |                                            |        |   |
|----------|---------------------|--------------------------------------------|--------|---|
| 営業部業務管理課 | 1 公金の徴収事務の受託者に関する事務 | 1 公金の徴収事務の委託契約の締結及び解除<br>2 公金の徴収事務の委託区域の指定 | ○<br>○ | に |
|          | 2 用途の決定等に関する事務      | 1 用途の決定<br>2 用途変更の承認                       | ○<br>○ |   |
|          | 3 使用水量の認定に関する事務     | 1 使用水量の認定                                  | ○      |   |
| 営業部の営業所  | 1 用途の決定等に関する事務      | 1 用途の決定<br>2 用途変更の承認                       | ○<br>○ |   |
|          | 2 使用水量の認定に関する事務     | 1 使用水量の認定                                  | ○      |   |

改める。

(広島市水道局公印保管使用規程の一部改正)

第 3 条 広島市水道局公印保管使用規程(昭和 41 年広島市水道局規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)

| 名称          | ひな形 | 書体  | 形状  | 寸法         | 用途             | 保管箇所     | 保管者    |
|-------------|-----|-----|-----|------------|----------------|----------|--------|
| 水道局印        | 1   | てん書 | 正方形 | ミリメートル方 30 | 一般文書           | 企画総務課    | 広報広聴係長 |
| 管理者印        | 2   | てん書 | 正方形 | 方 24       | 一般文書           | 企画総務課    | 広報広聴係長 |
| 管理者印        | 2   | てん書 | 正方形 | 方 12       | 一般文書           | 企画総務課    | 広報広聴係長 |
| 賞状等専用管理者印   | 3   | てん書 | 正方形 | 方 36       | 賞状、表彰状感謝状等     | 企画総務課    | 広報広聴係長 |
| 財務課専用管理者印   | 4   | てん書 | 正方形 | 方 24       | 財務課の主管事務に関する文書 | 財務課      | 財務係長   |
| 営業部専用管理者印   | 5   | てん書 | 正方形 | 方 24       | 営業部の主管事務に関する文書 | 営業部営業課   | 庶務係長   |
| 業務管理課専用管理者印 | 6   | てん書 | 正方形 | 方 24       | 営業部の主管事務に関する文書 | 営業部業務管理課 | 管理係長   |

|                  |    |     |     |        |                  |          |        |
|------------------|----|-----|-----|--------|------------------|----------|--------|
| 営業所専用管理者印        | 7  | てん書 | 正方形 | 方 24   | 営業所の主管事務に関する文書   | 営業部営業所   | 主任     |
| 技術部専用管理者印        | 8  | てん書 | 正方形 | 方 24   | 技術部の主管事務に関する文書   | 技術部調整課   | 庶務係長   |
| 管理事務所専用管理者印      | 9  | てん書 | 正方形 | 方 24   | 管理事務所の主管事務に関する文書 | 技術部管理事務所 | 維持係長   |
| 管理者職務代理者印        | 10 | てん書 | 正方形 | 方 24   | 一般文書             | 企画総務課    | 広報広聴係長 |
| 管理者職務代理者印        | 10 | てん書 | 正方形 | 方 12   | 一般文書             | 企画総務課    | 広報広聴係長 |
| 営業部専用管理者職務代理者印   | 11 | てん書 | 正方形 | 方 24   | 営業部の主管事務に関する文書   | 営業部営業課   | 庶務係長   |
| 業務管理課専用管理者印      | 12 | てん書 | 正方形 | 方 24   | 業務管理課の主管事務に関する文書 | 営業部業務管理課 | 管理係長   |
| 営業所専用管理者職務代理者印   | 13 | てん書 | 正方形 | 方 24   | 営業所の主管事務に関する文書   | 営業部営業所   | 主任     |
| 技術部専用管理者職務代理者印   | 14 | てん書 | 正方形 | 方 24   | 技術部の主管事務に関する文書   | 技術部調整課   | 庶務係長   |
| 管理事務所専用管理者職務代理者印 | 15 | てん書 | 正方形 | 方 24   | 管理事務所の主管事務に関する文書 | 技術部管理事務所 | 維持係長   |
| 水道局長印            | 16 | てん書 | 正方形 | 方 24   | 一般文書             | 企画総務課    | 広報広聴係長 |
| 金銭出納員印           | 17 | かい書 | 円形  | 径 16.5 | 金銭の出納に関する文書      | 財務課      | 会計係長   |
| 副金銭出納員印          | 18 | かい書 | 円形  | 径 16.5 | 金銭の出納に関する文書      | 財務課      | 会計係長   |

別表第 2 中第 16 号を第 18 号とし、第 11 号から第 15 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 10 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12)

|                          |
|--------------------------|
| 広島市水道事業<br>管理者職務<br>代理者印 |
| 業務管理課                    |

別表第 2 中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6)

|                  |
|------------------|
| 広島市水道事業<br>管理者之印 |
| 業務管理課            |

(広島市水道局業務改善推進員設置規程の一部改正)

第4条 広島市水道局業務改善推進員設置規程（昭和42年広島市水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「中央営業所」を「業務管理課」に改める。  
（広島市水道局提案規程の一部改正）

第5条 広島市水道局提案規程（昭和42年広島市水道局規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「営業部中央営業所長」を「営業部業務管理課長」に改める。  
（広島市水道局安全衛生管理規程の一部改正）

第6条 広島市水道局安全衛生管理規程（昭和61年広島市水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中央営業所」を「業務管理課」に改める。  
（広島市水道局安全衛生委員会規程の一部改正）

第7条 広島市水道局安全衛生委員会規程（昭和61年広島市水道局規程第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「中央営業所」を「業務管理課」に改める。  
（広島市水道局会計規程の一部改正）

第8条 広島市水道局会計規程（昭和45年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「営業課長」の右に「業務管理課料金担当課長」を加え、同条第8項第2号中「財務課契約係長」の右に「及び営業部業務管理課料金係長」を加える。

第3条の表5の項中「営業課長」の右に「業務管理課料金担当課長」を加える。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**広島市水道局規程第4号**

令和5年3月31日

広島市水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

**広島市水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程**

広島市水道局職員の職名に関する規程（昭和38年広島市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

**附 則**

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の職名には、広島市水道局職員の職名に関する規程第2条から第3条までの規定によるもののほか、暫定再任用職員であることを示す文字を用いることができる。

**広島市水道局規程第5号**

令和5年3月31日

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

**広島市水道局就業規則の一部を改正する規程**

広島市水道局就業規則（昭和28年広島市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項及び第40条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

第45条の2 管理監督職（管理職手当を支給される職員の職をいう。）を占める職員で、管理監督職勤務上限年齢に達している職員の降任又は転任については、別に定めるところによる。

2 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

第47条の2第1項中「60年」を「65年」に改め、同条第3項中「定年退職者」を「退職者」に改める。

第48条第5号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項及び第22条の5第1項」に改める。

別表第2（第11条関係）中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

別表第4の17の項中「含む」の右に「。以下この項において同じ」を加え、「が、その子」を「又は中学校就学の始期に達するまでの孫（子の子をいう。）を有する職員が、その子又はその孫（以下この項において「その子等」という。）」に、「その子の世話」を「その子等の世話」に、「1年度」を「子の場合にあっては1年度」に改め、「時間」の右に「、孫の場合にあっては1年度において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間」を加える。

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（定年延長等に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間にお

る第47条の2第1項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで   | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで   | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで  | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に対して休職を命ずることができるときは、第48条第1項第5号の規定に該当するときとする。

広島市水道局規程第6号

令和5年3月31日

広島市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

広島市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員の給与に関する規程（昭和32年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、別表第1に定める企業職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、広島市水道局就業規則（昭和28年広島市水道局規程第1号）別表第2に定める当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間あたりの勤務時間を同規程別表第1に定めるその他の一般職員の勤務時間及び休憩時間から算出される1週間あたりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

| 定年前再任用短時間勤務職員 | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|               | 214,900 | 231,200 | 247,500 | 271,000 | 287,700 | 327,500 | 373,200 | 420,900 |

同表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員等に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される広島市水道局職員の給与に関する規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される広島市水道局職員の給与に関する規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、広島市水道局就業規則別表第2に定める当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間あたりの勤務時間を同規程別表第1に定めるその他の一般職員の勤務時間及び休憩時間から算出される1週間あたりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

広島市水道局規程第7号

令和5年3月31日

水道事業管理者が保有する保有個人情報の開示等に関する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

水道事業管理者が保有する保有個人情報の開示等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、水道事業管理者が保有する保有個人情報について、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する開示、訂正及び利用停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書等の様式）

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書、法第91条第1項に規定する訂正請求書及び法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。

（開示の制限等）

第3条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用

する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱いなければならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、同項の開示を中止することができる。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 水道事業管理者が保有する保有個人情報の開示等に関する規程（平成8年広島市水道局規程第10号）は、廃止する。

広島市水道局規程第8号

令和5年3月31日

広島市水道局事務分掌規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村上裕之

広島市水道局事務分掌規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程

（広島市水道局事務分掌規程の一部改正）

第1条 広島市水道局事務分掌規程（平成26年広島市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「広島市情報公開条例」の次に「（平成13年広島市条例第6号）」を加え、同条第2号中「広島市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（広島市水道局職務権限規程の一部改正）

第2条 広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表3第27項中

27 広島市個人情報保護条例に基づく個人情報の保護  
(1) 個人情報ファイルの保有に係る届出  
(2) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供の決定  
(3) 請求に対し開示し、又は開示しない旨の決定、保有個人情報の存在を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定及び保有個人情報を保有しない旨の決定、請求に対し訂正し、又は訂正しない旨の決定並びに請求に対し利用停止し、又は利用停止しない旨の決

○

○

○

企画総務課長

を

定

- (4) 決定期間延長の決定、大量請求の場合の段階開示の決定並びに決定に長期間を要することの決定及び期限の決定
- (5) 事案の移送の決定
- (6) 第三者に対する意見聴取及び通知の決定
- (7) 簡易開示を行うことができる保有個人情報の決定

○

○

○

○

企画総務課長

企画総務課長  
企画総務課長

27 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の保護

- (1) 保有個人情報の漏えい等に関する本人への通知の決定
- (2) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供の決定
- (3) 個人情報ファイル簿の作成
- (4) 請求に対し開示し、又は開示しない旨の決定、保有個人情報の存在を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定及び保有個人情報を保有しない旨の決定、請求に対し訂正し、又は訂正しない旨の決定並びに請求に対し利用停止し、又は利用停止しない旨の決定
- (5) 決定期間延長の決定、大量請求の場合の段階開示の決定並びに決定に長期間を要することの決定及び期限の決定
- (6) 事案の移送の決定
- (7) 第三者に対する意見聴取及び通知の決定
- (8) 行政機関等匿名加工情報の提供の決定
- (9) 行政機関等匿

○

○

○

○

○

○

○

○

企画総務課長

企画総務課長

企画総務課長  
企画総務課長

事前に行  
政機関等  
匿名加工  
情報の利

に

名加工情報の利用に関する提案の審査

用に関する提案審査委員会の意見を聞くこと。

条例に基づく手数料の減免の決定  
7 閲覧の中止の決定

○

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

改める。

別表の2の表企画総務課16の部の次に次のように加える。

|                 |                                 |   |   |  |  |
|-----------------|---------------------------------|---|---|--|--|
| 17 情報公開に関する事務   | 1 公文書開示請求書の受付                   | ○ |   |  |  |
|                 | 2 情報公開条例に基づく手数料の減免の決定           | ○ |   |  |  |
| 18 個人情報保護に関する事務 | 1 監査及び点検の実施の決定                  | ○ |   |  |  |
|                 | 2 個人情報保護委員会への保有個人情報の漏えい等の報告     |   | ○ |  |  |
|                 | (1) 速報                          | ○ |   |  |  |
|                 | (2) 確報                          |   | ○ |  |  |
|                 | 3 個人情報ファイル簿の公表                  | ○ |   |  |  |
|                 | 4 保有個人情報開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付 | ○ |   |  |  |
|                 | 5 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集          | ○ |   |  |  |
|                 | 6 個人情報保護に関する法律施行                | ○ |   |  |  |

監査公表

広島市監査公表第6号

令和5年3月10日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 路 英 男  
 同 山 内 正 晃

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて、広島市長及び広島市水道事業管理者から通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

(別紙)

平成29年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(市 民 局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成30年2月2日（広島市監査公表第2号）
- 2 包括外部監査人  
福田 浩
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和5年3月2日（広市生第149号）
- 4 監査のテーマ  
文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) (広島市古市公民館) 給水タンク等の設置の状況等について  
(所管課：市民局生涯学習課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市古市公民館の建築物の建築設備を対象とした定期点検結果報告書において、「給水タンク等の設置の状況」の調査項目に対し、「外周 受水槽電極保護カバー蓋なし」と指摘され、「蓋の設置が必要」との改善策を示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受けられた。</p> <p>広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた</p> | <p>監査の実施を受けて、広島市古市公民館については、指定管理者が平成29年9月に受水槽電極保護カバー蓋を設置するほか、受水槽点検タラップの取替えなどを行い、指摘された箇所について全て修繕を終えた。</p> <p>また、指定管理者が行う公民館の管理状況の確認及びモニタリングをより適切に行うため、次の方法により進行管理するよう改善した。</p> <p>1 平成30年1月に、本市がモニタリングを実施する際に使用している「実地調査チェックリスト兼記録簿」について、要是</p> |

場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円(同)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。本件修繕は、いずれも1件につき100万円(同)未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。広島市においては、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

正項目の対応状況を確認できるよう様式を見直した。  
2 平成30年2月に、本市と指定管理者との間で要是正項目を共有するための対応フローを作成するとともに、指定管理者が本市へ毎月提出する業務実施報告書に施設管理の実施状況に係る項目を追加することで、本市が指定管理者における100万円未満の修繕の実施状況を把握し、助言等を行うことができるようにした。

(2) (広島市高陽公民館) 外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について (所管課：市民局生涯学習課)

**監 査 の 意 見**

広島市高陽公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「爆裂、クラックが発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「タイル、モルタル面にクラック、割れ、浮き発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているにもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。

広島市民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円(同)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。本件修繕は、1件につき100万円(同)以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁の爆裂とクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとすると定め、広島市民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めているところ、本件の外壁の爆裂とクラックは、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているに加え、防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

また、同報告書において、「敷地内の通路の確保の状況」の調査項目に対し、「正面玄関前スロープタイル浮き、割れ(沈下の可能性あり)」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受けられた。

本件修繕は、1件につき100万円(同)未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

**対 応 の 内 容**

監査の実施を受けて、広島市高陽公民館については、指定管理者が平成29年10月に正面玄関前スロープを始め、2階男女トイレのタイル及び非常階段のモルタル破損部の修繕を行った。また、本市が令和4年6月に外壁の修繕を行った。

なお、指定管理者が行う公民館の管理状況の確認及びモニタリングをより適切に行うため、次の方法により進行管理するよう改善した。

1 平成30年1月に、本市がモニタリングを実施する際に使用している「実地調査チェックリスト兼記録簿」について、要是正項目の対応状況を確認できるよう様式を見直した。

2 平成30年2月に、本市と指定管理者との間で要是正項目を共有するための対応フローを作成するとともに、指定管理者が本市へ毎月提出する業務実施報告書に施設管理の実施状況に係る項目を追加することで、本市が指定管理者における100万円未満の修繕の実施状況を把握し、助言等を行うことができるようにした。

(3) (広島市五日市公民館) 防火シャッターの危害防止機構等の装着について (所管課：市民局生涯学習課)

**監 査 の 意 見**

広島市五日市公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「防火シャッターに危害防止機構が装着されていない(既存不適格)」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッ

**対 応 の 内 容**

監査の意見を受けて、広島市五日市公民館については、施設利用者の安全確保を図るため、応急的な対応として平成30年2月に指定管理者と協力して防火シャッター付近に注意喚起のポスターを掲示し、ソフト面での安全対策を講じた。

|                                                                                                                                                      |                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。</p> | <p>その後、令和3年11月から実施している当該公民館の耐震改修工事の中で、当該防火シャッターの設置箇所に耐震壁を設置する必要があったことから、令和4年10月に当該防火シャッターを撤去した。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

平成31年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表

(市民局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
令和2年2月6日(広島市監査公表第3号)
- 2 包括外部監査人  
大濱 香織
- 3 監査意見に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和5年2月21日(広文振第789号)及び同月24日(広文振第790号)
- 4 監査のテーマ  
広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

(1) 補助金が広島市文化財団を経由して実行委員会に支払われていることについて(広島国際アニメーションフェスティバルの開催に対する補助(補助金))  
(所管課:市民局文化スポーツ部文化振興課)

| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア 補助金の交付申請・交付決定の事務手続について<br/>本補助金(平成30年度予算額75,471千円、決算額75,414千円。)については、広島市から広島市文化財団を経由して、全額が広島国際アニメーションフェスティバル実行委員会(以下「実行委員会」という。)に交付されている。<br/>実行委員会への補助金の支払という形だけでは、広島市が広島市文化財団に本補助金を交付する理由は乏しいと言わざるを得ず、本来は、本補助金の補助事業者である広島市文化財団自らが、補助事業に係る対象経費の執行を行うべきであると監査人は考える。しかし、実際には、広島市文化財団は、実行委員会に広島市から受けた本補助金と同額の補助金を支払い、実行委員会が補助事業に係る経費の執行をしているのが現状である。<br/>担当課によれば、広島国際アニメーションフェスティバルの運営資金として、民間からの補助金が活用されており、その民間補助金の交付条件との兼ね合いがあり、広島市から実行委員会が補助金を受け取る形ではなく、広島市文化財団を経由する形をとっているとのことである。<br/>広島市文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を自ら行わず、実行委員会に対して補助金を交付するという例外的な運用を認めるにしても、担当課は、実行委員会が補助事業者として適正であることを確認した上で、本補助金の交付決定を行うべきである。<br/>具体的には、補助金交付申請書に、広島市から広島市文化財団が受け取った本補助金の全額は、実行委員会に対して補助金として支払う旨及び事業計画を実施するのは実行委員会であることが明記されるべきであり、担当課は広島市文化財団に対してその旨を指導する必要がある。<br/>また、担当課は、補助金の交付決定に際し、実行委員会の事業計画書、収支予算書、資金収支計画書の内容を確認する必要がある。これまで、担当課は、実行委員会の資金収支計画を補助金交付申請書上からは把握できない状態で、広島市文化財団への本補助金の概算払時期と金額を決定しており、経済性、効率性の観点からこのような運用はするべきではない。実行委員会の資金収支計画書を精査した上で、本補助金の概算払の時期、金額等を決定するべきである。</p> <p>イ 補助金の確定に関する事務手続について<br/>広島市文化財団が担当課に提出した本補助金に関する事業実施報告書には、実行委員会についての言及がなく、第17回広島国際アニメーションフェスティバルの開催という補助対象事業は、広島市文化財団が単独で実施したかのように読み取れる記載内容になっている。事業実施報告書には、実行委員会が補助対象事業を実施した旨が明記されるべきである。<br/>また、事業実施報告書における「4事業の実施効果」については、「市民に芸術文化に係る鑑賞の場を積極的に提供することにより、市民の芸術文化に対する関心と理解を深めることができ、広島市の文化の振興と向上に寄与することができた。」という記載にとどまっているが、これは、平成28年度及び平成29年度の広島国際アニメーションフェスティバルの開催補助金の事業実施報告書と一字一句変わらず、同じ記載となっていた。<br/>補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付するものであり、最少の経費で最大の効果を挙げるようにする必要がある。しかし、事業実施報告書の記載を見る限り、事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することはできない。事業の経済性、効率性及び有効性について、その費用対効果を検証することができないにもかかわらず、担当課は補助金額を確定しており、このような運用はするべきではない。<br/>広島市文化財団が担当課に提出した本補助金に関する収支決算書において、本補助金がどのような費目にいくら使われたかという点については、「文化行事開催費・負担金及び補助金、決算額84,21</p> | <p>監査の結果を受けて、本補助金に係る令和2年度の交付申請書及び事業実施報告書について、本市から広島市文化財団が受け取った本補助金の全額は実行委員会に対して補助金として支払う旨及び本補助事業の実施主体は実行委員会である旨を明記し、事業実施報告書における「4事業の実施効果」の記載について、実行委員会から広島市文化財団に提出された「事業終了報告書」に基づき具体的に記載するよう、広島市文化財団に指導した。<br/>その結果、補助金交付申請書及び事業実施報告書において、指導内容が反映されていることを確認した。<br/>また、本市は、実行委員会の事業計画書、収支予算書、資金収支計画書の内容を確認した上で広島市文化財団に対する補助金の交付決定を行うとともに、補助金の交付決定通知書に広島市文化財団が実行委員会に対し、実行委員会においても帳簿等を5年間保存しておくなければならない旨指導することを明記した。<br/>なお、実行委員会への支払について、令和3年度からは、民間からの補助金を活用するため広島</p> |



1千円（うち、本補助金の決算額は75,414千円）」という1つの勘定科目で表示されているが、この収支決算書の記載では、補助事業に係る経費について、単価、数量等が適正であったか、本補助金は有効に使われたのかという視点から検証することは不可能である。

今後は、本補助金に関する事業実施報告書、収支決算書においては、補助事業を実施したのは実行委員会であることを明記し、実行委員会から広島市文化財団に提出された「事業終了報告書」に記載された収支の詳細等についての内容を反映させ、具体的な事業の成果や事業費の説明等を記載するよう、担当課は広島市文化財団に対して指導し、補助金の額を確定する必要がある。

市文化財団を経由して交付する補助金以外は、本市から負担金として直接交付することとした。

ウ 帳簿等の整備について

広島市補助金等交付規則第11条により、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票の備え付けと5年間の保存が義務づけられており、これに従い、広島市文化財団は、実行委員会に対して2回行った補助金の支払に関する書類及び帳票を備え、平成30年度終了後、5年間保存する必要がある。

一方、広島市文化財団が実行委員会に交付した平成30年4月1日付けの補助金の交付決定に関する書類においては、証拠書類及び帳簿の保存期間に関する定めがない。

補助事業の経費の収支については、実行委員会が作成した会計帳簿に記録され、見積書・納品書・領収書等と併せて実行委員会が保管しているが、これらについても、広島市補助金等交付規則第11条の適用を受けるべきものであり、担当課又は広島市文化財団は実行委員会に対して、平成30年度終了後、5年間保存するよう指導する必要がある。

6 監査の意見及び対応の内容

(1) 補助金の概算払額の適正化について（広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助（補助金））  
（所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市文化財団文化事業部の管理運営事業等に対する補助金（以下「本補助金」という。）は、担当課から広島市文化財団に対して、毎月、概算払が行われ、年度末に精算額を決定し、翌年度5月末までに広島市文化財団が広島市に対して返納するという流れになっている。</p> <p>平成30年4月1日付けで担当課から広島市文化財団に交付された本補助金に係る「補助金交付決定通知書」には、月次の概算払額（以下「交付予定額」という。）が記載されているが、「なお、第2回目以降は、資金収支計画書を提出し、それに基づいて交付する。」旨が記載されていた。</p> <p>広島市文化財団が月次で作成し担当課に提出した「資金収支計画書」は、実際には当月に支出見込みがないにもかかわらず、前月までに概算払を受けた補助金の未執行額を全額当月に執行するという算定方法に基づいた支出見込額が計上されていた。これは、当月以降の補助金の概算払額を交付予定額どおりとするために、実態と乖離した支出見込額を記載したものである。</p> <p>担当課は、「資金収支計画」に基づいて、交付予定額どおりの補助金の概算払を行い、平成30年度においては、本補助金のうち文化事業部管理運営事業で、合計79,727千円の概算払の戻入が発生しており、概算払の金額算定が結果として相当ではなかったと認められる。本補助金の文化事業部管理運営事業については、平成30年度のみならず、平成28年度で24,158千円、平成29年度で35,720千円の概算払の戻入が生じており、資金管理、事務処理の効率性の観点から、問題がある。</p> <p>広島市文化財団が月次で提出する資金収支計画書は、担当課が補助金の執行状況を把握する唯一の重要な書類であるといえる。</p> <p>担当課は、広島市文化財団に対して、補助事業の進捗状況の実態を正しく反映し、より精度の高い支出見込額を記載した資金収支計画書を提出するよう指導し、概算払の金額が過大にならないように努めるべきである。</p> | <p>監査の意見を受けて、補助金の概算払の金額をより適正にするため、本市は広島市文化財団に対し、毎月提出する資金収支計画書の内容を前月までの補助事業の執行状況を反映させたものにするよう指導した。</p> <p>その結果、令和2年度の本補助金に係る戻入額は26,647千円で、その戻入額の決算額に対する割合は約5.9%となり、平成31年度の約18.9%、平成30年度の約18.5%と比較して改善が見られた。</p> <p>引き続き、広島市文化財団に対して必要な指導を行い、概算払の金額が過大にならないよう努める。</p> |

平成29年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（市民局及び経済観光局）

1 監査意見公表年月日

平成30年2月2日（広島市監査公表第2号）

2 包括外部監査人

福田 浩

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

令和5年2月24日（広経雇第55号）

4 監査のテーマ

文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について

5 監査の意見及び対応の内容

（広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホーム）合築施設における管理運営等について  
（所管課：市民局生涯学習課及び経済観光局雇用推進課）

| 監 査 の 意 見 | 対 応 の 内 容 |
|-----------|-----------|
|-----------|-----------|

同一の建物内において、広島市五日市公民館と広島市佐伯勤労青少年ホームは、それぞれの所管区域の諸室を受け持ち、独立して管理運営等を行っている事案が見受けられた。  
 広島市においては、同一の建物に設置されている広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホームを管理運営するに当たり、広島市五日市公民館の利用者数に比して広島市佐伯勤労青少年ホームの会員利用者数が少ないことを踏まえ、それぞれ独立して行われている所管施設の使用受付事務を一体的に行うなどして、経営管理事務の効率化、経費の節減を図るとともに、利用者の利便性を高める方策を検討されたい。

監査の意見を受けて、広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホームの管理事務の効率化等について検討を行ってきた中で、広島市佐伯勤労青少年ホームについては、「広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、そのあり方に係る検討も併せて進めてきたところ、本市に3館ある勤労青少年ホームの全てを令和4年3月31日をもって閉館した。  
 そして、監査の意見にあった広島市佐伯勤労青少年ホームであった施設については、令和4年4月1日以降、広島市五日市公民館の一部として一体的に管理している。

令和2年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表  
 (健康福祉局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
 令和3年2月4日(広島市監査公表第4号)
- 2 包括外部監査人  
 中川 和之
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
 令和5年2月8日(広障福第234号)、同年3月3日(広健保第505号)及び同月7日(広健保第508号)
- 4 監査のテーマ  
 扶助費に係る財務事務の執行について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

| 自動車の保有が否認されている生活保護受給者に対する指導(その1)<br>(所管課:健康福祉局保護自立支援課)                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                |
| <内容><br>自動車の処分指導に従う生活保護受給者が大部分である一方、自動車の保有について処分指導しているにもかかわらず、複数年にわたり従わないケースが散見される。現在は、生活保護法第27条に基づく文書指導は行っておらず、同条に基づかない口頭指導にとどまっているものが多い。<br><とるべき対応><br>指導の実効性を確保するため、生活保護法第27条に基づく口頭指導及び文書指導を行うようにすべきである。 | 監査の結果を受けて、令和3年2月の生活課長会議及び保護係長会議において、自動車の保有について福祉事務所の口頭指導等により具体的な処分方法を提示してもなお、自動車を保有し続ける被保護者については、当該被保護者の能力や健康状態等を鑑みたとしても、長期にわたり指導に従っていないものと判断される場合は、生活保護法第27条に基づく文書による指導指示を検討するよう周知を図った。 |

6 監査の意見及び対応の内容

| (1) 障害者福祉に係る支援事業(広島市障害福祉計画の評価)<br>(所管課:健康福祉局障害福祉部障害福祉課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <内容><br>障害者総合支援法第88条の2において、「市町村障害福祉計画」について、「市町村は定期的に(省略)調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、(省略)変更すること、又はその他の適切な措置を講ずるものとする。」と規定されている。また、国が示す「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」では、例として庁外組織である障害自立支援協議会と連携した評価方法が記載されているが、広島市では障害者施策推進協議会で計画進捗を調査審議する体制となっている。<br>しかしながら、広島市障害者施策推進協議会の開催状況は、平成31年度は開催実績がゼロとなっていることから、障害者総合支援法第88条の2にある評価の手続が完了していないと考えられる。<br>担当者へのヒアリングによれば、市が作成した障害福祉計画の評価についての意見聴取は、平成31年度は令和2年3月に開催予定として委員等の日程調整をしていたが、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、一堂に会しての協議会の開催を断念したところ、その際リモートや文書会議による開催は検討しなかったという趣旨の回答であった。<br><とるべき対応><br>市町村障害福祉計画の評価、更新及びその後の措置は扶助費の執行に少なからず影響を及ぼすものであり、コロナ禍であってもリモート会議等の方法で、「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」を参考にし | 市町村障害福祉計画・障害児福祉計画(以下「計画」という。)の評価は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」により、市町村が行うことになっているところ、毎年度、本市において計画の評価を行った上で、その結果について広島市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に報告している。<br>平成31年度については、本市において計画の評価は行ったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためリモート等も含めて協議会は開催しなかった。<br>しかし、令和2年度については、令和2年1月及び12月、令和3年3月に協議会を開催し、そのうち、令和2年12月の第2回協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催とした。<br>監査を意見を受けて、引き続き、状況に応じた協議会の開催手法を検討し、意見聴取に努める。 |

た上で、障害者施策推進協議会から意見を聴く場を設け、適切な評価が行われるよう努める必要があると考えられる。

(2) 障害者福祉に係る支援事業（自立支援医療（更生医療）における事後申請）  
（所管課：健康福祉局障害福祉部障害福祉課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;内容&gt;<br/>更生相談所によるマニュアルでは、新規手続において「心臓機能障害など、医療の緊急性が求められる場合は事後申請でも認めているが、それ以外の障害については計画的な医療が可能であることから、原則事後申請は認めていません。」と明記されており、例外事例が列挙されている。<br/>一方でこの新規手続と異なり更新手続においては、事後申請を認める例外事例の基準がないなか、自立支援医療の適用が途切れることがないよう実務の運用において事後申請を認めている事例が見受けられた。<br/>また、南福祉事務所における申請書のサンプルでは受付印が押印されていないものが1件あった。<br/>&lt;とるべき対応&gt;<br/>このため、新規手続と同様に更新手続においても、公平性の観点からマニュアル等で例外事例の基準を設けることが望ましい。<br/>申請書への受付印の押印について、当該申請書は継続して支給認定を受けたいとの意思を表明するものであり、その受理に当たっては適切に運用されることが望ましい。</p> | <p>自立支援医療（更生医療）の更新手続については、同医療の受給対象者がやむを得ない理由により有効期間の終期までに申請ができなかった場合において、更生相談所の判定により、病状の変化及び治療方針の変更がないことが確認できるときは、例外的に事後申請を認める運用を行っている。<br/>監査の意見を受けて、より適切な事務を執行するため、更新手続においても例外的に事後申請を認める場合の基準を令和4年2月16日付で事務手順書に明記した。<br/>また、申請書の受理について、適切に運用するよう南福祉事務所に対して指導した。<br/>今後とも、事務手順書等に基づき、適切な事務処理に努める。</p> |

(3) 障害者福祉に係る支援事業（広島市障害者施策推進協議会の運営体制）  
（所管課：健康福祉局障害福祉部障害福祉課）

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 対 応 の 内 容 |         |        |           |           |     |     |    |   |    |      |     |    |   |    |     |     |    |   |   |     |     |    |   |   |                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|--------|-----------|-----------|-----|-----|----|---|----|------|-----|----|---|----|-----|-----|----|---|---|-----|-----|----|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;内容&gt;<br/>広島市障害者施策推進協議会において委員名簿（任期：2年間 平成30年6月1日～令和2年5月31日）によれば、委員が23名選任されている。また、広島市障害者施策推進協議会の下位組織として、専門部会や運営会議の設置はされていない。<br/>他の自治体の障害者施策推進協議会の委員数は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>政令指定都市</th> <th>人口（百万人）</th> <th>委員数（人）</th> <th>下位部会</th> <th>部会兼務委員（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td>3.7</td> <td>24</td> <td>7</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>2.2</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>札幌市</td> <td>1.9</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>広島市</td> <td>1.1</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>他の自治体では部会の設置を行っているところもあり、委員23名の数を見ると人口の割に多いと考えられる。また、障害者施策推進協議会のみで同一の議題について協議・議論するよりも、専門部会で検討した結果を報告・協議することが、効果的及び効率的な協議会の運営になるのではないかと考えられる。<br/>市の回答としては、障害福祉サービスや地域生活支援事業等、障害児通所支援等について、障害当事者のニーズや地域の支援団体の状況等を踏まえた施策の計画的な推進や支援体制の整備を図るため、広島市障害者自立支援協議会を設置、開催しており、協議された広島市障害者計画等に基づく施策に関する進行管理や調査審議事項は、適宜、広島市障害者施策推進協議会にも報告の上、意見聴取や合議を受けているところであるとのことであった。<br/>また、障害者施策推進協議会と障害者自立支援協議会は別委員が就任しているが、その所属団体等の大半は同じ属性の機関となっているとのことである。<br/>&lt;とるべき対応&gt;<br/>広島市障害者自立支援協議会は、あくまで別委員により構成される広島市障害者施策推進協議会とは異なる組織であり、専門部会の役割とは別であると考えられる。必要に応じて障害者施策推進協議会に専門委員を追加して相当の知見・経験を有する者で検討を行う等の工夫を検討することが望ましいと考える。</p> | 政令指定都市    | 人口（百万人） | 委員数（人） | 下位部会      | 部会兼務委員（人） | 横浜市 | 3.7 | 24 | 7 | 12 | 名古屋市 | 2.2 | 20 | 1 | 10 | 札幌市 | 1.9 | 18 | 1 | 2 | 広島市 | 1.1 | 23 | 0 | 0 | <p>広島市障害者施策推進協議会では、様々な分野の専門家や障害当事者など多業種の機関・団体の構成員が組織横断的な議論を交わしながら各種施策の検討等を行っている。<br/>監査の意見を受けて、議題等に応じて専門委員の活用に努めていく。</p> |
| 政令指定都市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 人口（百万人）   | 委員数（人）  | 下位部会   | 部会兼務委員（人） |           |     |     |    |   |    |      |     |    |   |    |     |     |    |   |   |     |     |    |   |   |                                                                                                                          |
| 横浜市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 3.7       | 24      | 7      | 12        |           |     |     |    |   |    |      |     |    |   |    |     |     |    |   |   |     |     |    |   |   |                                                                                                                          |
| 名古屋市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2.2       | 20      | 1      | 10        |           |     |     |    |   |    |      |     |    |   |    |     |     |    |   |   |     |     |    |   |   |                                                                                                                          |
| 札幌市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1.9       | 18      | 1      | 2         |           |     |     |    |   |    |      |     |    |   |    |     |     |    |   |   |     |     |    |   |   |                                                                                                                          |
| 広島市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1.1       | 23      | 0      | 0         |           |     |     |    |   |    |      |     |    |   |    |     |     |    |   |   |     |     |    |   |   |                                                                                                                          |

(4) 障害者福祉に係る支援事業（障害福祉等に関するアンケート調査結果）  
（所管課：健康福祉局障害福祉部障害福祉課）

| 監 査 の 意 見                                                 | 対 応 の 内 容                                        |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <p>&lt;内容&gt;<br/>平成29年にアンケートが実施され、「障害福祉等に関するアンケート調査結</p> | <p>平成29年に実施した「障害者福祉に関するアンケート調査」に基づく障害福祉サービスに</p> |

果」にあるとおり、第5期広島市障害福祉計画の策定の基礎として、障害福祉サービスに対するニーズ等を把握することが目的で行われたものである。

調査の規模としても5,600通を発送して、2,916通の回答を得ており、その内容はアンケート調査結果報告書【概要版】として取りまとめられ、結論部分では、今後の取組や検討の必要性が簡便的に記載されるとともに、計画策定時の意見聴取を行う広島市障害者施策推進協議会に提出されている。ところが、障害福祉計画には障害福祉サービス等の量の見込みは記載されているが、実績値等を考慮したものはあるものの、アンケート調査結果を踏まえたものにはなっていないとみられる。

市の回答としては、一時点の対象者抽出による調査結果のみでは、偏った目標数値となる可能性があることから、障害福祉サービス見込量には直接反映させてはいたくないとのことであった。

＜とるべき対応＞

国は、平成26年度に「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」を策定し、地方自治体による障害福祉計画策定において障害者等のニーズを把握した状況をサービス見込量の推計に反映するための例を示しているが、その具体的な対応は各自治体に委ねられているとともに、調査結果を反映する方法も、自治体により違いがある状況となっている。

このため、国は同マニュアルを令和2年に改訂し、サービス見込量の推計に当たり調査結果を具体的に反映するための手順例を示し、障害者等のニーズに応じた推計を行うよう各自治体に求めているところである

こうした国の動きを踏まえ、市民ニーズに応じたより効果的な施策を展開するために、サービス見込量の推計が行えるようなアンケート調査の実施方法や分析方法などを検討することが望ましい。

対するニーズ等については、「広島市障害者計画〔2018-2023〕」や第5期広島市障害福祉計画・第1期広島市障害児福祉計画の策定に際して参考としている。

監査の意見を受けて、できるだけ精緻な障害福祉サービス量の見込みが立てられるよう、アンケート調査については令和4年度に実施内容・方法等を検討した上で実施し、その結果を令和5年度の障害福祉計画・障害児福祉計画の改定に反映させることとしている。

(5) 生活保護法第29条の規定に基づく資産調査の未回収  
(所管課：健康福祉局保護自立支援課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 対 応 の 内 容                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜内容＞<br/>「関係先調査伺い（に代わる書類を含む：押印あり）」について、生命保険会社及び金融機関からの回答について、数か月経過していても未回収であるものが存在した。</p> <p>「関係先調査伺い」により行った資産調査の回答を、生命保険会社及び金融機関から回収する手続は、資産調査としては重要な手続であり、網羅性の観点から送付先からは適時に全てを回収することが望ましい。しかし、民間企業の回答義務や法的強制力がないため、全件回収は困難であることも理解できる。この点、担当者の違いにより、金融機関への確認状況が異なる。民間企業には回答義務や法的強制力がないとしても、未回収のまま放置せず回答できるか否かの確認程度は行い、その結果を記録に残しておくことがより適切である。</p> <p>＜とるべき対応＞<br/>期間の基準を設けるなどし、未回収先に回答の再依頼や回答できるか否かの確認程度は実施し、その結果を記録しておくべきである。</p> | <p>監査の意見を受けて、令和3年2月の生活課長会議及び保護係長会議において、生活保護法第29条に基づく資産調査の回答に未回収のものがある場合は、調査先に対し回答の再依頼や回答の可否についての確認を行い、回答が未回収となった経緯をケース記録に記載するなど、適切に対応するよう周知を図った。</p> |

(6) 自動車の保有状況の記載漏れ  
(所管課：健康福祉局保護自立支援課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                           | 対 応 の 内 容                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜内容＞<br/>当資料を試査した結果、自動車の処分指導に従わず保有を継続している被保護世帯について、当資料への令和元年度分の記載が漏れているものが存在した。</p> <p>＜とるべき対応＞<br/>当資料は、外部報告のための資料ではなく、記載が漏れているからといって何らかの法規に反するものではないが、内部管理に関する資料として重要なものであるため、適切な記載が求められる。</p> | <p>監査の意見を受けて、令和3年2月の生活課長会議及び保護係長会議において、自動車の保有状況に係る資料に、前年度登録されている自動車に漏れないか、登録されていない場合は処分等の異動があるかを確認し、適切な資料を作成するよう周知を図った。</p> |

(7) ケース記録票記載について  
(所管課：健康福祉局保護自立支援課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                | 対 応 の 内 容                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜内容＞<br/>ケース記録表が承認後に修正や更新がなされる場合は、改ざん防止の観点から基本的に二重線が引かれて訂正印を押印するという運用を行っている。</p> <p>しかしながら、サンプルの中には、訂正印が押印されていないもの、修正液やテープによる修正で訂正印が押印されていないものが散見された。また、別紙に印字したものを切り貼りする場合に、一部に割印がされていないものが存在した。さ</p> | <p>監査の意見を受けて、令和3年2月及び5月の生活課長会議及び保護係長会議において、本市の「文書事務の手引」に従って、文書を修正する方法については、別紙の貼付けや二重線により訂正する際には訂正印を押印するなど、適切に対応するよう周知を図った。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>らに、修正液を使用しているが訂正印がない記録や一部に鉛筆書き（保護台帳も鉛筆書き散見）で記載されている書面があった。</p> <p>現在は、ケース記録票に二重線を引いた上で手書きをする、パソコンでタイプしたものを印字、別紙を切り取って貼付けをするなどして修正や更新をしている。貼り付け、二重線による修正、修正液を使用する場合は、訂正印の押印を徹底されることが望ましい。また、改ざん防止の観点から、鉛筆ではなくボールペンを利用するべきであると考えられる。</p> <p>＜とるべき対応＞<br/>ケース記録票など重要な行政書類については、全職員に対し適切な修正方法の周知及び指導を徹底する。</p> |                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(8) 生活保護申請書、収入申告書及び資産申告書の日付<br/>(所管課：健康福祉局保護自立支援課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                      |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                            |
| <p>＜内容＞<br/>生活保護申請書、収入申告書及び資産申告書の日付が未記載で受付印のみ押印（日付あり）されているものが散見される。</p> <p>生活保護申請書について、日付のある受付印だけでも生活保護の開始日は明確であるが、生活保護申請書等の日付は、これらの書類を作成した日付を明確にすることができるので、記載の指導を徹底するべきである。</p> <p>＜とるべき対応＞<br/>申請者又は生活保護受給者が、生活保護申請書、収入申告書及び資産申告書の日付を記載するように、現場職員に指導を実施する。</p>                                              | <p>監査の意見をを受けて、令和3年2月及び5月の生活課長会議及び保護係長会議において、申請者等による日付の記載を徹底させるよう周知を図った。</p>                                                                                                                          |
| <p>(9) 生活保護法第29条の規定に基づく資産調査の修正<br/>(所管課：健康福祉局保護自立支援課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                      |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                            |
| <p>＜内容＞<br/>生活保護法第29条の規定に基づく関係先調査伺い調査について、回答に修正テープが貼られ、割印がないものがあった。</p> <p>担当者によると金融機関が修正テープを使用しているとのことであり、誰がどのような修正を加えたか不明となっており、修正事項は明確にすべきであると考えられる。さらに、金融機関が修正テープで修正しているならば再発送手続をすべきであると考えられる。</p> <p>＜とるべき対応＞<br/>金融機関の回答に義務や法的拘束力がないため、再発送が難しいならば、電話などで事実確認の上、当該事実について記録し、責任の所在を明確にしておくべきである。</p>       | <p>監査の意見をを受けて、令和3年2月の生活課長会議及び保護係長会議において、生活保護法第29条に基づく資産調査の回答に金融機関等による修正テープでの内容の訂正がある場合は、当該金融機関等へ事実確認を行った上で、ケース記録に当該事実の結果を記載するなど、適切に対応するよう周知を図った。</p>                                                 |
| <p>(10) 相談・面接票の配布資料チェック欄の利用<br/>(所管課：健康福祉局保護自立支援課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                      |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                            |
| <p>＜内容＞<br/>申請意思のあるものに対し各種書類を配布しているにもかかわらず、配付書類にチェックのないものがある。適切に配布資料を把握するためにもチェックリストの徹底した記録が求められる。</p> <p>＜とるべき対応＞<br/>ケースワーカーに、相談・面接票の配布資料チェック欄の利用指導を徹底する。</p>                                                                                                                                               | <p>監査の意見をを受けて、令和3年2月及び5月の生活課長会議及び保護係長会議において、申請意思のある者に対して各種書類を交付した場合は、相談・面接票の交付資料チェック欄に必ずチェックを入れるよう周知を図った。</p>                                                                                        |
| <p>(11) 自動車の保有が否認されている生活保護受給者に対する指導（その2）<br/>(所管課：健康福祉局保護自立支援課)</p>                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                      |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                            |
| <p>＜内容＞<br/>生活保護受給者について、自動車の保有が認められなかったために知人に売却したが、売却価格の妥当性が検証されておらず、サンプルの中には5千円で売却されたため収入認定されていないものも見られた。</p> <p>＜とるべき対応＞<br/>生活保護受給者に対しては、自動車の売却時に買取り業者に見積りを取ることを指導すること及びインターネット上での販売価格等を調査することによって販売価格の妥当性を検証した上で、記録を残すべきであると考えられる。</p>                                                                    | <p>監査の意見をを受けて、令和3年2月の生活課長会議及び保護係長会議において、被保護者に対して自動車の売却時に買取業者から見積りを取るよう指導すること及び各区生活課においてインターネット上での販売価格等を調査することにより、売却額の妥当性を検証した上で収入認定を検討し、ケース記録に検討結果を記載するよう周知を図った。あわせて、本市が平成19年4月に作成した「自動車処分マニュアル」</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | について、売却価格の具体的な検証手順を追加するなどの改訂を行い、令和4年3月から運用している。                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(12) スマートフォン等タブレット端末の導入<br/>(所管課：健康福祉局保護自立支援課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>&lt;内容&gt;<br/>個人情報漏洩防止の観点から、ケースワーカーが家庭訪問する際に、生活保護帳簿から必要箇所をメモ書きした上で、訪問を行っている。膨大な情報から一部のみをピックアップして行われるコミュニケーションは非効率であり、メモ書きの紛失も生じると考えられる。担当者によれば訪問調査の際に、挙証資料の取得や緊急時の連絡などにスマートフォンの需要があるものの、公用のスマートフォンは配備されていないとのことである。</p> <p>&lt;とるべき対応&gt;<br/>職員の位置情報の把握、情報の漏洩防止という安全性の観点及び業務の効率化の観点から、調査訪問の際には、公用のスマートフォンやタブレット端末の利用を検討することが望ましい。</p> |  | <p>国は、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進している。このうち生活保護業務については、令和4年度に標準仕様を定め、令和7年度中の標準システムへの移行を目指している。</p> <p>この標準仕様には、タブレット端末等を活用するシステムも組み込まれる予定であることから、標準システムへの移行作業において、タブレット端末等の導入についても併せて検討していくこととしている。</p> |
| <p>(13) ケース診断会議議事録の起案日<br/>(所管課：健康福祉局保護自立支援課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>&lt;内容&gt;<br/>ケース診断会議議事録の起案日、会議日、決裁日等、日付が空欄のものが散見された。</p> <p>また、ケース診断会議の開催日より議事録の作成日が前となっているものも散見された。</p> <p>&lt;とるべき対応&gt;<br/>ケース診断会議は市としての判断を決定する際に開催される重要な会議であり、日付は正確に記録すべきである。また、ケース診断会議の議事録は会議後に判断の正当性を検証する必要がある際の資料となるものであり、日付の記入については正確性を確保すべきである。</p>                                                                         |  | <p>監査の意見を受けて、ケース診断会議の議事録について、決裁日を記載するように様式を変更した上で、令和3年2月の生活課長会議及び保護係長会議において、変更後の様式を使用し、日付は必ず記載することについて周知を図った。</p>                                                                                                                                |
| <p>(14) 生活保護法第63条の返還を求める可能性がある場合の通知<br/>(所管課：健康福祉局保護自立支援課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>&lt;内容&gt;<br/>広島市においては、国が文書による通知をすべきとしている場合以外に、文書で通知すべき場合を追加する運用をしているが、監査を実施したところ、これらの場合以外でも年金を遡及して数十万円受領した結果、返還義務の認識が不十分なためか、返還をする前に費消してしまい、一括返還ができなくなり、分割納付となっている事例が散見された。</p> <p>&lt;とるべき対応&gt;<br/>事前に文書を被保護者に示していれば、返還義務を強く意識づけることができ、費消されなかった場合、一括返還が可能になることから、文書により通知すべき場合の対象範囲を更に拡大することについて検討すべきであると考え。</p>                    |  | <p>監査の意見を受けて、令和3年2月の生活課長会議及び保護係長会議において、被保護者に対して文書による指導指示を行う場合に「年金を受給することが確実な場合」を追加することについて説明した上で、その解釈を「一括返還が困難となる可能性が高いおおむね6か月以上遡及して年金を受給することが確実な場合」とし、同年11月に各区の生活課長及び保護担当課長に対し通知した。</p>                                                         |
| <p>令和3年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表<br/>(水道局)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>1 監査意見公表年月日<br/>令和4年1月27日（広島市監査公表第2号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>2 包括外部監査人<br/>中川 和之</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>3 監査意見に対する対応結果通知年月日<br/>令和5年3月1日（広水財第127号）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>4 監査のテーマ<br/>水道事業に関する経営管理について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |

5 監査の意見及び対応の内容

| (1) 決算報告書等の決裁について<br>(所管課：水道局財務課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |           |     |     |        |           |           |       |           |           |       |           |           |                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----|-----|--------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           | 対 応 の 内 容 |     |     |        |           |           |       |           |           |       |           |           |                                                                                                                                                                                     |
| <p>現状（問題点）<br/>広島市水道局会計規程第112条に、「財務課長は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、証拠書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。」とあるが、令和2年度の決算報告書等の決裁日は令和3年5月28日であり、決裁に遅れが生じている。</p> <p>監査人の意見<br/>広島市水道局会計規程第112条に、決算報告書等の提出について以下のとおり規定されている。<br/>第112条 財務課長は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、証拠書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 決算報告書<br/>(2) 損益計算書<br/>(3) 貸借対照表<br/>(4) 剰余金計算書又は欠損金計算書<br/>(5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書<br/>(6) 事業報告書<br/>(7) キャッシュ・フロー計算書<br/>(8) 収益費用明細書<br/>(9) 固定資産明細書<br/>(10) 企業債明細書<br/>(11) 継続費精算報告書<br/>(12) 基金運用状況調査書</p> <p>したがって、令和2年度の決算報告書等は令和3年5月20日までに決裁を受けなければならない。しかしながら、令和2年度の決算報告書等の決裁日を確認したところ、決算報告書等の決裁日は令和3年5月28日であり、決裁に遅れが生じていた。</p> <p>この点、平成30年度及び令和元年度の決裁日は5月20日であり期日内に決裁されているが、平成30年度、令和元年度及び令和2年度全ての広島市水道事業決算報告書等の提出についての起案書の起案日が決裁期限の5月20日である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 35%;">起案日</th> <th style="width: 50%;">決裁日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>令和元年5月20日</td> <td>令和元年5月20日</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年5月20日</td> <td>令和2年5月20日</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和3年5月20日</td> <td>令和3年5月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>広島市水道事業決算報告書等の提出について、以下の理由等から起案日から決裁まで余裕をもてる対応が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決裁の過程で何らかの誤謬や不備が判明した場合にそれらの対応に時間がかかる。</li> <li>・ 決裁権限者が決裁期日に不在である可能性がある。</li> </ul> |           | 年度        | 起案日 | 決裁日 | 平成30年度 | 令和元年5月20日 | 令和元年5月20日 | 令和元年度 | 令和2年5月20日 | 令和2年5月20日 | 令和2年度 | 令和3年5月20日 | 令和3年5月28日 | <p>監査の意見を受けて、決裁の過程で誤謬・不備が判明した場合や決裁権限者が不在である場合に対応できるようにするため、令和4年3月に市長への提出期限のみ定めるよう広島市水道局会計規程を改正した。</p> <p>令和3年度決算報告書等については、この改正後の規程により、令和4年5月20日に起案し、同月31日に管理者の決裁を受け、同日に市長に提出した。</p> |
| 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 起案日       | 決裁日       |     |     |        |           |           |       |           |           |       |           |           |                                                                                                                                                                                     |
| 平成30年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 令和元年5月20日 | 令和元年5月20日 |     |     |        |           |           |       |           |           |       |           |           |                                                                                                                                                                                     |
| 令和元年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和2年5月20日 | 令和2年5月20日 |     |     |        |           |           |       |           |           |       |           |           |                                                                                                                                                                                     |
| 令和2年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和3年5月20日 | 令和3年5月28日 |     |     |        |           |           |       |           |           |       |           |           |                                                                                                                                                                                     |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) 「広島市水道ビジョン」のフォローアップについて<br>(所管課：水道局財務課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>現状（問題点）<br/>現行の「広島市水道ビジョン」は平成30年2月に改定され、向こう10年間（平成39年度）までの事業運営の指針を定めている。「広島市水道ビジョン」ではまず基本理念を掲げ、その理念に沿って施策目標が定められ、施策目標達成のために主要事業を定め、主要事業遂行のための具体的な取組が示されている。</p> <p>「具体的な取組」はいずれも水道事業にとって今後の事業継続・発展に欠かせない必要な施策であると認められ、途切れることなく取組まなければならないものである。そのため「広島市水道ビジョン」で明らかにした取組の全てについて水道事業に関わる関係者に報告する必要があると考えられる。具体的には取組実施の有無、取組実施済であればその達成の状況、未達成であればその原因及び進捗状況、達成時期の見通し等についてである。これらの取組について一部中期経営計画や広島市水道局ホームページなどで周知をしているものの、一定様式に沿った一覧形式で水道事業関係者が確認できるものが見当たらない。</p> <p>詳細情報<br/>「広島市水道ビジョン」作成の際の指針の一つである厚生労働省『「水道事業ビジョン」作成の手引き』の、6作成要領、6.5検討の進め方とフォローアップ、(4) フォローアップでは、「水道事業者等は、水道事業ビジョンに掲げる実現方策等を着実に推進する体制の構築に努める。また、目標の達成状況、実現方策の実施状況について、定期的に評価し、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて改定することが望ましい。」と記載されている。</p> <p>厚生労働省『「水道事業ビジョン」作成の手引き』にもあるとおり、具体的な取組を公表したのであれば、一定期間経過後にその達成状況、未達成であればその理由（原因分析）と進捗状況、達成の見通しについて水道料金を負担する水道利用者へ報告・説明するべきである。この点を水道利用者（あるいは市議会）に報告・説明しなければ毎回毎年同じ施策や取組の記載の繰り返しに終始し、取組の進捗がないと受</p> |  | <p>「広島市水道ビジョン」の実行計画である中期経営計画の実績等の報告については、これまで水道局ホームページにおいて、毎年度、主要施策の取組状況、経営の効率化の進捗、財政収支計画の計画と実績の比較及び目標管理の達成状況を一定様式に沿って掲載している。さらに、計画期間の終了後には、4か年を総括した詳細な実績報告を行っている。</p> <p>また、令和4年2月に策定した中期経営計画（令和4年度～令和7年度）では、水道の安全性・安定性を確保するための取組である主要施策などについて、具体的かつ</p> |

けとめられるのではないかと危惧される。

他の自治体を見ると、中期経営計画の中で、過去に掲げた施策について一つ一つ具体的な実績数値を示してその達成状況を説明している例がある（福岡市など）。また、未達成となった場合は、その原因を記述し、進捗状況も数字を用いて説明し、さらに今後の達成が見込まれる時期も明示している。

監査人の意見

当然各施策（具体的な取組）には重要度や優先度が中期経営計画期間や年度によっても異なるので、全てについて詳細に説明することは難しいとしても、例えば重要施策や重要な取組については中期経営計画を公表することに、その他の取組についても一定期間ごとに具体的かつ分かりやすい報告が必要であると考える。

この点について広島市水道局は、「広島市水道ビジョン」の実行計画である中期経営計画では、「広島市水道ビジョン」の五つの施策目標に対し、特に注力していくものや計画的に取り組んでいく必要がある事業について、目標管理の項目として10項目を設定し、その達成状況や未達成の原因等について、中期経営計画やホームページへ掲載を行っていることから、「広島市水道ビジョン」の一定のフォローアップはなされていると考えているとのことである。

確かに中期経営計画や水道局ホームページ、パンフレットにより水道局の施策の実施状況について触れ、報告は行われている。しかし、中期経営計画では目標値に対する実績値と未達成の場合の原因の記載が具体性に欠け、状況を詳細に把握しにくいのではないかとと思われる。一定の様式で各取組について一覽でき、詳細にその状況を把握できる報告を行うことが水道利用者をはじめ、各関係者の水道事業に対する理解に資すると考える。

分かりやすい記載となるよう見直しを行った。

今後とも、本市水道事業に対する理解を深めていただけるよう、中期経営計画及び毎年度の実績等の報告を通じて、「広島市水道ビジョン」に掲げた目標の進捗・達成状況の情報発信に取り組む。

(3) 寄贈品の資産計上について  
(所管課：水道局財務課)

| 監 査 の 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>現状（会計処理、問題点）<br/>寄贈品の管理状況について質問したところ、寄贈品の管理表は作成されていないとのことであった。固定資産台帳及び備品台帳を調査した結果、固定資産台帳には寄贈品は計上されておらず、備品台帳に絵画10件、冷暖房機1件、物置3件、花瓶1件が計上されていることが確認されたが、寄贈を受けた際の財務課への文書の報告、保存の手続が不明瞭であった。</p> <p>監査人の意見<br/>広島市水道局固定資産規程には、資産の取得に際して、以下のように規定されている。</p> <p>（取得前の処置）<br/>第9条 各課長は、固定資産を買い入れ、交換し、譲り受け、又は寄附その他により取得しようとするときは、当該固定資産について必要な調査を行ない、権利の設定又は特殊の義務の負担があるときは、その消滅その他必要な処置を講じ、支障なく取得の目的に供し得るようにしなければならない。</p> <p>（取得の手続）<br/>第10条 各課長は、固定資産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、決裁を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得しようとする理由</li> <li>用途又はその利用計画</li> <li>種類及びその明細</li> <li>相手方の住所、氏名及び所在地</li> <li>予定価額又は見積価額</li> <li>支出科目</li> </ol> <p>寄贈品については、寄贈者からの金額の聞き取りなどが出来ず、適切な会計処理のために、価格の見積が発生することも想定される。資産受贈時に適切な処理がされたことを記録しておくためにも、固定資産の取得に準じて文書の作成を行い、決裁を受け、文書が保存されるように、資産受贈時の手続を職員に周知徹底することが望ましい。</p> | <p>現在、水道局が備品として整理している寄贈品は、主に五日市町合併の際に引き継いだものであるが、一部の寄贈品については、寄贈を受けた際に評価することなく備品として整理していた。</p> <p>監査の意見を受けて、今後、寄贈を受けた際には、必要な調査等を行った上で、資産計上するときは広島市水道局固定資産規程等に則った手続を行うよう令和4年3月に職員に対して改めて周知を図った。</p> |

~~~~~

広島市監査公表第7号  
令和5年3月10日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男

同 山 内 正 晃

監査の結果（指摘事項）に対する措置の内容の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該措置の内容を別紙のとおり公表する。

（別紙）

令和3年度監査の結果に対する措置の内容の公表  
（企画総務局）



- 1 監査結果公表年月日  
令和3年6月8日（広島市監査公表第8号）
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
令和5年3月3日（広企区第91号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

バーコード付き郵便物に係る特別料金の適用を受けることの徹底について （所管課：企画総務局区政課）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>郵便物の発送に当たり、所定のバーコードが付された郵便区内特別郵便物を利用者が一定数以上同時に差し出す場合は、一定額が割り引かれた特別料金が適用されるサービスがある。</p> <p>この特別料金の適用については、本市では平成29年5月に庁内において、その適用の可否の確認や適用を受けるための料金後納郵便物差出票における記載欄の設定など、郵便物発送事務において郵便料金の割引を確実に受けるための注意喚起がなされている。</p> <p>しかしながら、一部の区役所では、個人番号カード交付通知書を一定数以上同時に郵送する場合において、料金後納郵便物差出票の様式の不備等のため最も安価な特別料金の適用を受けることができなかった事例が見受けられた。</p> <p>については、一定数以上の郵便物の発送を伴う個人番号カード交付事務を総括する企画総務局総務課は、当該事務を行う各区役所の課に対し、郵便物発送に係る割引サービスの利用の徹底を図るとともに、当該事務を行う区役所の課においては、同様の郵便物発送事務を行う当該区役所の他の課と連携しながら、関係機関と協議して料金後納郵便物差出票の様式の改善を図るなど、再発防止に努められた。</p> <p>さらに、このような一定数以上の郵便物の発送事務は他の局でもあり得ることから、文書の発送事務を総括・調整する部局において、全庁各課に対し郵便物発送に係る割引サービスの内容について改めて周知徹底を図られたい。</p>	<p>監査の実施を受け、企画総務局総務課（以下「総務課」という。なお、個人番号カード交付等の社会保障・税番号制度の総括事務は令和4年度から同局区政課が所掌している。）から各区市民課及び出張所に対し、速やかにその概要を周知し、注意喚起を行うとともに、監査対象となっていない出張所についても、同様の事案が発生していないことを確認した。</p> <p>今後の事務処理誤りを防止するための対策として、郵便物を発送する際に使用する料金後納郵便物差出票の様式について郵便局と協議して、バーコード割引欄及び確認者欄を設けて改善を図るとともに、複数の職員で確認するようチェック体制を整備した。また、内部統制におけるリスクとして認識し、リスク等一覧表に追加することにより組織として引き継ぐことができるようにするとともに、適正に事務が行われているか毎年度点検を行うこととした。</p> <p>そして、これらのことを区政調整課長会議及び市民課長会議において説明し、適正な事務処理が行われるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、文書の発送事務を統括・調整する総務課として全庁各課に対し、郵便物の発送事務における注意事項等について令和3年5月に通知するとともに、同年6月に開催された全庁連絡調整会議において説明を行い、再発防止の徹底を図った。さらに、令和4年3月に全庁各課へ発出した文書集配業務に係る通知においても上記注意事項等を添付した。</p> <p>平成29年に同様の監査指摘がなされていたにもかかわらず、今回、同様の事務処理誤りが発生したことは、職員への継続的な周知が行われていなかったためであることから、今後も毎年、年度末に発出される同通知に注意事項等を添付することを継続して職員へ周知を図り、再発防止に努めていくこととする。</p>

（別紙）

令和3年度監査の結果に対する措置の内容の公表  
（健康福祉局）

- 1 監査結果公表年月日  
令和3年6月8日（広島市監査公表第9号）
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
令和5年3月3日（広保年第414号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

バーコード付き郵便物に係る特別料金の適用を受けることの徹底について （所管課：健康福祉局保健部保険年金課）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>郵便物の発送に当たり、所定のバーコードが付された郵便区内特別郵便物を利用者が一定数以上同時に差し出す場合は、一定額が割り引かれた特別料金が適用されるサービスがある。</p> <p>この特別料金の適用については、本市では平成29年5月に庁内において、その適用の可否の確認や適用を受けるための料金後納郵便物差出票における記載欄の設定など、郵便物発送事務において郵便料金の割引を確実に受けるための注意喚起がなされている。</p> <p>しかしながら、一部の区役所では、国民健康保険証や国民健康保険料納入通知書などを一定数以上同時に郵送する場合において、料金後納郵便物差出票の様式の不備等のため最も安価な特別料金の適用を受けることができなかった事例が見受けられた。</p>	<p>監査の実施を受け、健康福祉局保健部保険年金課から各区保険年金課、地域支えあい課及び福祉課（以下「各区保険年金課等」という。）に対し、本件事案の概要、郵便物を発送する際の注意点等について通知を発出するとともに、各区保険年金課等の課長会議等においても説明を行い、職員への注意喚起を図った。</p> <p>今後の事務処理誤りを防止するための対策として、郵便物を発送する際に使用する料金後納郵便物差出票の様式について郵便局と協議して、バーコード割引欄及び確認者欄を設けて改善を図るとともに、複数の職員で確認するようチェック体制を整備した。また、マニュアルを整備することにより、職員が事務処理のポイントを理解し、かつ、組織として引継ぐことができるようにするとともに、適正に事務が行われているか毎年度点検を行うことと</p>

については、一定数以上の郵便物の発送を伴う国民健康保険事務等を総括する健康福祉局保健部保険年金課は、当該事務を行う各区役所の課に対し、郵便物発送に係る割引サービスの利用の徹底を図るとともに、当該事務を行う各区役所の課においては、同様の郵便物発送事務を行う当該区役所の他の課と連携しながら、関係機関と協議して料金後納郵便物差出票の様式の改善を図るなど、再発防止に努められたい。

した。  
平成 29 年に同様の監査指摘がなされていたにもかかわらず、今回、同様の事務処理誤りが発生したことは、職員への継続的な周知が行われていなかったためであることから、今後も、事務処理の実態に応じてマニュアルの更新等を適宜行うとともに、定期的に各区保険年金課等に対して注意喚起を行い、職員へ周知を図ることで再発防止に努めていくこととする。

広島市監査公表第 8 号  
令和 5 年 3 月 28 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男

同 山内正晃

監査の結果（指摘事項）に対する措置の内容の公表について

地方自治法第 199 条第 14 条の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該措置の内容を別紙のとおり公表する。

(別紙)

令和 4 年度監査の結果に対する措置の内容の公表  
(消 防 局)

- 1 監査結果公表年月日  
令和 4 年 5 月 31 日（広島市監査公表第 22 号）
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
令和 5 年 3 月 22 日（広消消第 69 号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

広島市消防団員共済会における体育行事助成金の給付及び精算事務について  
(所管課：消防局消防団室)

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>市は、市消防団員（以下「団員」という。）の相互扶助と福利の増進並びに消防団の事業に対する助成を図ることを目的として設立された市消防団員共済会（以下「共済会」という。）が実施する事業について、毎年度補助金を交付している。</p> <p>この共済会が実施する事業の一つに、各消防団が健康増進のための行事を実施したときに、その消防団に共済会が助成金を支給するという体育行事助成事業（以下「本件助成事業」という。）がある。</p> <p>本件助成事業については、助成金の算定の基礎が参加団員数となっているにもかかわらず、体育行事に参加していない団員のためにも参加賞が購入されるなどして、当該消防団の総団員数を参加団員数として助成金が精算されていた事例が見受けられ、これにより、市の補助金の交付に適正さを欠く結果となっていた。</p> <p>これは、本件助成事業の趣旨が各消防団に十分に理解されておらず、共済会における申請・精算の審査も形式的であったことなどに加え、補助金が適正に使われているか市においても確認されていなかったことによるものであると認められる。</p> <p>については、市において、補助金が適正に使われているか改めて確認し、その結果必要な措置を講ずるとともに、今後このようなことのないよう、共済会に対し体育行事助成金の適正な支給について指導されたい。</p>	<p>監査の実施を受け、各消防署警防課の担当者会議や各消防団の分団長以上会議で本件助成事業の趣旨について改めて周知徹底するとともに、体育行事終了後に参加者名簿及び領収書を添付した上で精算させることを共済会に対して指導した。</p> <p>また、体育行事に参加していない団員も算定の基礎として支給された助成金のうち不適正と認められるものについて、令和 4 年 9 月に本市の補助金相当額を共済会から返還させた。</p> <p>なお、令和 4 年度は、本件助成事業が実施されず、令和 5 年度以降は、共済会から本市への本件助成事業に係る補助金の交付申請はされないこととなった。</p>

広島市監査公表第 9 号  
令和 5 年 3 月 28 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男

同 山内正晃

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表について

広島市長、広島市水道事業管理者及び広島市教育委員会から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

令和 2 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(健康福祉局)

- 1 監査意見公表年月日

- 令和3年2月4日（広島市監査公表第4号）
- 2 包括外部監査人  
中川 和之
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和5年3月22日（広障自第580号）
- 4 監査のテーマ  
扶助費に係る財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 障害支援区分認定等審査会に係るマニュアルの修正・整備 (所管課：健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)													
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容												
<p>&lt;内容&gt; 「障害支援区分認定・支給決定事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の基本事項において、障害支援区分認定等審査会における審査判定に出席する委員数は「概ね5人」と明記されており、国の規定でも、合議体の委員数は、5人を標準として市町村が定めるものとするとの記載がなされている。</p> <p>一方で、マニュアルの別項目においては委員数について「5人」と記載され、先の「概ね5人」としている基本事項との整合性が取れていない。</p> <p>往査した中福祉事務所及び安佐南福祉事務所において5名未満で開催された実績のある障害支援区分認定等審査会は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査判定会議</th> <th>参加委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中区</td> <td>令和元年7月18日</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>安佐南区</td> <td>令和元年7月18日</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>安佐南区</td> <td>令和元年8月22日</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表のように委員がやむを得ず審査判定を欠席するなどにより5名未満で開催される場合もある。</p> <p>また、「障害支援区分認定・支給決定事務処理マニュアル」においては、障害支援区分認定等審査会における審査対象者が利用している施設等に属する者が審査会の委員として出席している場合は、当該対象者の審査判定に限って、当該委員は判定に加わることができないこととなっている。</p> <p>議事録のなかには、当該対象者の利用している施設等に属する者が審査判定に参加していないことが明記されておらず、この運用が適切にされているかが不明となっている。</p> <p>市の回答によれば、審査委員にとって利害関係のある障害者の審査案件は事前に他の福祉事務所に送付しているとのことである。やむを得ない事情により他の福祉事務所へ送付できなかった場合には、当該審査案件のみ審査を外れてもらうことになるとのことであった。</p> <p>&lt;とるべき対応&gt; 障害支援区分認定等審査会における審査判定に出席する委員数については、マニュアルの「5人」の記載との不一致を解消し、さらにマニュアル内での整合性を確認のうえ、マニュアルの修正を行うことが望ましい。</p> <p>また、審査委員にとって利害関係のある障害者の審査案件について、やむを得ない事情により他の福祉事務所へ送付できなかった場合には、審査委員が当該審査案件について審査に参加していないことを議事録に明記し、審査の公正が担保されていることを記録しておく必要がある。さらにこの場合の議事録への明記を手続としてマニュアルに記載すべきと考える。</p>		審査判定会議	参加委員数	中区	令和元年7月18日	4人	安佐南区	令和元年7月18日	3人	安佐南区	令和元年8月22日	4人	<p>監査の意見を受けて、障害支援区分認定等審査会における審査判定に出席する委員数について、マニュアル内の整合性が取れるようマニュアルの記載を「合議体を構成する委員の定数は、5人を標準とする。」「合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と修正した。</p> <p>また、審査委員のうち利害関係のある障害者の審査案件について、当該委員の有無及びやむを得ず当該利害関係者の参加がある場合は、該当案件の審査に参加していないことの記載を議事録へ明記するようマニュアルを修正した。</p> <p>マニュアルの修正について、令和3年2月26日付けで各区に文章で通知した後、同年3月16日に開催した本庁と各区との連絡会議において周知を図り、適正な事務処理に努めるよう注意喚起を行った。その後、マニュアルの一部を再度修正し、令和5年2月17日付けで各区に通知した。</p> <p>今後とも、継続して各区に注意喚起を行い、適切な事務処理に努めるものとする。</p>
	審査判定会議	参加委員数											
中区	令和元年7月18日	4人											
安佐南区	令和元年7月18日	3人											
安佐南区	令和元年8月22日	4人											

(2) 訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見 (所管課：健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>&lt;内容&gt; 自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、更新時に事業者の意見を提出することになっている。</p> <p>安佐南福祉事務所で2か月分のサンプルとして検証した事業者意見のうち、「（8）一般就労や他の事業への移行が可能か」という質問に対して、理由として「現状のままでは困難と思われる」と記載されているものが1件確認された。</p> <p>訓練等給付費に係る支給決定の更新の際に求められる事業者意見は、支給判断の要否を決定する上での資料となり、扶助費の金額に影響を与えることとなる。</p> <p>市の回答としては、国の事務処理要領において「それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、更新の要否を判定する」と記載されており、事業者意見の記載が十分でないものの当該要領に沿って事務処理を行っているとのことである。また、担当者によれば事業者には参考例文を配布しているものの記載内容は事業者が例文に則った具体的な理由の記載がない場合があるとのことである。</p> <p>&lt;とるべき対応&gt; 事業者意見は更新の要否の判定に重要であることから、理由の記載内容を十分に確認の上、記載</p>	<p>監査の意見を受けて、支給決定を行っている各区に対し、更新時に事業者意見を受理する際は、理由の記載内容を確認し、その記載内容が不十分な事業者があれば、再提出又は修正を求める等指導を徹底するよう、令和3年2月26日付けで文書で通知するとともに、同年3月16日に開催した本庁と各区との連絡会議において周知を図り、適切な事務処理に努めるよう注意喚起を行った。</p> <p>今後とも、継続して各区に注意喚起を行い、適切な事務処理</p>

内容が十分でない場合は事業者に対して再提出を求める又は修正を求める等十分な指導をすること  
に努めるものとする。  
が求められる。

令和 3 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(水道局)

- 1 監査意見公表年月日  
令和 4 年 1 月 27 日 (広島市監査公表第 2 号)
- 2 包括外部監査人  
中川 和之
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和 5 年 3 月 22 日 (広水財第 134 号)
- 4 監査のテーマ  
水道事業に関する経営管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 廃止意思決定された固定資産 (府中浄水場) の会計処理の検討について (所管課: 水道局財務課、技術部調整課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>現状 (会計処理、問題点)</p> <p>府中浄水場は、令和 3 年 1 月時点で廃止決定となっており、廃止意思決定時点で適切な会計処理の検討がなされていない。府中浄水場に関しては、廃止後に府中配水池を更新するロードマップ表が作成されており、具体的な廃止時期は見込まれている状況であると理解できる。さらに、廃止時期が延長されているものの幹部会議等の協議がなされていない。</p> <p>広島市水道施設 [浄水場等] 維持保全計画では雛型が公表されているが府中浄水場においても「広島市水道局水道施設カルテ」で建物、施設等の状況を点数化して補修や補強または更新計画を策定するための基礎資料として活用するため作成している。</p> <p>監査人の意見</p> <p>府中浄水場は、令和 3 年 1 月時点で廃止決定となっていたことから、廃止意思決定時点で、令和 3 年 3 月期決算において府中浄水場の固定資産について適正な会計処理 (部分的な除却と減価償却における耐用年数の短縮化) を検討しなければならない状況であったといえる。</p> <p>固定資産実査時に、府中浄水場廃止後に府中配水池を更新するロードマップを作成されていることを確認しており、廃止までの期間見積も可能であると判断できる。</p> <p>水道施設カルテでは、府中浄水場は更新計画で「2017 廃止」と記載されている。府中浄水場の水道施設カルテは入力項目の一部に空白があり、更新時期を判断するための十分な情報が収集できているのか疑問が残る。水道局は府中浄水場は合併町からの継承施設であり、詳細情報に不明な項目はあるものの、維持管理に支障はないとのことである。しかし、諸事情があるとは考えられるものの、水道施設カルテを十分活用して廃止決定後の残存耐用年数の見積等を行い、固定資産の会計処理の可否を適切に検討することが望ましいと考える。</p>	<p>府中浄水場の固定資産に係る会計処理については、本体施設の撤去に併せて除却処理することとしていたが、監査の意見を受けて、令和 3 年度決算において、固定資産の一部を除却する処理を行った。</p> <p>また、減価償却における耐用年数の短縮化については、地方公営企業法施行規則第 15 条第 4 項各号に規定されている事由のいずれにも該当しないことから行っていない。</p>

(2) 固定資産の登録単位について (所管課: 水道局財務課、技術部調整課)											
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容										
<p>現状 (会計処理、問題点)</p> <p>固定資産取得に当たって、工事の中で一体として取得する資産については「一式」として固定資産登録しており、「一式」として登録した固定資産について一部除却が生じた場合は、割合に応じて除却処理を行うこととしている。</p> <p>固定資産実査において、高陽浄水場の運転制御を行う中央監視制御装置の一部であるプリンタ装置を一式として資産取得している事案があった。</p> <p>詳細情報</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資産番号</th> <th>所在地</th> <th>分類</th> <th>資産名称</th> <th>令和 2 年度末帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>428032994</td> <td>高陽浄水場</td> <td>機械及び装置</td> <td>プリンタ装置 場外系</td> <td style="text-align: center;">409</td> </tr> </tbody> </table> <p>監査人の意見</p> <p>固定資産台帳は固定資産をその取得から除却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿である。所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに保有財産の適切な管理及び有効活用に役立つものである。</p>	資産番号	所在地	分類	資産名称	令和 2 年度末帳簿価額	428032994	高陽浄水場	機械及び装置	プリンタ装置 場外系	409	<p>監査の意見を受けて、固定資産の登録単位については、工事の中で一体として取得する資産であっても、勘定科目及び耐用年数等を踏まえて固定資産台帳に適切に登録するよう、改めて令和 4 年 3 月に周知を図った。</p> <p>なお、中央監視制御装置とプリンタ装置については、それぞれ固定資産台帳に登録している。</p>
資産番号	所在地	分類	資産名称	令和 2 年度末帳簿価額							
428032994	高陽浄水場	機械及び装置	プリンタ装置 場外系	409							

固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第2号において種類、構造又は用途、細目により分類したうえで規定されている。  
 現状の処理のように、工事の中で一体として取得する資産を「一式」としてまとめて登録した場合には、本来であれば異なる勘定科目、耐用年数で登録すべき資産も主たる資産にまとめて登録されることとなる。少なくとも、勘定科目又は耐用年数が異なる資産については別に固定資産台帳への登録を検討することが望ましい。

令和4年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
 (教育委員会)

- 1 監査意見公表年月日  
令和5年2月2日 (広島市監査公表第3号)
- 2 包括外部監査人  
松本 京子
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和5年3月17日 (広市教総施第66号)
- 4 監査のテーマ  
財産に関する事務の執行及び管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 公有財産の名称について (神田山教育施設予定地) (所管課：教育委員会事務局総務部施設課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
現在は、牛田新町小学校、牛田中学校、広島商業高等学校の敷地として利用されているにもかかわらず、名称が「神田山教育施設予定地」のままである。適切な名称に変更することが望ましい。	監査の実施を受けて、令和4年10月に、公図等を基に公有財産台帳に記載していた「神田山教育施設予定地」を「牛田新町小学校」、「牛田中学校」及び「広島商業高等学校」にそれぞれ変更した。

(2) 所属替えについて (井口二丁目教育施設予定地) (所管課：教育委員会事務局総務部施設課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
本物件にはアスレチック遊具が設置され、井口小学校の児童が利用しているため、井口小学校の資産とすることが望ましい。	監査の実施を受けて、令和5年1月に、公有財産台帳を修正し、財産名称を「井口二丁目教育施設予定地」から「井口小学校」とした。

(3) 公有財産台帳への記載について (井口二丁目教育施設予定地) (所管課：教育委員会事務局総務部施設課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
本物件の井口小学校側に設置されているアスレチック遊具設置の経緯は不明であるが、工作物として公有財産台帳に記載されていないことから、公有財産台帳に記載し、適切に管理することが望まれる。	監査の実施を受けて、令和4年10月に、アスレチック遊具を工作物として公有財産台帳へ記載した。

